
令和元年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和元年12月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第100号、議案第101号、議案第107号、議案第108号、議案第88号

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第100号、議案第101号、議案第107号、議案第108号、議案第88号

日程第3 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鎌水 英一君
8番 熊懐 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君
14番 櫛川 正男君	

欠席議員(1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君

記録係長 宮崎 恵君

記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を直ちに開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。11番、上野恭子議員の発言を許可します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 11番、上野恭子でございます。皆様、おはようございます。

2日目の1番に当たりまして、非常に光榮に思っております。しっかりと意思が疎通できるように頑張りたいと思います。

それでは、始まる前に、9月議会におきまして、私が非課税世帯プレミアム商品券の発売について、場所等を控え目というような意見を申し上げておりましたら、早速、場所を控え目の場所にさせていただき、会計課での商品発売等の対応もしていただきまして、高齢者、子供さん連れが、館内で全て手続が終了するように、住民サービスに配慮をしていただきました。そのことにとっても感謝をいたしております。ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは1つ目、8050引きこもり問題について。2つ目、市の活性化について。3つ目、避難所の防災備品の整備について。4つ目、小学校児童通学用かばんについて質問をいたしたいと思ひます。

それでは、1つ目の、8050引きこもり問題についてでございます。

皆さん御存じのように、80歳代の親が50歳代の子供の生活を支えるという8050問題ですが、背景にあるのは子供の引きこもりの長期・高齢化であるということです。40歳代から60歳代の引きこもりの人は、全国で約61万3,000人いると推定されており、社会的に孤立している深刻な事態が全国で相次いで報告されております。そこで、うきは市では、中高年の引きこもり実態は把握されているのか。また、具体的な社会復帰支援や自立支援等の取り組みは行われているかという質問でございます。

1980年代の不登校等により、この問題が継続されているわけですが、40歳から64歳まで、61万3,000人。また、15歳から39歳を含めると、115万人推計の引きこもりがいらっしゃるということです。また、本人の兄弟、それから姉妹は、約196人いるということ、これは国勢調査の中の推計でございます。非常に、現実はもっと厳しい数字ではなからうかと、私、個人的に思っているわけです。

O S D、親が——Oですね、S——死んでしまったら、D——どうしようという、引きこもりの関係者の心配、そのことがしっかりうたわれております。うきは市で33.7%の高齢化率であります。全国で、親や兄弟から不安の相談が支援団体に入っているというようなことでもあります。生活困窮の自立支援とか、公的窓口支援制度へつないでいるようでございますが、うきは市の実態の把握と、また、将来を見据えて進んだ対応の考え方、取り組みをやられているか。そのことについて質問をいたしたいと思ひます。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、8050引きこもり問題について、そ

の実態と取り組みについての御質問をいただきました。

これまで、実態調査は行っておりませんが、平成27年度から民生委員・児童委員に対してアンケート調査を行い、日ごろの活動から引きこもりの方の把握をしており、昨年度の結果では、中高年の引きこもりは16名となっております。

また、うきは市社会福祉協議会に委託している「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」での中高年の支援対象者は、40歳代が2名となっております。引きこもりの把握経路としては、地域からの相談が最も多く、また、遠方に住む親族からの相談により把握する場合があります。中高年の引きこもりの問題は、親の世代が元気なうちはなかなか相談として上がってくるのが少なく、親自身が認知症などの原因で支援が必要になることによって、これまでできていた子への支援が難しくなり、親子の日常生活のバランスが崩れたときに問題が発覚する場合があります。親も、子を支援できるうちは周囲へ隠していることも多く、早い段階で引きこもりの実態を把握することは難しい現状があります。

次に、具体的な社会復帰支援や、自立支援の取り組みでございますが、平成22年度から、うきは市社会福祉協議会に委託をしている「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」で、うきは市社会福祉協議会の内職シェアステーションで仕事をしたり、北筑後保健環境事務所や精神科等医療機関、ハローワークなどの関係機関と連携して、支援を実施しております。

中高年の引きこもりは、これまで地域や外部とのかかわりが希薄であった場合が多く、相談が上がってきたとしても介入することが難しい事例も多いようですが、周囲の方や親族から、なるべく多くの情報を収集し、親または子のいずれかから状況に応じて就労、金銭問題、親の介護など必要な部分から支援を行っております。

8050問題は非常に難しい問題ではありますが、親子が孤立せず、地域や外部とのかかわりを持ち続けることが重要であると考え、関係部署が連携しながら、継続的な見守り支援を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

今、市長のほうから述べていただきましたが、いつも、私の横の12番議員が、議会が始まって、決算委員会、いろんな場で、引きこもりの把握はできているのかという質問をされる場面が印象に残っております。その場合、行政からの報告ではなかなかつかみどころがない、数字的にデータをつかめないというような言葉をいただいております。各市町村にお伺いしてみますと、出張すれば出張先でお伺いしてみますと、そこあたりでもなかなか人数把握ができないというような言葉をいただきます。

こういうことからして、私のほうも、社協のほうで心配ごと相談、それから不登校・引きこも

り相談、それから自立相談と、されているのは早い時点で把握をいたしておりますが、これがあっても、なかなか、引きこもりの解消にいかないわけでございます。

国からいろんな指導はあっていると思いますけれども、今現在、地域包括ケアシステム、第1層、第2層の会議があっております。私も行けるときはなるべく率先して会議に出ているわけでございますが、こういう中ででもですね、しっかりと把握ができないかということを考えてまいりました。何度もこの会議には出ましたけれども、今、立ち上げの時点でありますので、出てこないのだとは思いますが、こういうこともしっかりと把握するためのケアシステムだろうということも思っておりますが、こういうことから、1人でも多くの人を把握し、私たちの時代が終わった後でも、子供たちがなるべく抱え込まないで、自立して生活をしていける状態をつくってやっておかないと、大変なことになるという思いが、私、あります。それでなくても、今、自分たちの子供たちはですね、多くの年寄りを支えながら、今から暮らしていくわけですので、少しでも荷物を軽くしてやるということは、大変重要ではなかろうかと思っております。

私も個人的に、ほかの方が、地域の方が知り得ない引きこもりの人も数人知っております。だから、今、市長の言われた引きこもりの人数ですね。把握している人数の何倍かはいらっしゃるのではなかろうかと思っております。お母さんが私たちより少し若ければ黙っていらっしゃいます。でも、私たちの年にはすぐなります。で、全然言われないうですね。ピンポンを押しても出てきませんしですね。もう、本当、日に当たらない状態でいらっしゃるのではなかろうかと思っております。

引きこもりの第一の原因は、対人関係が多いというようなことを聞いております。そのことから引きこもるわけでございますが、そのほかのことで引きこもる例もあると思っておりますが、長ければ長いほど、非常に解決が難しいということも、自分もしっかり思うわけですし、例としてそういう方も知っております。私がまだ20年ぐらい若い前に、自分の事業をしております中に、御兄弟の方からですね、姉が引きこもっております、心配しておりますという声を聞いたこともあります。でも、親からは聞いたことはございません。だから、実態として、8050というのは親からの相談がない、兄弟が心配しているという事例が多いのではなかろうかと思っております。

この順序が不同で、私も流れるままに言っておりますが、先日、西日本新聞で、これは何日でしたか、全然日にちを、記載のところがとれておりますのでわかりませんが、引きこもりは第一に兄弟、姉妹がしっかりと心配をしている、不安をしている。なぜならば、親が亡くなった後、あの引きこもりの妹、弟はどうなるのだろうかという心配ですね。これが非常に多く、支援団体には相談が来るそうでございます。そして、先ほどから申しましたように、推計196万人が全国に引きこもっているというようなことでございます。国勢調査の中からの推計ですから、この倍、最低でも倍はいらっしゃるのではなかろうかと思っております。

そして、ここに調べておりますが、1位が対人関係であります、引きこもりの多いのは、都市部よりか地方部が非常に多く、深刻であるというようなことがうたわれております。結局、地方部では親の範囲内で暮らすということであれば、完全な引きこもりができるわけですね。都市部のほうでは核家族世帯で暮らしておりますので、親と一緒にありませんから、食べ物ぐらいは買いに行かなくてはならないというようなことがあるのだらうと思います。こういうことで、地方部がしっかりと深刻化する8050であるということですね。

皆さん御存じのように、引きこもりからいろんな事件があり、また、親が心配をして、この子が他人に迷惑をかけるのではなかろうかという思いから、いろんな事件もありましたことは皆さん御存じのとおりでございます。親が見続ける世帯が急増しているということです。親が生きている間はどうかになりますが、親が亡くなればどうなっていくかということ、このことを危惧しているわけでございます。対策を早目に、早期に、今でも遅いくらいであります、やっていかなくてはならない。そのために、この地域包括ケアシステムの中でしっかりと審議をし、デリケートな部分ですから、どのように問題提起をしていけばいいかということは、担当のほう、市のほうで、それと出席者のほうで考えながら進めるのが適当であると思いますが、みんなで共有してこの問題を解決していかなければならないと思っております。

先日、NHKのテレビ番組で、長い間引きこもった女性の方が障害福祉賞をとられ、体験の中から、私は引きこもりでしたと。家族や周りに支えられて立ち直り、このような賞をいただきましたということを述べておりました。ということですので、立ち直りができるということですね。あるきっかけで立ち直りができるということですので、非常に難しい問題ではありますけれども、ふたをしておくわけにはいかないということで。いつか誰かが抱え込むということで、その人の人生も、せつかく生まれてきてから楽しい人生を過ごしていただくためには、みんなで力を合わせて支えていかなければならない問題ではなかろうかと思っております。

こういうこととして、私は、地域包括ケアシステムの中でしっかりと、デリケートな面ではありますが、声を上げながらみんなで考えていき、1人に押しつけないで、みんなの問題として進めていくことを提案したいと思います、担当課のほうでこのことについてどのようにお考えでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

今、議員がおっしゃいました地域包括ケアシステムについては、自助、互助、皆で支え合うシステムをつくっていくということでございます。地域包括ケアシステムは、高齢者だけではなく

て、普遍的に障害者、それから社会的に弱者の方、女性、子供、それから、今回の議会でも出ております外国人の方、いろんな方を社会的に排除しないシステムをつくっていくという地域共生社会を目指しているものだと考えております。その中に、引きこもりの方の支援というのは、とても重要だと考えております。

それで、私も地域包括ケアシステムの協議の場に一緒に参加して、皆さんと話し合いを進めているところでございます。この引きこもりの問題も、議員がおっしゃるように当事者、それから家族の責任に言及するのではなくて、地域がその方たちを排除しないように、温かく見守るシステムというものを地域包括ケアシステムの中で取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 所長の力強いお言葉をいただきました。しっかりと、非常にデリケートな部分ですので気は使いますけれども、そのことばかり言っておりますと解決に進みません。非常に難しい問題ではあると思いますが、そういう引きこもりの問題解決の手だてとして、この包括ケアシステムの中でもこの文言を出しながら、しっかりと把握し、皆さんで共有しながら、ぜひぜひ支援を進めていただきたいと思います。社会参加のためには、こういう引きこもりの方の社会参加のためには、見てある親御さんに投げかけていく。そして、その本人の居場所づくりも必要ですが、専門的な第三者の方の勧誘も必要ではないかと思っております。

ここに、少し調べて書いておりますが、深刻する事例の紹介や、課題の——講演会ですね、講演会。それから、当事者や家族の支援について語り合う場。それから、つながっていく場の講演。それから、地域同士の支え合いの取り組みの話し合いとか、いろんな手だてをしながら、社会参加をさせていくということの重要性を考えております。

本当に、一、二年引きこもったかと思えば、10年はすぐでございます。10年引きこもりますと、本当に、非常に難しい問題になっていきます。ここに、新聞に書かれておりますが、民法では親子や夫婦と同様、兄弟、姉妹にも互いの扶養義務の規定がありますということです。ただし、それは生活に余力がある場合の生活扶助義務であります。だから、親が亡くなったら扶養義務があるということですね。経済的に困窮している、経済的に無理な方はそれはありませんけど、ある程度、経済的に兄弟がいい暮らしができてあれば、扶養する義務があるというようなことが書かれてあります。

それで今、全国的に兄弟から、こういう兄弟がおりますがという相談が相次いでいるというようなことでございます。自分だけが幸せになっていいのかという後ろめたさを感じる兄弟も多いということで、生活困窮、自立支援の窓口など、公的な支援につないでいるということもございますので、今後、そういう支援体制も構築していかななくては、また、そういう方を確認したとき

の対処の仕方ですね。そういうことも大変でしょうが、次から次に覆いかぶさるように問題がありますけれども、そういう方の助けをしていただきたいなと思っております。

包括ケアシステムの中ででもですね、私も、ケアシステムの会議があるとき、あるとき、なるべく100%出席を目指しておりますので、所長のほうからもよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、答弁をいただきましたので、この件はこれで終わらせていただきたいと思えます。

それでは2つ目、市の活性化についてです。

市の活性化、商店街の案内をするマップ、広報紙や看板等に店主の似顔絵を入れて作り手を紹介しながら、ユニークで親しみやすさを感じるような「賑わい」案内マップにしたらどうかということでございます。

市内の活性化には、作り手を身近に感じる、顔の見えるお店の紹介、商品紹介が大切だと思っておりますが、20年ぐらい前ですかね、商工会女性部でこのような、筑後吉井のおかみさんマップというのができました。これが、全部おかみさんがイラストで描かれて、とてもユニークで、大事にとっておりました。日用雑貨のお店とか、食品関係とか、いろんなおかみさんがユニークに描かれておりましたので、せっかくならばこういうユニークさをもったマップで、インパクトを強く持って行くのもいいのではなかろうかと思ったわけです。

一つ一つの中でも、何か楽しみのあるマップ作成も、とてもアイデアでいいと思ったわけです。この中から、このマップのイラストから何軒かお店を訪ねていった記憶がございます。こういうことを提案したいと思って、きょうは言わせていただきました。

それから2つ目、温泉街の活性化の取り組みの1つとして、市内のどこの温泉施設でも入浴できる「湯めぐり通行手形」等を発行して、温泉を利用していただける機会をふやし、温泉の温熱作用による健康づくりやリラックス効果、ストレス解消効果、疲労回復効果などの癒やしを改めてアピールしながら、楽しさを倍増させる活性化につなげてはどうかということです。

私は、活性化は二乗でいくということが非常に好きです。足し算じゃなくて掛け算式でいく活性化が、非常に進みが早くて、アピール度も高く思っておりますので、そういうことからして、こういう、何かアイデアを生かしながら活性化につなげてはどうかというアイデアの提案でございます。これは、皆さん御存じのように、黒川温泉でもしっかりやられていることでございます。

ときめく通りであること、そして、あるものを生かしながら、おいしいものと掛け合わせながら、類似のお店と交流をし合い、お互い力を合わせて活性化につなげるということが今の時代は大事です。昔は、自分のお店だけというような考えでありましたけれども、今は手をつなぎ、お互いのアイデアを出し合いながら活性化につなげるということが非常に大事であります。

で、発想力が大事です、温泉街ですから。今、温泉街に行きますと、浴衣姿でうろうろしてい

るようなお客さんは余り見ません。ということは、その温泉に行ったらその館内で過ごしているということですね。こういうことでは、しっかりと活性化につなげられないのではないかとということで、通行手形、入湯手形を手に入れば1枚であっちこちの温泉に二、三回入れるというようなこと。そういうことが非常に楽しい温泉旅行ではなかろうかと思っております。

買い物も、この旅館に行っても、こっちの旅館で買い物ができるというようなこと。こっちにあるお土産品は、こっちでないものはこっちの旅館で買える、イベント等も見に行けるというような、連携した、充実した経営ができるように狙うものであります。

筑後川温泉はにっぽんの温泉の100選の1つで、お湯がとろとろでやわらかい硫黄泉、源泉が34度から44度アルカリ性で、温泉マニアは非常に好みます。それから、飲用、飲むこともできる、こういう特許も取っているようなことでありますので、お料理にも幅広く使えるということですね。そういうことからして、そういう湯めぐり通行手形等の発行もいかがかということなのです。

それから、3つ目が、スイーツ店の数が人口比で日本のトップレベルとうきは市は聞きますが、季節のフルーツをたくさんつけたスイーツが多く感じるようです。そういうものであれば、ちょっとイベント時に観光に来た方に、あっちこちに点在するスイーツ店の紹介をするという意味で、何か、若い方の市内でお商売をしたいという方に、セレクトショップとかを設置してはどうかというようなことの提案でございます。

パンであれば、いろんなところに点在してるパン屋さんのパンを、店名を紹介し、一同に並べて御紹介する商売。私は長年事業をやってまいりましたが、作り手と売り手と分けてするというのも1つの商売の方法であります。つくった方が必ず売るじゃなくて、つくった方は最高のものをつくり、売り手は最高に皆さんに御紹介するというのも商法の1つでありますので、そういうセレクトショップを設置してはどうかという提案でございます。

また、鏡田屋敷や居蔵の館なども、ただ見て回るだけでは、もう一度、二度おいでになった方は足が遠のいていくということでもありますので、おいしいものとコラボをしていくということが観光の絶対条件であると思っております。よその市町村でも、文化的な建物の中で、名産の、特産のお料理セットとか、スイーツセットとかしてあるところもたくさんあります。

そういうもので、お料理とはいかずにしても、各店の季節のスイーツセットなどを紹介するというのも非常にうれしい観光のやり方ではなかろうかと思えますし、たびたびのスイーツ紹介も変わってくれば、お客さんも楽しみで足を運ぶわけですね。そういうことからして、そういう提案をしてみたいと思えますが、いかがでしょうか。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市の活性化について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、商店街等を案内するマップについての御質問であります。うきは市商工会が以前、ただいま、議員からの御指摘のように、各店主を写真やイラストで掲載し、消費者の方に作り手の顔が見えるような会員の紹介マップを作成した実績があります。これを通じて、地元での買い物を推進させることは、地域経済の発展と地域の活性化の一助になるのではないかと考えております。

今年度リニューアルした、「ふるさと納税ホームページ」では、商品の特徴を伝えるため、事業者の顔や生産作業風景の写真を掲載することで、作り手の思いやこだわり、商品の特徴などがより伝わりやすい商品PRを行っておりますが、ふるさと納税寄附額も増加傾向にあり、このような取り組みの効果があつたのではないかと判断をしているところでございます。今後、うきは市商工会等と協議をし、商店と消費者の信頼と安心さがさらに築かれるよう、十分検討してまいりたいと考えております。

2点目が、温泉街活性化の取り組みとしての湯めぐり通行手形についての御質問であります。温泉街活性化については、平成29年度から「森林・温泉・健康産業創出事業」として、筑後川温泉6軒、吉井温泉3軒と連携し、温泉の効能分析、うきはの湯パンフレット作成、入浴剤の開発等、「うきはの湯」として各種事業の取り組みを進めてきております。

温泉手形につきましては、平成24年九州北部豪雨災害復興感謝祭の取り組みの1つとして、筑後川温泉5軒の旅館の温泉入浴を2カ所利用できる、「筑後川温泉入浴手形」を限定で200個製作した経緯があります。この手形によって、日帰り入浴の増加や温泉のPRに効果がありました。また、筑後川温泉旅館組合では、ことしの8月の平日に宿泊いただき、浴衣を着用して来館されると筑後川温泉内の全ての旅館の温泉に入浴できるキャンペーンを行っております。温泉手形の取り組みについては、各旅館や筑後川温泉旅館組合等と十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の、うきはのフルーツを使ったスイーツを一同に紹介できるセレクトショップについての御質問であります。市内のカフェ・スイーツ店については近年店舗数がふえてきており、市内に約50店舗ございます。市では、市内のスイーツの情報を発信するため、市役所の女性職員有志で「スイーツ案内課」を結成し、SNS等でさまざまなスイーツの情報を発信しており、マスコミ関係にも多く紹介をされているところであります。

さらに、地域おこし協力隊のフルーツ推進プランナーによる「うきはパフェ部」を開設し、月に1回、うきはのフルーツやスイーツ店の材料を使った「パフェづくりワークショップ」も、鏡田屋敷や居蔵の館等で開催し、市内のフルーツやスイーツの情報発信を実施しており、大変好評をいただいているところであります。

うきはのフルーツを使ったスイーツを一堂で紹介できるセレクトショップの設置については、以前、白壁交流広場に名物スイーツを集めたイベント、「うきはスイーツコレクション」を実施しておりました。「うきはのスイーツ」という知名度を上げる一定の効果は出たのではないかと考えております。

今後も、スイーツのまち「うきは」としてブランド化が図られるよう、さまざまな形でスイーツ等を紹介する取り組みと、SNSでの情報発信を推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 答弁をいただきました。このマップのことは、非常に覚えていただいているということですのでうれしく思いますが、しっかりと、やっぱりアイデアで活性化はなっていくので、組合、商工会、いろんな場でアイデアを出し合いながら、自分だけのアイデアじゃなく、共通してそのことで頑張っていく。今、個々で頑張るのではなくて、つながりながら頑張っていくということが非常に大事でありますので、しっかりお願いをしたいと思います。

また、温泉につきましても、吉井温泉がこちらのほうに3軒ですか、筑後川沿いではありますが、筑後川温泉と違う、ちょっと離れた位置にありますけれども、連携して。黒川温泉では、道路は旅館の廊下であると。そうすると、それぞれの植木が植わってるのは、その旅館の、大きな旅館の中の1つのお庭であるというような感覚で、黒川温泉は経営をしており、全国で一、二位に上り詰めた温泉の、全国で1番から2番に上り詰めた、存亡の危機からの脱出であります。年間100万人が訪れるということです。

1つ申し上げますと、かっぱう手形、お酒とおつまみセットで、至るところで3回楽しめるのかですね。いろんなことをコーディネーターの方と連携しながらやっているというようなことです。アイデアがやっぱりお商売には欠かせない、活性化には欠かせないということです。こういうことをしっかりとしながら、それぞれ、それぞれの考えではなく、ある程度、考えの違うところもあっていいんですけど、大枠はまとまりながら、吉井温泉も筑後川温泉もやっていくところが、しっかりと活性化につながるのではなかろうかと思えます。温質がいいので、やっぱり、十二分に検討しながらやっていく必要があると思えます。

それと、スイーツのことを申し上げましたけど、目は全身の窓であります。私はそう思っております。そういうもので、建物にしてもスイーツにしても、目で見て楽しむ。そしてそれが活性化につながっていきますので、しっかりとそのことを考え合わせながら、活性化のアイデアを出していただきたいと思います。

鏡田屋敷、居蔵の館等は、サテライトオフィスとかシェアオフィス、こういうものに目を向けていただくのも大変重要なことだと思います。今、災害があつて、企業の分散型というのもあつ

ておりますので、そういう意味ではしっかりとアピールをしていただき、サテライトオフィス、それからシェアオフィスの取り組みもやっていただきながら、その中でもう一度、あの建物を見たいというようなことで来ていただけるようなスイーツ紹介等もいいのではなかろうかと思えます。

20代のときに、私は楠森の河北家を訪問いたしまして、あそこで上がったところのすぐのところ、大きい丸いテーブルを置いておられまして、そこでコーヒー1杯をいただきました。とても由緒ある建物の中で、お庭、それから蔵を見ながら、ただのコーヒー1杯がとてもおいしくいただいたことを覚えております。そういうことで、非常にインパクトも強くなりますので、手のかかるものはできないと思いますが、そういうスイーツをセットで出すというようなことも考えてみてはいいのではなかろうかと思っております。そういうことで、しっかりと活性化にはアイデアを出しながら頑張っていたいただきたいと思います。

最後の担当課からのお言葉をいただいて、次に移りたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課長の樋口でございます。よろしくお願いたします。

今、うきはブランドということで、いろんな形で推進を行っております。以前でしたらチラシを配ることが多かったり、旅行代理店へのPRが多かったんですが、最近ではDMOの関係もございまして、自分たちの力でどれだけ売り込むかということで、SNSとか、いろんなアイデアを出しながら今後も進めていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。担当課長のお言葉をいただきますと安心して次に移れますので、ありがとうございます。そうしましたら、アイデアを生かすということで、よろしくお願いたします。さっきの、温泉のあれにはしっかりと、やっぱりアイデアが生かされるということが鍵だと思っておりますので、どうぞ、その点をよろしくお願したいと思えます。

それでは3番目。時間も押し迫ってまいりましたので、3番目、避難所の防災備品の整備についてでございます。これは市民の方からのお声もいただきましたので、今回、質問といたします。

自治会、避難所に指定されている各地区のコミュニティセンターに、避難所用のAEDや救急箱の配置が必要だと思えますが、ということで、私、ちょっと調べてみましたところ、AEDがあるところとないところ、それから救急箱も専門的医療の救急箱とは少しほど遠いかもせ

んが、一応、救急箱としてあるところとないところとあるようにございます。

こういう自治会の活動で、地元住民の方が集合する場所でもありますので、非常に必要かと思いますが、こういうものは自治会でそろえなくてはいけないものか。それから、市のほうで予算に組み込んでそろえていただくものか、そういうところをちょっと聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、避難所の防災備品の整備について、避難所に指定されている各地区コミュニティセンターへのAEDや救急箱の配置について、事前通告で御質問をいただいております。

うきは市におきましては、災害等が発生した際の避難所として、地区コミュニティセンターを中心に、11カ所開設することが多くありますが、その中で、うきは市役所を除き、現在、AED、救急箱が配置されている避難所はないのが実態であります。AEDにつきましては、電気が流れる機器を取り扱うことから、実際にAEDが必要な場面に立ち会った際に、安全に、そして確実に機械を取り扱うことができるよう、その使用方法について職員や施設職員等を対象に、年に1回の救急の日にあわせて、うきは市は講習会を開催をしております。また、災害の際に最も重要な役割を担う消防団員におかれましては、新入団員研修として、AED取り扱いに関する研修も行っております。

うきは市としましては、こうした講習会や研修等を今後も継続しながら、各避難所へのAED、救急箱のあり方について、その配置についての検討をしたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

やはり、地域には消防に出て退職された方、いろんな職種の方がいらっしゃって、私もそのことを、AED、救急箱のことは気になり、私は千年でございますので、千年自治会に聞いたこともございます。ところが、AEDはないと。救急箱、ちょっとした薬箱はあるというようなところ。また、福富等に聞きますと、どちらも備わっているというようなところもございました。

それで、やはり自治会でそろえなくてはいけないものかどうかということを考えましたときに、ちょうどそのころ、市民の方からの御相談がありましたので、ぜひ、きょうお尋ねしてみようということになったわけです。

AEDは安価なものではございませんし、期限等もあると思いますので、小学校と共用という部分もあるのかなと思いましたが、それであれば、やはり自治会の事務所等の前の、みんなが通る廊下にAEDは小学校のところに設置してありますというような表示がなければなりませんし、救急というところは非常事態でありますので、そういうことも考えたものです。

私が中学校のときに、ある下級生が心臓発作で、運動場で倒れ、亡くなった事例もありました。今思うと、AEDがあれば助かった命ではなからうかと思えますけど、昔、もう何十年も昔のことですので、そのままお亡くなりになった次第です。ちょっとした時間ですね、ほんのわずかな時間での、生きるか死ぬかの対応でございますので、ぜひ検討していただいて、そして安心してですね、自治会活動ができるように、今から、また特に多くの方が集っていくと思えますので、ぜひ検討していただくようによろしくお願いいたします。

答弁の中で、検討していただくということでもありますので安堵したわけです。どうぞよろしくお願いをしておきます。

それでは、次に移ります。

小学校児童通学用かばんについてでございます。ランドセルの重さの問題は、教科書の増加などでランドセルが重くなり、子供の体の健やかな発達に影響が生じかねないことが懸念されている問題であります。最近ではナイロン製で軽く背負いやすい、比較的安価なリュック型のランドセルも開発されております。制服の採寸の折にでも紹介したらどうかという提案でございます。また、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童・生徒の机の中などに置いて帰る置き勉の対応については、教育委員会のほうではどのように考えてあるかということでございます。

低価格といいますと、今の革のランドセルは5万から6万、このリュックになりますと、ナイロン製で背負いやすい。肩ひもも非常になじみやすく、子供に余り威圧感のないランドセルとなっております。2万程度で、軽くて、1,280グラムほどで、背中に当たる部分がソフトでなじみやすいということです。6年間、メンテナンスもついているというようなことですが、安価であり、軽くて背負いやすい。このことは非常に子供の発達にはいい影響ではなからうかと思って、質問としました。

革製品というのは、女性のバックでも、革であるということで、中が空であっても非常に重たいものです。中身を入れたら非常に重たくなります。また、そういうものでありますから、一度採寸の折にでも、制服の採寸の折にでも御紹介だけする。あとは、買うか買わないかは見た方が選ぶわけですので、御紹介だけしてみたらどうかということです。こういうことで、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、小学校児童通学用かばんについて御質問をいただきました。

このことに関しましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） ランドセルの紹介及び教材等を学校に置いて帰ることへの対応につい

での御質問でございますが、発達段階にある児童が通学するときに、重いかばんを携行することに対して懸念する意見があることは承知いたしております。以前に比べ、教科書のサイズが大きくなり、全体的に児童が携行する教材の重さが増してきております。そのことに対し、ランドセルメーカーも近年軽量化に努め、その重さは平均1,100グラムから1,300グラムと言われております。

議員御提案のランドセルの紹介につきましては、ランドセルの種類や機能が多種多様であり、使用する児童はもとより、保護者の意向が大きく影響するため、うきは市としての紹介は差し控えたいと考えております。

また、家庭学習に使用する予定がない教材等を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉については、平成30年9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」と題し、文部科学省から事務連絡が発せられており、その中で、家庭で使用しない教材を学校に置いて帰ることや、学期初めや学期末に持ってきたり、持ち帰る学習用具を分けること等の配慮を行うように求めています。

市内の各学校においても、全部持って帰る指導は行っておらず、今後とも、文部科学省の事務連絡に沿って柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

ランドセル等におきましては、うきは市では紹介は控えさせていただきますということですので、それはそれで結構かと思いますが、まず、入学時の子供さんを持つ親御さんに対しては、発達段階のランドセルの重さについては考えて購入をお願いしますということをお口添えいただくということは大事ではなからうかと思っております。

実際、本当に、もう何十年も前ですが、1年生に上がった子供さんに、登校前にランドセルをからわせると、ランドセルを背負って立ちきらないとか、後ろにのけぞったとか、いろんなこともあっております。それで、御兄弟の方が2つランドセルを背負って登校したという実例もあっておりますので、非常に、子供たちには負担であろうと思っております。

また、教科もふえますし、今、教科書はですね、1年生から6年生、教科書のページ数というのは6,518ページあるというようなことも、調べてみましたら書かれてありました。自分の体の半分ぐらいの重さを背負っていくということでもありますので、発達の段階においては非常に影響があるのではなからうかと思っております。

ある父兄においては、荷物の重量を調査してほしいと、学校へ要望の声を上げている御父兄もいるというようなことでありました。また、「置き勉」については、文科省が児童の体の大きな負担になり、児童の健康が全て優先される。持って帰ることよりかは健康が一番優先的ですよというようなことが、文部科学省は言っております。各都道府県教育委員会に許可をするように、

「置き勉」については許可をするように、認めるようにというような方向で動いているというようなことも言われておるようでございます。

子供たちが、文科省は子供たちが毎日通う学校。荷物を、教科書等、いろんなものを持っていくことが苦になるような通い方は見直すべきであると。最も多いときで6キログラムぐらいはあるというようなことも文科省は言っております。こういうことで、なるべく体の発育に影響しないようなやり方をやっていただきたいと思います。

置き勉をするようになりますと、私がせんだってから何度も申し上げました、吉井小学校のランドセルを置く棚、そういうこともまた強く希望しながらやっていかななくてはいけないと思っております。こういうことからして、しっかりと、教育長に子供の発育のことを考えながらということで、もう一回答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） ランドセルを売ってるところに行きますとですね、実際、ランドセルの機能は本当に多種多様で。例えば、自動的に閉まるようなランドセルとかですね、いろいろございます。先ほど申し上げましたのは、そういったランドセルのすばらしさはあるんですけど、特定のすばらしさを市としてお示しすることはですね、差し控えさせていただきたいということでございます。御理解のほど、よろしく申し上げます。

また、置き勉につきましては、先ほど、文部科学省の事務連絡については、私ども、十分承知しておりますので、子供に負担がかからないように、柔軟に対応させてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 答弁をいただきました。ここで、まだ時間がございますので、ひとつ副市長にですね、活性化について、私はおいしいものとのコラボが活性化には非常に大事だと思っておりますが、副市長は活性化についてどのように思われますでしょうか。その言葉を聞いて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） うきはには、おいしいものはたくさんございますけれども、その中でですね、うきはに行ったらこれが食べられると。そういったものができて、それを発信することで、リピーターであるとか、そういった方がふえるんじゃないかなと思います。地域、地域にやっぱり名物はございますので、うきはもそういった名物ができればいいんじゃないかなと。

ことしの7月から稼働させております6次化センター、そういったところで今、いろんな試しをしながらですね、フルーツを加工したもの等を予定して、今現在、取り組んでおります。そういう中で、うきはの新しいものができればですね、それをぜひ、外に発信をしながらやっていき

たいと思いますし、私どももいろいろ機会を捉えて、東京であるとか大阪であるとか、そういうところで、うきはのプロモーションをさせていただいております。

そういう中で、一次製品の果物は当然ですけれども、加工食品も持っていきながらですね、楽しんでいただいておりますし。こちらにお見えになったときは、これがあれだったんだねという形ですね、楽しんでいただいておりますので、そういったことを踏まえて、活性化のほうにつなげていけたらと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 副市長の、活性化についての答弁をいただきましたので、少し時間は早うございますけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、中野義信議員の発言を許可します。9番、中野義信議員。

○議員（9番 中野 義信君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初にですね、うきは市消防団の団員確保につきまして、お願いを申し上げたいと思っております。

消防団のことにつきましては、きのうですか、12番議員がいろいろ質問をされておりましたので、ダブることもあるというふうに思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。

消防団の行事関係につきましては、消防団幹部と、行政の長である市長の話し合いで改善していけばよいというふうに私は思っております。議会としてはですね、予算決算の内容を審議しなければならぬということ、行事関係の、どうしなさい、こうしなさいという決定権はないと。しかしながらですね、今回、消防団のことにつきまして、議会宛てに二度の投書が来ておったということでございます。確認のためにですね、消防団の正副分団長、本部の幹部との意見交換会を行いました。その中で感じたことはですね、消防団の幹部と、それと分団長ですね、それから一般団員の考え方が全く違う、全くということはないですけど、大きく違う。

それはそれぞれの立場がありますから、その違うことはありますけれども、消防団というのはですね、やっぱり、地域を守っていかにかいにかんと、そういったことが主体であるし、特にですね、今は消防団に入り手がなく、そういった時代になってきております。といいますのは、今やられておる活動、行事、そういったものを、やっぱりあわせていかにかいにかんわけですね。昔のようなことの考え方だけはいかんとというふうに私は思います。特に、やっぱり団員確保というのが非常に大事であります。そういったことを特にお尋ねをしたいと思っております。

まず、市長に、基本的なことをお尋ねしたいと思いますが、消防団は、いわゆる何のためにあるのか、誰のためにあるか、そこら辺から入っていかにかいにかんというふうに思いますけれども、ちょっと、余り長くなりますので。要するに、消防団というのは、地域住民が大切であると。そういったことで、1番目にですね、消防団全体の行事の見直しや地区活動の見直し、団員の負担を軽減してほしい、そして入りやすいようにしてほしいということでございます。

それから2番目に、市や県の操法大会は長期間の訓練が実施され、仕事や家庭に負担を非常に与えておると。これは一般団員の声でございます。

それから3番目に、団員確保は消防団だけでは非常に限界があると。行政の支援体制が必要であるというようなことを感じましたので、その3点につきまして、まずお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市消防団の団員確保について、大きく3点の御質問をいただきました。なお、この件につきましては、事前に所管の委員長である中野議員及び櫛川議長から直接お話をお聞きしており、議長名で提言をいただいているところであります。しかるべき時期に、対策についての解答をさせていただくことになっておりましたが、今回、こういう御質問をいただきましたので、その考えの一端を述べさせていただきます。

まず1点目が、消防団の全体行事や地区活動の見直しなど、団員の負担軽減についての御質問をいただきました。先日、伊藤議員からの質問の際にもお答えをいたしました。消防団行事につきましては、これまでも消防団員の負担軽減のために、うきは市消防団と協議の上、随時、見直しを行ってまいりました。

例えば、年末夜警の期間や時間の短縮、警鐘の廃止、今年度においては操法大会の訓練期間や訓練時間の指定など配慮を行ってまいりました。また、地区活動については、分団によっては小学校の運動会や地域のお祭りへの参加、道路愛護の際の防火水槽の揚水作業、行事が行われている際の館内巡回などを行っていただいております。地域行事等につきましては、自治協議会などに対して負担軽減についての協力をお願いしてまいりたいと思いますが、地区によっては、うきは市消防団の参加が必要な行事もあろうかと思っております。

いずれにしても、現在、消防団の全体行事や地区活動の見直しなど、消防団員の負担軽減について、再度、消防団と協議を行っているところであります。

2点目が、操法大会は長期間の訓練になることから、仕事や家庭に負担を与えているとの御質問であります。

ポンプ操法の意義は、火災時の必要な基本動作の習得と、全体の結束力の強化が挙げられると思いますが、一方で、訓練期間中は、訓練が行われている時間だけではなく、会場準備や撤収作業、片づけなど多くの時間が必要であり、そのために負担が生じていることについては承知をし

ております。そのため、可能な限り負担軽減を図るため、今年度実施した市の操法大会では、訓練期間と訓練時間を定め、過度な負担がかからないよう配慮をいたしました。

また、県操法大会につきましては、約2カ月間の訓練が実施されます。その間、選手や消防署の指導員、団幹部の皆さんには、御家族を含め長期間にわたる負担が生じていることは承知しております。また、各分団においても、選手をサポートするため、当番制で訓練に参加し、会場準備や片づけ、使用したホースの巻き直し作業など、長期間にわたり御協力をいただいているところであります。

市や県の操法大会を開催するに当たっては、消防団員やその御家族、職場に負担が生じていることは承知しております。御家族や職場の理解が得られるよう、消防団活動についての啓発活動を行っていくとともに、ほかに、可能な限り負担軽減ができないか、現在、うきは市消防団と協議を行っているところであります。

3点目は、団員確保は行政の支援が必要ではないかという御質問であります。消防団員確保の問題については、伊藤議員からの質問の際にもお答えいたしましたが、市としての取り組みといたしまして、消防団員募集に関する記事の「広報うきは」への掲載、行政区へのポスター掲示依頼、パンフレットの回覧依頼、区長への文書による協力依頼などを行いながら、各分団の団員による募集活動を行っていただいております。

また、平成29年度からは、住民基本台帳をもとに、入団適齢期に当たると思われる20歳から40歳までの名簿を閲覧していただき、勧誘に回る際の資料として提供しております。また、行政区によっては区長が同行し、勧誘に回っていただいているところもあり、御協力をいただいているところであります。

市といたしましては、消防団は地域に密着した組織であることから、これまで同様、地域に精通した消防団員が新たに団員を勧誘していただく方法でお願いしたいと考えております。しかしながら、人口減少や地域コミュニティの希薄化など、さまざまな影響により団員確保の問題は年々厳しさを増していることも事実であります。

消防団員は地域の防災力の中核を担う重要な存在であるため、その重要性についてしっかりと市民の皆さんに御認識をいただけるよう、各自治協議会に対して、消防団勧誘に対する御協力を要請し、区長会等へ消防団確保についてをお願いをしまいたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） まず、基本的なことですけれども、消防団は何のためにあるのか、誰のためにあるのかですね。そこら辺が非常に大事だと思います。市長は、ややもすると消防団と話しております、消防団と検討しておりますという、今から幾つも申し上げたいと思いますけれども。やっぱり、消防団のためにあるとじゃないですよ、市民のためにあるとですから。

というのは、いろいろ問題が出てきておりますけども、最終的には誰が決断するのかということになると、それは市長であると、全体的な責任者であると思います、市の責任者は。そういったことをまず頭に置いておかないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

私は、幾つか申し上げたいと思いますけれども、まず、幹部なり、消防団の正副分団長なりと話をした中で、特に全体行事の中で、出初め式の時間の関係が出ておったわけですね。こう見ますと、消防団の中のほとんどの分団が、出初め式の前にパレードが必要であるのかということですね。本部は7時半に集まるように言うておるけれども、各分団についてはですね、朝5時半に集合を図っておるということですね。というのは、その詰所まで来るのに時間かかったり、準備したりいろいろありますから、5時半ということは、大体4時半ごろ起きにゃんということですね。それまでして、そのパレードが必要なのかと。

パレードの、その5時半の時間が、大体、9分団からありますかね。その中で、本部も入れると10になるけれども、その中で5時半集合ですね。5時半集合というのが7分団あるわけですね。あと、6時集合が3分団あるわけですね。そういったことが必要なのかと。ですから、ほかの市町村で、この出初め式の前にやっておるところがあるのかないのか。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

他市の状況ですけれども、久留米市では出初め式がありまして、その後に、消防団による披露をしているということを聞いております。一方、大刀洗町でしたでしょうか。ちょっとそういうイベントを取りやめたというところもございます。

パレードについては、朝7時半に集合となります。で、7時45分からのスタート。ことしは、吉井のあの警察署入り口がスタートとなりまして、文化会館ですね、白壁ホールまでパレードを行う予定になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） きのう、出初め式の文書をいただきました。その中には、パレードの関係はなかったわけですので、ああ、ことしは幸いにやめるとかなというふうに思ったわけです。それでですね、どこもやってないところを、何でうきは市だけせにゃならんのかと。一般分団員は、もう、そげん早う必要かという意見がほとんどなんです。で、出初め式そのものも時間を短縮してほしいというような切実な願いがあっておるわけです。それを一向に改善し

ないと。

この前、幹部会の中では、お祝い事なので必要ですよと。お祝い事ですから必要なんですか、パレードが。私は、それは必要ないと思います。やっぱり団員がね、困っておるのはそういったことが負担になっておるから入らんとですよ、はっきり言うと。もう少し改善をしなければで、市長どげんですか。そこら辺については市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁をさせていただいております。今、再度、消防団と協議をしておりますので、最終的なコメントは消防団との協議を待ってお願いをしたいと思います。

先ほど、議員のほうから、それは市長のトップ判断でできるのではないかというような御指摘がありました。私の基本的な考え方をちょっと述べさせていただきます。

今、議員も御承知のように、平成19年に協働のまちづくり条例というのが出ております。市民の皆さん一人一人が誇りを持ってまちづくりの主演となって、みずからの地域はみずからで築いていくという地域社会の実現を目指しております。

そういう中で、平成26年度から11の自治協議会を設置しまして、今、自治協議会の皆さんには大変な御苦勞をおかけしていますが、そういう取り組みをさせていただいています。そういう面でいきますと、うきはのコミュニティーの形態を大きく、昨日も申し上げたんですが、2つ、地縁型のコミュニティー組織、それとテーマ型のコミュニティー組織と大きく2つ、分けることができるかと思います。地縁型のコミュニティー組織というのは自治協議会であったり、158の行政区。そうすると、地域型のコミュニティーというのは、市内全体を、テーマを絞ってやるコミュニティーであります。（発言する者あり）

そのコミュニティーの最たるものが、かつては青年団があったり、婦人会があったり、消防団があったりと、こうして盛んにコミュニティーが図られておりました。そういう中で、青年団もなくなり、婦人会もなくなり、最後のとりでは消防団であります。

私としてはトップダウンで、何でもかんでも市長の一言で全てを変えろというのはやはり無理があつて、まさに協働のまちづくり、対等な関係で、今、まちづくりを進めてますので、誠心誠意、消防団の皆さんと相談をしないと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 私が言いたいのは、消防団の意見を聞きながら、最終判断は市長ですよということを言いたいわけですよ。ですから、パレードにつきましては、正直言ひまして、恐らくそういうふうな切実な声がある中で、議員も案内があつてもですね、何人出るかわからんですよ。これだけ意見がある中で、そういったことを申し上げたいと思います。

次、移ります。

消防団の操法大会、県大会と市の大会と2つあります。それは1年、隔年ごとにやっております。きのうの12番議員は、もう県大会をやめたほうがいいんじゃないかというような気持ちですが、私もそこら辺については、やっぱり検討しながらね、やっぱり団員から見れば実質的な訓練、有事のときに役立つような訓練、そういったものをしてもらいたいということでございますからですね。要するに、大会のための大会になっておると。それに全部かり出されると。ですから、非常にで出ごとが多いというようなことですね。そいき、もう少し実務的なことをやってほしいと。

そいき、分団長会ではですね、やっぱり分団長は今までやってきておるからやむを得ん、仕方なくやらにゃいかんじやろうというような意見でございますけれども、団員の意見を聞いていただいております。団員とは違うわけですね。団員は、そういったことで実務的なことをやってくださいと。団員の中にも、やってもいいだろうという意見も確かにあります。しかしながら、もう、実質的な訓練でいいんじゃないかというような、2つの意見に分かれとるですよ。

ですから、大会の関係につきましてもですね、今言いましたように、非常に改善をしてきておると。確かに改善はしてきておると思いますが、その改善をされたところ、例えば何時何分からそういった練習はしなさいとか、1週間に何日休みなさいとかいうふうに指示をしておるといことですね。

しかしながら、それは確認しておりますか。2回出てきたということはですね、投書が2回出てきたということは、2回目の投書はそういったことですよ。一応、そういった指示がなされておりますけれども、なかなか各分団ではそういうことではないというような意見ですよ。そこら辺のところを把握しておるのかどうなのか。本部はそうですけれども、そこら辺をお尋ねしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） ことし、市の操法大会がございました。そのときに、訓練については、練習についてはある一定期間で、あと、夜の10時までには撤収しなさいというところで時間の短縮をしております。ところが、これはもう結果でしかありませんけれども、ちょっとフライングをして早目に練習を始めたところがあると聞いておりますので、今後は徹底していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 県の操法大会、きのう12番議員からもあつておりましたけれども、県下で、その大会に出てあるのですね、それは24のチームであったということが出ており

ましたが、その中で、30年度についてはすばらしい数字であったと。準優勝をされておるとい
うことですが、ほかの、県下は60市町村あるわけですね。あとについては、24チー
ムしか出てないもんですから、そこら辺のところの確認はできておるのか。出てない市町村もあ
るわけですね。そこら辺はどんなですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 昨年度の県大会出場したところ、60市町村中24市町村
がポンプ車の部に出場しております。その中で、近隣の市町村を見ますと、うきは市以外にも大
刀洗町、久留米市、小郡市、大川市は出ております。それと、小型ポンプの部については朝倉市、
八女市も出ておりますので、どちらかといいますと県南のほうが多く出場しているのではなかろ
うかと考えております。

出場していない市町村については、どういう理由で出場していないのか、そこまではちょっと
把握はできておりませんが、調べていきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） それぞれに、60市町村ということはわかっておりますので、そ
の中で、やっぱり出られていないことについては、何か、いろいろあるとじゃないかなと思いま
すので、そこら辺につきましてはですね、やっぱり大きい市町村というのは、例えば福岡市とか
ですね、そういったところにつきましては、非常に団員も多いして、分団も非常に多いというふ
うに思いますから、そこら辺については、もう、何年に1回かだけでいいじゃないかなと。う
きは市あたりは小さいもんですから、そこに出るといふことであれば、やっぱりその隔年である
ときには必ず出るといふようなことで、非常に負担が多いいちやねえかなというふうに思います
ので、そこら辺のところにつきましては、再度、消防団との話し合いをしていただきまして、要
するに、団員に余り迷惑をかけないように。そして、有事のときにはちゃんとやっていただかに
やいかんもんですからね、そういったことが非常に大事じゃないかなというふうに思うところ
でございます。

3番目に、団員確保の関係。これは1番、2番にも影響してくるわけですがけれども、やっぱり
消防団に対する理解が、以前のように低下しておるといふことが原因だといふふうにありますけ
れども、非常に門前払いが多いと。団員を勧めに行ってもですね。しかも、親が反対すると。本
人まで会わせないというような実態なんですよ。

それで、私のところの話をするといかんですけれども、旭町区ですけれども、せんだっての常
会の中で、消防団員が足りない。ぜひともお願いしたいといふような話があつておりました。

私が申し上げたのは、これは、消防団というのは消防団だけでやるじゃなくて、やっぱり区を挙げてですね、団員確保はせにゃいかんとやないかというような話をしておったわけですけども、今まではですね、ずっと前にもあったんですよ、そういった話が。で、やっぱり、そこら辺のところは入りやすいようにしてやらんと、なかなか反対が多いと。というのは、その内容について、やっぱり親も反対をします。少しは改善をされておりますけど、よほど改善をしないとですね、できないということを思っております。

それから、区長なり、自治組織もありますけれども、そこにもお願いしておるといいますが、やっぱりですね、もう少し、先ほどいろんな面については、パンフレットを出しておるとかですね、チラシをまいとるとか、そういうふうなことが、これは、行政はやっぱりそれくらいかなと思う。

もうちょっと突っ込んで、お願いをしに行くとか、市長会でお願いを、市長会じゃなかった、区長会で。やっぱり、市長が先頭に立ってお願いに行くとか、そういうことになるとなかなかいかんき。そのためにはね、入りやすいようなことにしていかなと、なかなか、その区長なり自治会としても、なかなか勧められんわけですね。だから、大きく改革をして、今に沿うたようなやり方で、やっぱり行かにゃいかんとやないかなと思います。

きのうは、市長の答弁の中で思ったのは、江戸時代からこういう火消しの問題はこうこうですよという精神論だけではね、今はいかんです。やっぱり実際的なね、今の状況。サラリーマン化が非常に進んでおる。ですね。そういった中でね、やっぱりやっていただくというのは。これは消防団大事ですから、そういったことでやっぱり動いていかなといかんのじゃないかな。

もうちょっと、行政としてもですね、そういったことじゃなくて。例えばですよ、会議の中で出ておりましたのは、市長、区長か、区長なり自治会でも、一生懸命で働きかけておるところもおると。ところが全くうてあわんところもおる。そこら辺についてはね、やっぱりお願いに、市のほうから区長会なりに言っていかなといかないのじゃないかと思えます。

それで、特にサラリーマンが多いからですね、例えば市内にある業者、ある程度の従業員を確保しておるところあたりについてはね、やっぱり市がそこをお願いに行つて、協力をお願いして、入りやすいような体制をつくっていかにゃいかんというふうに私は思いますが、そういったことはなされておるのか、今までですね。職場訪問あたりでお願いに行くとか。

区長会では、それはお願いしたことがあるかどうか、それは知りませんが、やっぱりそこに足を運んでいくということが大事じゃないですか。どうも、聞いておりますと、そういったパンフレットとかそういったことで、なかなか動くわけじゃないですよ、今は。そういったことをお願いしたいと思えますが、そこら辺について簡略に答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 自治協議会の中にですね、区長会がございまして、その区長会の席において、消防団の団員確保をお願いしたところもございます。それと、もう一行政区の常会とか、そういうところにも出向いて、消防団確保をお願いした経緯もございます。

先ほど、中野議員が言われました事業者ですかね、にもお願いしたらどうかということですが、それについては、ちょっと今まで多分経験がないのかなと思いますので、前向きに考えていきたいなと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 市長の考え方をちょっとお尋ねしますが、区長会やらに行ってお願ひしたことはあるのかですね。やっぱり、その職場あたりもお願ひに行って、できるだけ入りやすいように、そういったことを今後考えていくのか。そこら辺を、市長の答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この団員確保の問題については、全国的な大きな課題となっております。全国的に、年々団員数が減少しておりまして、地域防災力の低下が危惧されているところであります。私は、基本的に、やはりコミュニティーの希薄化というか、根本のところを押さえないと、なかなかこれは解決できないのではないかと考えています。

これは、行政区入りの問題にも共通する問題であります。そういう意味では、今、うきは市ではこの地域コミュニティーの創造的再生というのを旗印に、ぜひ、この協働のまちづくりの理念を市民の皆さん一人一人に御理解をいただくような、そういう裾野の広い取り組みをまずやらないと、なかなか消防団確保につながってこないのではないかと、このように思っております。

今、私自身が、2カ月に1回、自治協議会では会長、事務局長の合同会議がなされておりますが、その席には出席させていただいておりますが、私自身がこの消防団員確保について、一つ一つ回ったことはないんですけれども、しっかり、また所管とも協議しながら、どうあるべきかというのもしっかり検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） きのう、12番議員のときも出ておりましたけれども、やっぱり、各商店街から優遇措置とか、そういったものもメリットも考えてほしいということでございました。なかなかですね、やっていただく商店街がありゃいいわけですが、なかなか、割引をするということは、それだけ利益が減ることだと思っておりますので、やっぱり、そういったお願ひはほかの市町村もやっておりますから、それはいいと思っておりますけれども、やっぱり補填ができない、市としては、と言うのならばですね、やっぱり行事を減らして入りやすいようにせにゃいかんというふうに私は思います。

そういったことで、今は精神論だけでも必要ですけれども、それだけではなかなか、実際問題としてはなかなかいかないというようなことを感じております。消防団の関係につきましては、市長も言われましたように、一応、議会といたしましても、全員一致しまして、そういったことについて要望、提言を出しておりますので、それにつきましては2月1日の議会だよりに出すということまで申し上げております。

その前に、今月、あたりについてはですね、その返答をお願いをし、改革、改善できるように期待しながら、1番目の質問を終わりたいと思います。ちょっと長くなりましたものですから、次に移らせていただきます。

市立公園の管理と利用についてということで、公園が、12の市立の公園があります。これについては前回というか、2年前ですか、私が質問をいたしまして、あそこの藤波ダムの関係も申し上げた経過があるわけですけれども。

今度は、2番目にありますように、藤波ダム公園について、御幸、妹川地区の自治協議会から連名でパークゴルフ場の建設について請願書が上がっております。この対応についてお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市立公園の管理と利用について、事前通告では大きく2つの御質問をいただいております。

1点目が、維持管理費削減のため、地区協議会等との協議の進捗状況についての御質問であります。現在、うきは市には12の公園があり、将来の公園管理につきましては、平成29年3月に策定しました、うきは市公共施設等総合管理計画により、吉井百年公園、調音の滝公園、長岩公園、白壁交流広場等につきましては、予防保全型の維持管理のもとで長寿命化を図り、そして、美津留川河川公園については将来的廃止。城ヶ鼻公園については譲渡について協議するという計画になっております。小塩ホテルの里広場につきましては、平成28年7月から小塩地区自治協議会を指定管理者として委託を行っております。

また、これまで吉井百年公園、美津留川河川公園につきましては、福富地区自治協議会、江南地区自治協議会との打ち合わせを行った経緯がありますが、指定管理等まで至っておりません。なお、美津留川河川公園につきましては、今年度から江南地区自治協議会と除草業務について委託を行っているところであります。今後、公園施設の運営につきましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして、維持管理費の削減に努め、維持、廃止、譲渡を含め、内部で検討してまいりたいと、このように考えております。

2点目が、藤波ダム公園のパークゴルフ場建設に関する請願の今後の対応についての御質問であります。藤波ダム公園は平成22年の藤波ダム完成に伴い整備がされた公園でして、土地は

福岡県が所有し、公園の維持管理につきましては、うきは市が行っているところであります。

このような中、平成29年7月5日に発生しました九州北部豪雨災害の復旧工事のため、福岡県久留米県土整備事務所と使用貸借の契約を締結し、土砂の仮置き場としておりましたが、災害関係の工事が今年度で完了することになり、現在、公園の復旧工事が行われております。

パークゴルフ場建設に関する要望につきましては、地元地区自治協議会から、市及び市議会に対して請願書が提出されているところでございます。市といたしましては、現在の藤波ダム公園は遊具を備えており、昆虫の森や芝生広場が完備された公園で、子育て世代の利用を初め、児童の遠足等の利用も盛んでございます。

今後、パークゴルフ場として、将来にわたり持続可能な事業計画が策定されましたら、市といたしましては、既存の公園活用との調整や、福岡県久留米県土整備事務所との協議についてはしっかりと対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 先ほど、市長がですね、協働のまちづくりの基本条例の話をしておりました。これはすばらしい条例ができておるわけですね。これを全部読みますと、また30分なりかかりますので。その中で、前文を見ますと、「自らの地域は自ら築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます」と。いろいろ、その前に書いてありますが、やっぱり目的としては、うきは市の自治に関する基本的事項を定めて、協働のまちづくりを、要するに市民権利や、市とそれぞれの役割、責務を明らかにするとともに、協働のまちづくりを実現していくということになっております。

第2条の中にコミュニティーというのがありますけども、市民とかコミュニティーとか分けてありますが、地域性や生活形態等を基盤として形成された多様なつながりで、市民が主体性を持って活動する集団をコミュニティーというということが出ております。

その中で、まちづくりの活動の推進について、第11条にありますけども、市は市民による自主自立的なまちづくり活動に対する支援に努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。市長の役割と責務が第14条にありますけども、2項に、市長は執行機関の長として、この条例の理念を尊重し、協働のまちづくりを推進するよう必要な措置を講じなければならないと。

それからいろいろあります。第19条には、市はコミュニティーの自主性、自立性を尊重し、その活動に対して必要に応じて支援することができるというような定めがあるということでございます。ですから、そういったコミュニティーの関係につきましては、やっぱり積極的に取り組まにゃいかんというようなことだと思います。

議会といたしましてもですね、高齢者の健康づくり、介護予防事業の場としてパークゴルフ場を造成したいというようなことで採択をしておるわけです。特にお年寄りの健康づくり。やっぱ

り、住みなれた地域で、健康で、最後まで暮らせるように願うということが採択した理由でもあります。

やはりいろいろ、そのことについて担当者なりといろいろ話をしておりますけれども、なかなか、担当者段階では、やっぱり計画書を出してくれろとか、地元負担はどげんだとか、そういったことを言われておるようですけども、なかなかですね、一般の事業なりに適用するということは、なかなか自治組織とはやっぱり別個じゃないかなと。

というのは、一般の個人とかそれであればいいわけですけども、特にですね、昨年の、30年度の事業の中で、ふるさと創生個性あるまちづくり事業というのがあったわけですね。それが、30年度には個人単位といいますか、代表者単位の支出がですね、1,000万単位のものが4つぐらいあるわけですね、4つぐらいある。

ですから、今はそれを、今年度からがばっとそれを落としておる。結局、最高は1,000万だということで4件採択されてあります。それは80%の事業である。事業内容はいろいろあると思いますけど、ことしはですね、ごそっと落として上限が200万、補助率は50%です。それから、その自治会のほうに言わせると、何でがばっと下げたのかと。御幸自治会が出しておるというのはわかっておる。だから、そこら辺についてはおかしいんじゃないかというような気持ちもあるし。

やっぱり個人の場合には、そういった負担金とか計画とか言うわけですけども、やっぱり自治会あたりがする場合には、なかなかそういうわけにはいかんですね。結局、自治会がやろうとすれば、その事業計画なりにつきましても、やっぱり全部、市に、自治会に打たせていかにやいかん。そういったことで、やっぱり個人とか団体でするとと、自治会でやろうとすること。それについては、やっぱり別に考えにやいかんのじゃないかというふうに私は思います。

ですから、自治会独自の、やっぱり事業を興すときに、そういった事業なり、規程なり、条例なり、そういったことをいかんと、最初から負担金が幾らで出しますかとか、そういったことだけでは、なかなか前に進まんのではないか。だから、全然進んでないというふうに私は思います。

資金を出すのにも、やっぱり自治会というか、会員の方にある程度、話をせにやいかん。もちろん自治会としましても、その積立金やらがあるわけじゃないわけですね。結局、交付金が自治会に来りますけれども、それは必要な資金といいますか、交付金である。例えば事務費が要るとか、建物の管理が要るとか、そういったことでやれば、事業をやればやるほど足りなくなるわけですね。

ですから、そういった資金を出す余裕というのは、なかなか私はないと。そこに持ってきて、今ある事業の中で当てはめようとするからですね、全然進まないということであると思いますので。そこら辺のところを、自治組織と一般と、そこら辺のところをどういうふうに市長が考えて

おるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御指摘のとおり、協働のまちづくり条例ですね、先ほども触れさせていただきましたが、市民一人一人が誇りを持って、まちづくりの主役となって、みずからの地域はみずから築くという、こういう協働のまちづくりというのは非常に重要だということで、私はコミュニティーの創造的再生というのを大きな看板に掲げて、いろいろ市民の皆さんにお願いとか、御要望もさせていただいております。

そうすると、まさに市民の皆さんと私どもが、行政が対等な関係になった中で、我々行政を預かる者、非常に厳しい財政事情、そして将来、人口減を見据えたときに、やっぱり適正な規模での行財政運営のあり方というのを常に見据えていかななくてはいけない。こういう位置にある者としてですね、やはり、ぜひとも市民の皆さんのそういうアイデアとかお力添えもいただきながら、お互いが協働するような、そういう関係にあっていききたいと、こういうふうに思っております。

議員のほうも御指摘があった、資金的な面で、今まで、1,000万のお話が出ましたが、これはふるさと創生個性あるまちづくり事業交付金の話も指摘されてるのではないかと思います、これは議員も承知のとおり、国の外郭機関の民都機構の支給を受けてこういう制度を進めてまいりましたが、昨年度その資金が底をついて、この事業が収束をしたということをぜひとも御理解いただきたいと思います。

ちょうどその狭間に、こういうパークゴルフ場の建設のお話がありますので、いろいろ、不審にと言ったらおかしいんですが、いろいろ疑問視する声があるということは承知しておりますが、制度上、そういうことであるということを承知していただきたいと思います。

そんな中、再度、民都機構のほうにお願いして、何とかこういうまちづくりの活用の資金をいただくことはできないかというようなお話をさせていただいておりましたが、その資金も、その話も一部ですね、認められております。今はちょっと制度設計を、今は固めてるんですが、どうしても民都機構は、今まで、我々は85%の交付をやってたんですが、今度、新たな民都機構の資金というのはクラウドファンディング型というか、市民の寄附を募りなさいという前提条件がついていて、なかなか使い勝手からいくと厳しい面もあるかもしれませんが、ちょっと知恵を働かせながら、制度設計というか、政策設計について、今、検討をさせていただいているところありますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

なお、議員がおっしゃる自治協議会の取り組みと、一市民の取り組みとは違いがあるんじゃないかというようなお話があります。全て一緒とは申し上げませんが、協働のまちづくりという観点でいきますと、同じような観点で御理解をいただきたいと思います、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 自治協としては、あの藤波ダム一帯をですね、やっぱり健康づくりする、そういった公園を目指したいというようなことです。ですから、先ほど市長が言われた、中ほどにいろいろ遊具があったりですね、そういったものはそのままでもいいわけです。だから、その上流に、そのパークゴルフ場をつくりたいと。下の、先ほど言いました仮置き場については、今、整地されております、ぴしゃっとですね。しかも、草が生えてもいいように土羽といいますか、土手ですか、についても、草が生えないようにですね、いろいろ処置をさせていただいております。

これは恐らく担当課なりが県のほうにお願いしたんじゃないかなと思うところですが、いずれにいたしましても、今から先については、健康づくりで、将来ともですね、健康で、そして住みなれたところで過ごしたい。そのためには、そういった健康づくりが大切だと。そういったことを見ながらですね、何ができん、かになんかできんということやなくして、やっぱり積極的に、こういった事業をやりたいというようなことで、それは国なり何なりをお願いしながらですね、やっぱり進めていく。そういった姿勢というのが非常に大切ではないかなと思いますので、そういったことですね。

担当者というのはわかることですよ。しかし、そこら辺はいろんな事業を活用しながらですね、やっぱり負担のないように。そして、自治会のほうも絶対出さんということじゃなくして、やっぱりぴしゃっとできるということであればね、それは考えてくれるんじゃないかなと思いますので、そういったことを十分にしながらですね、やっぱり事業に。

各自治会は自立をなささいということを言われております、自立を。自立するためには、当初のそういった事業計画なり、事業の資金がなからなされんわけですよ。ある程度、それは市で見てもらわんとですね、なかなか自立はでけんということですので、自立するためのいろんな事業だと思いますので、そこらにつきましては、再度、市長がいろいろな知恵を出していただいて、取り組んでいただきますように、議会としてもそういった意味で自立をしていくためには健康づくりが大切だ。健康づくり公園というようなことでやっておりますので、再度、答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、人生100年時代と言われる中で、健康対策は非常に重要なテーマでありますし、その中で占める運動というのは大きな要素であります。そういう中において、こうやって地元の皆さんがパークゴルフ場の建設を思い立たれたということは、時代にかなった、本当に敬意を表する次第であります。

問題は、このパークゴルフ場をどういう形で建設して、そしてどういうふう維持管理するかという、そこがポイントであります。そこはぜひとも、協働のまちづくりの理念ですね、しっ

かりお願いをしていきたいと、こういうふうに思います。そういう面でいきますと、そこが整いますと、先ほど答弁させていただいてますように、底地所有の福岡県久留米県土整備事務所とも十二分に、しっかり説明をしてですね、うまく対応ができるように対処していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 私が言いたいのは、事業計画を出しなさい、これがないですよ、あれがないですよということだけじゃなくしてですよ、こういったふうにしたらどんなですかと、それをつくるということを前提に、やっぱり指導を逆にしてもらわにゃいかん面もあるわけです、市としては。出たものを、あれはいかん、これはいかん、これも出しなさいっつ、それは今までの行政はそういうふうであったと思いますけど、何か、そこら辺のところは一步進んでいったただかんと成就しないのじゃないかな。

先ほども言いましたように、パンフレットをつくります、チラシを配っておりますと。何か、そこら辺から一步進んでもらって、もうちょっと前に進んでいただきたいと、そういうふうなことをお願いいたしまして、2番目の関係については終わらせていただきます。

3番目に、人口減少の歯どめをとということで出しておりますが、ちょっと時間が足りなくなったもんですから、市長の説明を受けよりますと長くなりますもんですから、ちょっと時間までに終わらないと。特にですね、ちょっと要点だけ申し上げたいと思いますけれども、2番目の、久留米・うきは工業団地ができてまして、今、資生堂が来るようにしております。ですから、そこにですね、前回申し上げておりましたように、住宅団地をしたらどうかと。

市のほうではなかなか金がないというようなことでしたが。今、公募型というて、プロポーザル方式ですね、一応、売却先を求めておつたと。いわゆる企業が提案をしながら、企業がつくってそこに入っていただくというようなことですがけれども、2社あったけれども2社とも辞退されたということを前回の全協の中で聞いております。

1,000人規模の雇用があると。地元採用だと。地元採用というのはどこじゃろかと。あそこの土地は久留米なんですよ、久留米。で、地元というのはどこら辺まで含むかということですがけれども、恐らく、うきは市も含ませていただきたいという気持ちだと思いますけれども、やはりその中で、どういう話をされたか知りませんが、やっぱり市としても、あそこの資生堂なり、本社なり、前に聞いたときに2回ほど行ったということですがけれども、その後、何回行ったかは知りません。

しかしながらですね、1,000人採用されるならば、それはやっぱり、具体的にこちらのほうも、そういう手の挙がった業者あたりもですね。例えば、その中で100人とか200人とか、数字を決めながら、市としてはお願いをしていくと。そのためには、久留米は1,000人を、

やっぱり地元ということで、久留米のほうでちゃんといろいろ準備しよるわけですよ。それに割って入らにゃいかんということですからね、よほどのことがないと来ないと。

特に、きのうも出ておりました外国人の関係やらというのは、やっぱり、それは住宅がびしゃっとあってですね、ある程度の人がそこら辺に住んでおって、やっぱり住宅対策というのが非常に大事ですよ、企業は。その中で、例えばその100人をお願いするというなら、市と、久留米市とうまく話し合せて、お互いにですね、こちらのほうに来るような。そいき、うちのほうも一生懸命で、その業者の方については一緒になって募集をしますと。

そういうことで話をせんと、なかなか実現はしないのじゃないかなという気がしてならないわけですけども、やっぱりそこら辺まで進んでいっていただいて、具体的をお願いをするときにはそういうふうをお願いをしたのか、そこら辺をお尋ねしたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、人口減少の歯どめ対策として、事前通告4点お尋ねをいただいております。

1点目が、三春工業団地に（発言する者あり）はい。じゃあ、よろしいですか。4点のうち、2点目の御質問を今いただいたところであります。久留米・うきは工業団地への企業進出に伴う地元雇用の確保等の対応について御質問をいただきました。

久留米・うきは工業団地については、ことし2月に株式会社資生堂と進出に向けた立地協定が締結され、また、3月に株式会社平野屋物産と工場増設に向けた用地の売買契約が締結されております。株式会社資生堂については、報道によれば従業員規模1,000人近くが想定され、大半を地元などから新規採用する方針とされております。

ことしの採用状況については、地元及び周辺地域の高校などから20名程度が採用される予定で、今後、工場稼働に向けて段階的に採用が進められると伺っております。また、資生堂本社には、訪問した際、今後の計画に関し要望があったら、市として積極的に支援するという事を申し上げており、要望を伺いながら適切に対応してまいりたいと思っております。

引き続き、地元雇用の促進及び移住対策に向けて、積極的に取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 既にですね、高校生の3年生の話をお聞きすると、もう、資生堂にするというようなことも話っておりますので、実際的には進められておるといふふうに思います。今、人口減少対策ということで出ておりますが、私が何でこの人口減少については非常に大きな問題ですが、一番近いところですね、昨年10月とことし10月を比べると484人、1年間で少なくなっておるわけですね。毎年そのくらい少なくなっておるわけですよ。

それで、そこにですね、大事なことは、これは県議選のときで、特に久留米と合区じゃなからうかという話がありますけれども、何とかそれはクリアできた。それをクリアできたというのは、県下で510万人おります、人口。その中で、議員数が86議席であったと記憶しておりますが、それを県としても87、1名ふえた。非常にこれには批判があった。今、議員定数は減らしよる中で何でふやすかって。

しかしながら、これはですね、裏を返せば、うきは市が残るためじゃなかったんじゃないかなと私は思うわけですよ。ですから、やっぱりそこら辺のところを踏まえて、少しでも、うきは市としては人口がふえるような努力を見せとかにやいかんのじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺をね、市長はよく知っておると思います、そのいきさつはですね。ですから、やっぱり人口減少については、毎年500人ずつぐらい減っていく。そういったことですから、よほど力を入れてやっていただかんと、なかなか進まないのじゃないかなというふうに思います。

あれが、全部、浮羽東高校跡地を処分しますと3.6ヘクタールやったですかね、そういうことでしたから、やっぱり、もう分割でもしていかなとなかなか売れないんじゃないかなとですね。そして、早くしていかなと、30、30じゃなかった、2021年、もう2年もないくらいですけど、には、もう操業ということになりますので、やっぱり、いつも市長が言いますようにスピード感を持ってやるということを言われておりますので、特にそこら辺については、分割でもやってでもですね、住宅の確保をお願いして人口増につなげていきたいというふうに思いますので。あとは時間がないですから、ひとつ簡単に、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、福岡県においても、このうきは、久留米、この工業団地もあって、将来ですね、大きく伸びることをかなり期待をしてるということでもあります。そういう中におきまして、今、浮羽東高跡地の話も出ましたけれども、それも含めまして、引き続き地元雇用の促進、そして移住対策に向けて積極的な取り組みをしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 1分間ですから、答弁はもう要らんですけど。

先日、新聞の中で、この4番目に山間農業地域が2045年までには人口半減というのが新聞に出ておりました。おお、もう半分になるばいなというふうに感じておりましたが、うきは市でも、山間地というのは姫治地区だと思いますけれども、人口の度合いを調べてみましたが、平成17年に合併しております。その中で見てみますと、妹川、新川、田籠、小塩とあるわけですが、そのときの17年の人口が2,196人ということですが、31年の4月、ことしの4月を見ますと1,393人になっているわけですね。それを見ますと、割合を見ますとね、も

う、新川・田籠地区は50%台になっている、17年からですよ。まだまだこれは進んでいくと。小塩が六十数%、小塩と妹川もですね。ということで、辛うじて六十数%ですけども、これは大変な問題だというふうに思うところがございますが、一応、そういったことは頭に置きながらですね、山間地の人口増につきましても、いろいろ議会のほうでも、市営住宅の関係やらもいろいろ検討しておりますので、減少に歯どめがかかりますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。11時15分より再開します。

午前11時00分休憩

午前11時14分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、6番、岩淵和明議員の発言を許可します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

私のほうからは、資料として1部お渡し、配付させていただいております、福岡県のホームページからとったもので、一般的に公開されているものですので、後で、質問の中で御説明をちよっとさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

私のほうは3点、今回、質問させていただきますけれども、この間、ずっと引き続きでやっているとところが多いんですけども、よろしく願いしたいと思います。

1点目が、子ども医療費に係る支援策の充実について求めたいと思ひまして、1点目が、中学生の入院に係る医療費助成で、現在の一旦医療機関に支払って、後日払い戻し申請による還付方式から、定額自己負担を除いて現物給付の制度に見直しを求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。

それから2点目が、同じように、中学生の通院も、入院同様の助成対象となるよう政策の見直しを行って、全国や近隣の地域の実施状況に鑑み、居住地による格差是正を図るよう求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子ども医療費に係る支援策の充実について、大きく2点の質

間をいただきましたが、関連がありますので、2つともあわせて回答をさせていただきたいと思
います。

子ども医療費制度の充実は、かねてから議員御指摘をいただいております、そのような中、平
成28年10月から、中学生の入院まで制度を拡充してまいりました。現在、中学生入院助成の
実人員は年間10人程度ですが、申請者が特定されるわけではないため、償還払いとしておりま
す。また、県南の自治体で同様に拡充し、償還払いをしてるのは柳川市、筑後市、小郡市が挙げ
られます。一方、子ども医療費制度を中学生の通院まで拡充して実施している自治体は、県南で
は大牟田市、久留米市、八女市、みやま市、大木町で、いずれも現物給付で支給となっております。

こういった近隣の状況と、少子化対策上重要な課題であることは十分承知をしているところで
ありますが、現在取り組んでいる多くの子ども・子育て施策の中での優先順位や、限られた財政
状況と、その他の施策とのバランスなども考慮した上で、子育て関連所管で組織する少子化プロ
ジェクトチームの中で検討を重ねているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、市長の回答の中でも、中学生の入院に係る分については
28年10月から実施ということで行われて、10人という数字です。中学生の生徒数は、正確
にちょっとわからないんですけど、決算書で見ると七百五十数人ということだったと思いますし、
年齢で見ると780人、その前後だろうというふうに思います。0.013%であります。これ
は29年も同じように10人なんですね。

厚生労働省が実態調査を行ってまして、5歳年齢単位で、はかっているものですが、それ
によると、全国平均では0.04ということになるわけです。とすると、750なり780な
りのところを掛けますと、30人程度になるんですね。当然、入院と通院との関係で言うと、入
院のほうは低くて、大体78%ぐらいが通院ということになるわけでありまして。ただ、かかる費
用については、入院は当然、多少金額が、何日間かとなると、症状によって違いますけども大き
くなるというようなこともあるかと思えます。そういう意味では、わずかな利用にとどまってい
るとというのが現状だと思えます。

そこで、今の評価、現状の評価について、先ほどの市長の答弁では優先順位、その他の施策と
のバランス、その辺を鑑みて、そのプロジェクトチームで検討しているというお答えでありまし
た。入院については、件数が少ないのは、ある意味ではそういう面でわかるということですが、
でも、払い戻し、還付方式に問題があるのではないかというふうに思っております。これが給付
方式の受診抑制に影響しているという認識はあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） よく全国市長会というか、福岡県市長会でもそうなんですが、この現金給付のあり方と、現物給付のあり方、それぞれメリット、デメリットを出して、いろいろ議論はさせていただいているんですけども、先ほど答弁しましたように、どうしても該当者が少なくなりますと、どちらかという現金給付というか償還払いということになります。やっぱり対象が多くなればですね、利便性向上ということもあって現物給付という、そういう自治体も多く見受けられる、そういうふうに承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そこは、ちょっと違うなという気がしています。

ちょっと、2つほどお尋ねをしたいと思いますけれども、いわゆる償還払いと現物給付ということになるわけですけども、今、国は国民健康保険の療養費等について、国庫負担の減額をしてるということですね。対象を広げる際に、一部自己負担というのにも影響してます。設定してますけれども、これも減額比率を低減するため。それから、自己負担を導入する理由になってると、そういうことになってるとも思いますけれども、制度の見直しをしないというのは、そのいわゆるペナルティーと言われているものですね。減額されるからという理由があるのかどうかというのが、ちょっと想定されるところであります。

県からの指導や、あるいは制度拘束があるのか、その辺も少しお尋ねしたいというのが1点目と。

もう一点、現物給付すると、医療機関に受診する患者数がふえる。いわゆる波及増というのがあるんですね。そういうふうに起こるからと思っているのか、その点を、ちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしく願いいたします。

今、岩淵議員のほうから2点ほどお尋ねがありました。給付のあり方によって一部負担金、ペナルティーを想定されるかということと、現物給付にしてから受診に対する波及増があるかというような2点だったと思いますけれども。もちろん、国としての方針とかというのはまだ出ていないところがございますけれども、今回、以前ですね、9月の議会の際に申し上げましたけれども、未就学児のペナルティーの部分が廃止されました。そういうことを考えますと、今後、それが増加することによってですね、拡充することによって、そういったペナルティーが科されるということも想像できる場所だと思っております。

それと、波及増につきましても、やはり、今は償還払いをしておりますので、医療証とかを持

ってないような状況ですので、現物給付にすることによって医療証を持つことになりますので、医療証があれば、受診がたやすくなるということは考えられるところだと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 1点、お答えいただけなかった点が、県との関係で、指導とか拘束性があるのかどうか。その辺はどうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 県からの指導というようなことはないと思いますけれども、今現在、県のほうは、制度自体が、中学生までの分が県のほうの対象とはなっておりませんので、指導というよりも、そういった部分で、そういうふうな抑制じゃないですけども、いろんな自治体での考え方でやってる部分があると思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、自治体独自に判断ができるということですね。

それでは、うきは市が平成28年10月で改正したわけですけども、そここのところの導入のときに、やはり目的があったわけですね。すなわち、子供の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ると。そういった目的の制度として前進させていたのではないのでしょうかということなんです。子ども医療費の支援策は、乳幼児を初めとして、子供たちの健全な育成と児童の福祉の向上に本当に大きな役割を果たしてきていると思うわけですね。

配付資料をちょっと見ていただくと、これで23番目にうきは市が出ております。ちょっと字が小さくて、読み取りにくいところもあって申しわけございません。表の左側に入院と、右側に通院というのがありまして、それぞれの左端のほうに助成対象というのがある、黒丸で印がしてあります。入院については、中学生の欄からずっと見ると、下まで、左、小学生だけというのはないんですね。全て、中学生以上。18歳のところまで幾つか自治体がある。それから、通院について、小学生、中学生、18歳ということでありましてけれども、黒丸の数は中学生までのところが多くなってきているというのが実態であります。これが、福岡県のホームページに更新されている中身であります。そういう点からすると、さっき市長答弁のどのような状況になっているかということが一目瞭然にわかるわけですね。

最近、そういう意味では新たに償還払いというのが、この黒塗りで記してあるのが償還払いなんです。償還払いじゃない、現物給付というところも多いと。そちらのほうが多いということ

なんです。これもこの間、減少していると。償還払いから現物給付に変えてきてるとというのが現実なんですね。

先ほど、プロジェクトチームでも議論してるということですけども、議論、この件について議論されているんですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、議員のほうから最新の、福岡県内の自治体の取り組み状況について、この資料が示されました。

議員も御指摘のように、先ほど私も答弁で触れたんですが、平成28年10月に制度を拡充しました。その段階、県のほうが拡充にあわせてやったんですが、それでも、うきは市は県の基準よりも大きく3つ進んでおりました。1つは、県では中学生の入院対応というのがなかったんですが、それをうきは市は進んでやらせていただいた。それから、3歳以上から就学前で、入院に関して、県は自己負担を取っているんですが、うきは市は自己負担を取っていません。それから、3歳以上から就学前で、通院についても自己負担の単価が県よりもうきは市は安いということで、大きく3点の先進的な取り組みだということで、今後、地方創生と申しますか、子ども・子育て支援の中の一環としてですね、これを制度拡充したわけであります。

しかしながら、議員が御指摘されるように、あれから3年たって、他の自治体がぐんぐん制度を拡充してきているということも承知をしております。そういうことも踏まえまして、まず、先ほどから答弁させていただいていますように、市長公室長をトップに、少子化プロジェクトチームを結成しております。これは6月議会で、議会のほうから、子ども・子育て支援について積極的に取り組んではどうかという強い指摘もあって、早急にこのプロジェクトチームを結成しまして、この子ども医療費の軽減についても、大きな議論の対象の1つにしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、市長がおっしゃったところは、その導入時点ではそのとおりであります。そういう点は、県より先駆けて行っていることは実態です。ただし、おくれおくれであることは確かにあると。今、この表のような状態になってきているということだろうと思うんですね。今お答えの中では、プロジェクトチームでどういう議論をされているかということについては、今、十分にお答えいただけなかったところであります。そういう意味では不足があるような気がします。そこの辺は、改めてお願いをしたい。

これは全国で見ますと、じゃあどうなってるか。15歳まで入院に対する支援をしているところが62%。全国1,741自治体ありますけども、その62%。18歳までが33.7%。合計95.8%は入院に対して助成をしているんですね。1,741、全国の自治体ですよ。それから、通院について、57.8%が——ごめんなさい、間違えた。通院は合計で88.8%が通院

で支給されてると。

だから、全国の流れもそうなんですね。他市町村のところだから、芝生が青いのは管理がいいからだということで、私にはあずかり知らんということにはならないというのが現実だと思います。早急な判断を求めたいと思いますが、先ほど、優先順位、バランスというお話をされました。なぜ、私どもよりも前進した状況をつくり出しきれている——福岡でもそうです、全国でもそうですけれども、どういうことを想像されますか、市長は。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、従前から答弁させていただいていますように、この子ども医療費の問題については、国で取り組むべき事案だと思っております。もともと、こうやって市町村で競ってやらせるような話ではないという考えを持ってまして、いろいろ、県の市長会のたびにそういうお話をさせていただいております。そんな中で、もう議員も御承知かもしれませんが、今月、12月6日の新聞報道で、県のほうが中学生も医療費助成に拡充するというような、そういう検討をしているという記事が出ておりましたので、この県の動向なんかもしっかり見ながら、プロジェクトチームの中で判断をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういう意味でも、それはこの一般通告をした後に報道されたので、十分ではなかったのかもしれませんが。

ただ、全国も、実際の現物方式にするのか、還付方式にするのかという判断は、さっき課長のほうで答弁があったように、自治体の判断にあずかるところが大きいわけですよ。

昨日、4番議員からも、子供への支援策についてということも含めて話が出てました。それぞれの一つ一つが、やっぱり大事なことだというふうに思うんです。財政論ではない、そういう事態になってるということだと認識するべきだというふうに思います。要は、住民の福祉、子供の権利をどう守っていくか。あるいは子供の権利をどう拡大していくのかという視点から考えなければいけない話ではないでしょうか。財政のやりくりの話ではないと、私は思ってます。

じゃあ、具体的にどの程度費用がかかるのかということは、さっき、受診率の話をしました。じゃあ、金額はどうですか。金額で、一番この医療費のかからない年代って、ちょうど中学生、高校生なんです。一番受診率も低いし、金額も低いんです。そういう統計が、こういうグラフで厚労省から発表されているんです。こういった施策をきちんとまとめて政策化していくということが、事業の一番大事な点だと思うんですね。優先順位のとときに何を持ってくるかということだと思います。そのことも、やっぱりきちんと議論するべきではないでしょうか。

給付ベースで、10歳から14歳で、1人当たり、年間ですよ、7万3,936円。15歳から19歳で5万8,021円です。給付ベースですよ。給付ベースの話でね。医療費じゃなくて

ですね。

そういう意味では、その金額等について、この間の検討、プロジェクト会議で、どの程度かかるのか試算をされたこともあるかどうか、そこをちょっとお尋ねしますけど。どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まだ、プロジェクトチームの中ではそういう具体的な数値を出して、突っ込んだ議論までは行ってないと承知をしております。ただ、ぜひ、議員に御理解をいただきたいと思いますが、本議会でもそうでしたが、6月議会でも、子供、出産祝い金を出したらどうかとか、いろんな提案が議員から出されております。それを一つ一つ、我々はテーブルに上げて、限られた財政事情の中でどう対応していくのか、そういうことで、今、検討させていただいているということは御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そこでですね、受診、医療費が、じゃあどのくらい上がるかという話があって、今、国のペナルティーがあるわけですね。実は、このペナルティーに科せられる調整率というのがあるんですね。この調整率っていつつくられたものなのかというのをちょっとひもといてみたら、戦前の1935年あたりのところにつくられたものなんですね。確かに、初年度はそういう波及効果というのが出てくるんですけども、2年目は戻るんです。そういう意味では、波及効果が心配だからやらないという、あるいはさっき言ったように受診抑制につながっていくわけなんですね。

受診抑制で何が1番問題になってくると思いますか。これも調査結果がありまして、治療中断なんですね。医科で33%、歯科で46%という実態調査も報告されております。それから、受診回数を減らす。検査、投薬を減らす。このような実態が、調査をすれば明らかになってくる。これは名古屋で行われた調査の結果でありますけれども、そういったのが思われます。

通常の診療費ということになりますけれども、子育て世代は教育にかかる費用、高校、大学の準備をしなければならない。あるいは、保護者自体の所得が低い、そういう影響があるんだろうと思うんです。そういう意味で、必要な受診が妨げられているという実態があると思います。

ことしの3月にまとめられた、この子育てに関するアンケートの中、全部はまだ私も読んでないんですけども、就学前、小学生ともに、安心して子供が医療機関にかかれる体制整備が期待される。これは医療機関等の関係だと。また、結婚、出産、子育てしやすい町と思わないという理由の問いに対して、医療機関が少ないから。あるいは、小学校の保護者では、医療制度が充実していないからという理由に掲げているところが比率的に高いんです。

ぜひ、この辺の考えをですね、福祉として考えていただいて。要するに、すなわち、子供の生きる権利として正していただきたいというふうに思います。これをぜひ実現していただきたいと

思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いずれにしましても、先ほど答弁させていただきましたように、県のほうが、中学生も医療費助成の対象にするということで検討を始めておりますので、そちらも注視しながら、しっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） いずれにしても、福岡県、県がどういう制度を導入するか、詳細はまだ決まっていない段階です。したがって、どういう自己負担額を設定するのか、あるいはどういう方式に持っていこうとするのか、その辺は改めてきちんと検討いただいて、そしてもう一つ言えるのは、県が2分の1負担するという中身で報道されておりますけれども、従来、前回実施した中身とほぼ同じだろうと思うんですけども、高校生のところまで、18歳までどうするかといったところも、視野を広げてぜひ検討いただきたいというふうに改めてお願いをしたいと思います。

次に、国民健康保険制度に関する負担軽減についてお尋ねしたいと思います。

前回、9月の時点でもお尋ねした中身ですけども、均等割軽減措置の創設については、直ちに行くことは厳しいということでありました。しかしながら、やはり多子世帯ほど重くなる、負担が重くなるというのが実態だと思うんですね。そういう意味では、そういう多子世帯に対する軽減措置の具体化を求めたいと改めて思うんですけども、見解をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険制度に関する負担金軽減について、9月議会での一般質問に引き続き、18歳未満の国民健康保険税均等割の軽減について御質問をいただきました。

国民健康保険税は、所得額が一定額以下の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を政令で定める基準に従い、市条例で軽減をしております。このうち、一般被保険者に係る減額分は、保険基盤安定制度で公費により財源措置がなされております。御質問の、18歳未満の国民健康保険税均等割の軽減については、市独自の軽減措置となることから、公費の財源措置はありません。国民健康保険財政は、県への国民健康保険事業納付金が年々増加をしていく見通しとなっており、今後、厳しさを増していく状況であります。

このような中、国民健康保険税の減収となる18歳未満の国民健康保険税均等割額の軽減の実施は困難と考えております。なお、本件につきましても、市長会を通じて、子育て支援の観点からの子供に係る保険料均等割の軽減を図る措置を講じるよう、国に提言をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今回、ちょっと改めて、18歳未満の子供という対象じゃなくて、多子世帯という概念でお尋ねしたわけです。そういう意味で、多子世帯というのが第3子以降という、この間、子ども・子育て支援法で設定されているのはそういった中身。ただ、この人数が、調べたんですけども、よくわからないところなんです。第3子以降の人数というのは、把握している部署はどこですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 第3子以降の人数ということでしょうか。データを抜き出さないことには、多分、全体の把握というのは難しいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 窓口質問みたいな話なんですけども、実は、聞いても答えてくれなかったからここで聞いてるんですよね。議事録にちゃんと残したいと思ったので。そういうことです。

本当に、ただ、明らかになってるのは、この間、保育園の入園に係る認定手続の関係で、第3子以降というのはわかっていると。これがたしか、ことしの4月のところでは160人ぐらいいたと思います。それ以外のデータも、何か見ればわかると思うんですけども、ちょっとそれを拾い上げきれなかったところがあります。その人数を、少し確認してほしいなというふうに思っております。

それで、前回、9月のときに市長が答弁の中で、均等割額、子供に係る額が2万7,000円とおっしゃってたと思うんです。これは間違いだと思います。後でよく考えてみたら、後期高齢者支援分というのが抜けてます。これが8,000円。だから、3万5,000円のはずですけども、この認識が。ちょっと確認しておきます。間違いありませんか。3万5,000円、均等割。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 9月議会に答弁させていただきましたように、医療保険分が均等割で2万7,000円、後期高齢者支援金分が均等割で8,000円になっております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということで、ゼロ歳児、赤ちゃんにもこの年間3万5,000円の税額が割り当てられるんです。そういう意味で言うと、何ていうんですかね、

それでいいのかという問題が根本的にあります。さっき、市長が言ってるように全国市長会及び知事会でも、この辺については国に求めているところではあることは十分に承知しております。

ただ、先ほど、子ども医療費の関係も含めて申し上げましたけれども、これが適切なのかどうか、国民健康保険税の制度の中で行われてますけれども、ほかの保険制度の中で、こういったものってあるかどうか。そこの認識、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） お尋ねの質問は、この均等割の制度というものが、ほかの健康保険制度にもあるかというようなことでしょうか。ちょっと、聞いたことはございませんけれども、他の社会保険関係では、一応、給与にあわせて、多分、保険料が決まっていると思いますので、均等割というような部分というのは、ちょっと聞いたことがございません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そんな、長く答えなくて結構です。ないです。国保税だからあるんですね。本当にそういった制度でいいのかということです。

そこでちょっとお尋ねします。

子供のいる世帯で、滞納が30年度で——資格証明書を発行されているのが71世帯と、あるところで聞いておりました。滞納している世代で、子供のいる世帯は、いるかどうか、何件ぐらいあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 9世帯ございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そこへの保険証については、どのような取り扱いをしているかお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 短期証で対応しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） これは厚生労働省からの通達もあって、資格証明書を、子供については必ず発行することになってます。滞納がどういう状態であろうがなってます。そういう意味では、心身の成長期に当たって、こういったことがなされ、つながっていく。受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り戻すことのできない事態になってしまうことも可能性としてあります。

児童福祉法の第1条の第2項には、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。第2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと。これが児童福祉法の精神、根源になってるわけですね。子供は親や社会を選べない。どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるべきだというのが私の考え方であります。

さっき言いましたように、本来であれば、子供に割り振られる均等割そのものは、そういう視点からすると非常にいびつなものであるということだけは認識をしてほしいというふうに思います。そういう点から、どう改善ができるのか。それは地方自治体が責任を負う、そういったことだろうと思うんですね。確かに、国が一律的にやるのを待ってる、それも方法でしょう。それをだめだとは言いません。しかし、今、うきは市の実情に鑑みて、子供の実態がどうであるかということ十分に把握することこそが、うきは市に求められる行政の内容ではないでしょうかね。

先ほど、9世帯ということでありました。短期保険証ですので、これが最大6カ月、6カ月単位で発行されるようになってるというふうに思いますけれども、その都度、更新していかなければならないという実態は、子供の育成にとっても非常に苦痛なことだと私は思います。そのことを、やっぱり寄り添うことのほうが非常に重要な行政施策ではないでしょうか。そういう点から、改めて均等割について、何ができるのかを検討いただきたいというふうに思っております。

時間がなくなりまして、いつも、私なくなってしまうんですけど。

次の3点目、そういう意味で関連することです。こういった福祉政策に関する横断的な組織再編を求めたいというふうに思っております。

第1点目が、国民健康保険の県単位化に伴って、保険者努力支援制度が導入され、検診率向上や税の収納率向上、データヘルス計画進捗等の政策を推進し、一体的に取り組む組織的な改革が必要だと思います。その辺について所見を伺います。

それから2点目は、現在、審議を行っている子ども・子育て支援事業との関連で、来年から新たな計画がスタートすると思います。行動目標は量の問題ではなく、質の問題にステージが上が

っていると認識しておりますけれども、そういった政策の確立と行政の指導を高める改革が必要だ、そのように思っておりますけれども、所見を伺います。

3点目が、子供の貧困対策は、個別の対策については支援体制が構築されつつありますけれども、行政として実態把握調査や支援制度の整備等について、十分な方針が示されていないというふうに思っております。幼児教育や、小・中・高と継続的な支援の方策等構築の体制整備が必要ではないかと思っておりますけれども、所見をお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま、福祉施策に関する横断的な組織再編について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、国民健康保険に関する御質問であります。保険者努力支援制度は医療費適正化、特定健診・特定保険指導の受診率の向上や、後発医療品使用割合の向上、国民健康保険税の収納率向上などにおいて、指標の達成度により交付金が交付される制度であります。これらの取り組みは、複数の所管が連携して取り組むことで、結果として市民全体の健康意欲の向上、税の収納対策につながると考えておりますので、今後とも各所管が連携しながら、一体的に推進していきたいと思っております。

2点目が、子ども・子育て支援事業についての御質問であります。うきは市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、国が示す基本指針に則して、地域のニーズに基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、5年を1期として策定し、子供を安心して産み育てられることができるよう、子育てに関する施策を総合的に推進しているところであります。

平成27年度を始期とする当該計画の計画期間の終期が令和元年度であることから、これまでの経過と、保護者に対するアンケート調査によって把握した利用希望などを踏まえて、令和2年度を始期とする第2期計画を現在、策定中でございます。取り組み方針としての各事業施策につきましては、ことし10月に開設した子育て世代包括支援センターを主軸として、安心して子供を産み育てることのできる環境づくり、子育て支援を推進するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない体制を構築してまいりたいと考えております。

これまで、生涯学習センター内にありました学校教育課の事務所を、市役所西別館に移転したことにより、同じ施設内の福祉事務所、保健課と連携強化を図ることが可能となりましたので、情報共有を初め、関係各課における市民ニーズに対して迅速かつ適切な支援につなぎながら、子育て支援施策を推進してまいります。

3点目が、子供の貧困対策についての御質問であります。うきは市の子供の貧困対策として

は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図るとともに、子供の貧困対策を総合的に支援するため、平成28年度に、うきは市における子供の孤立や貧困状況に関する実態調査に基づき、平成29年3月に、「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画」を策定し、子供の貧困対策事業の取り組みを開始しております。

この計画をもとに、うきは市社会福祉協議会に事業委託を行い、課題を抱え、支援を必要とする市内小学生を対象に、学習機会の確保・生活習慣の定着などを包括的に提供する居場所支援を行っているところでございます。子供たちの環境を整えるとともに、保護者の相談を小まめに受けながら、それぞれの世帯の困り事を解消するための、状況に応じた支援につないでおります。また、複数の市内外事業所からも御賛同をいただき、食の支援としてフードバンク支援体制も整ってきております。

子供を主体に、学校・家庭・外部の支援機関が連携した、切れ目のない支援連携体制の構築のため、子どもの未来応援コーディネーターを配置して、必要な支援につないでおります。今後は、ことし10月に開設した、子育て世代包括支援センターとも連携がとれる体制を整え、継続的な支援に努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、平成30年度から県単位化になっているわけですがけれども、さっき言いましたように、保険者努力支援というのは、今、市長が説明したとおりで、要は、これを点数化して、県に上げるんですね。県が全体の順位を横並びに見て割り振りしていくと。それに基づいて交付されるということですね。30年度の決算のところでは921万円でしたかね。ということで、当初予算は、初年度だから若干狂ってますけれども、そういった状況になっております。ただ、これは相当分厚い資料です。これを大体30項目ぐらい、を超えるかな、と思いますけれども、あります。それは、さっき私のほうからも言いましたように、データヘルス計画だとか、それから収納の問題だとかいう、市長の答弁でもありましたように、そんな中身です。

それを、確かに横断的な組織ということでやっておられるんですけど、それをどう政策化するかという問題については誰も答えてくれないんです。その実情を、市長、承知してますかね。要は、今の国民健康保険のところの市民生活課だけで、体制や人員だけで足りると思ってますか。質問です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） お尋ねの、保険者インセンティブ制度については、もう議員御指摘のとおり、平成27年、国民健康保険法改正において、この国保の保険者努力支援制度が創設されたところであります。そして、保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度が、平成

30年度より見直されて今日に生きているところであります。私もこの制度、いわゆる交付金をいただくに当たっては、厚生労働省本省に何度もですね、この制度についてお尋ねに行ったことがございます。

こちらに、取り組みについてはしっかり、もともと健康対策に資するということもありますし、貴重な財源が交付金として来るという両面がありますので、これは課ごと連携しながら、一体的に取り組みを今までも進めさせていただいてますので、今後もそういう対応で進めさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 国保の県単位化に伴って、30年度から、あわせてこの施策については賛否があるところだというふうに認識しています。財政力に乏しい自治体にとっては、格差をさらに生む可能性もある。けれども、この国保の改革の問題については、前回、9月のときにも言いました。構造問題が解決しない。それは高齢者が多いからということだけではなくて、こういう改革も含めないと構造問題の解決にならないということだろうと思う。ここをどう構築するのかという施策を、誰が責任者になってやっていくのか。このインセンティブの問題について言えば、誰がそれを管理するんですか。どういう目標を持つんですか。そういう検討は行われてますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いつも申し上げているんですが、昨年度から今年度にかけて、若手職員有志で、人生100年時代を見据えた、うきは市における新たな生涯現役社会づくりのプロジェクトチーム、少々長いんですが、そういうことで熱心に議論がされています。当然、生涯現役の前に一番重要なことは、健康寿命を平均寿命にどう近づけるかということで、熱心な議論をいただき、提言なんかもいただいておりますので、この問題については、もう私が陣頭指揮をとってですね、しっかり組織を束ねて、一体的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 現実問題の話は私してます。2018年、2019年度と、これについて県に申請しているんですね、報告しているんです。該当なしというのは何件あったと思います。そういう実態をきちんと調べてほしいと……。いずれにしてもですね、そこをどういうふうに。さっき私が言ったのは、そこに出されている目標値、どういう全国的な、どういう数値があって、どういうふうに査定されてるかということが、実はわかってないんですよ。何で921万円しか、うきは市にこの支援分としてくれなかったのか。その理由は、県が査定するから、それで終わってるんですよ。じゃあ、どうしたらその支援分をふやしていくのかって、その目標も誰が持つんですか。そこをきちんと政策立案する人が必要だって私は言ってるんですよ。

次の2点目についてお尋ねします。

子ども・子育て会議の件ですけれども、来期計画では16人が委員として参加して、1年半かけて8回の審議をされてます。平成30年度の予算で見ていくと、8回の予定で予算がされてます。人数が11人ということになってます。少なくした理由及び委員の属性について、今どういうふうになっているかお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 子ども・子育て会議についての御質問でございます。

現在、子ども・子育て会議につきましては、3回開催しております。4回目が今月末を予定しているところです。

それから、子ども・子育て会議の委員につきましては、現在の委員数につきましては、16名以内で構成するというところで、子ども・子育て会議条例で、組織体制については第3条で規定をしております。その中に、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、その他市長が必要と認める者という形で審議して、その関係者で構成しております。その他、子育て世代の意見を反映するために、公募という形で委員の公募を行い、4名の応募があり、公募委員2名がこの子ども・子育て支援会議の委員として組織されております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） さっき、今年度の予算で8回と言いましたけど、4回でした。失礼しました。訂正しておきます。

子ども・子育て支援法、改定された分でございます。第6条に、この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。要するに、対象は18歳ですよということですね。その子ども・子育て支援法の前提となる児童福祉法でも、児童とは、満18歳に満たない者をいうとなっております。要は18歳を対象とした支援策ということになると思います。ただ、今のメンバーを見ると、保育関係に従事の方が圧倒的に多いということになります。スクールカウンセラー、PTA及び保護者。公募の中に保護者が入ってるのかもしれませんが、そういった方々が少ない。

先ほど言ったように、第3条で16名以内で。何でそれが、今何人ですか。12名ですか、今。そうすると。さっき言ったのは11名か12名か、そのぐらいであると思うんですけれども、前回より結局は少なくなっている。

要は、さっき言いましたけど、質問しましたように、内容より質の問題だというふうに言われています。その中で1つ気になったのが、虫歯に関することです。虫歯に関するデータ、後でちょっと個別に、時間がないから言いますが、そのデータの認識が違ってくる可能性があるということです。うきは市の虫歯の保有率は非常に高いということを伝えておきたいと思います。アンケートでは、虫歯がないと言っている方が6割を超えています。その認識がどういうふう議論されているかということも危惧するところです。

それで、最後に、そういう意味では一夜にして人材はつくれないと思いますけれども、今現在、やっぱり複合的に大きな政策があると思います。そこを、やっぱり横断的な組織だけではなくて、子供の福祉向上のために、ぜひ政策課題を遂行していただきたいというふうに思って、質問を終わります。

以上です。

○議長（**檜川 正男君**） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（**檜川 正男君**） ここで暫時休憩といたします。13時20分より再開します。

午後0時16分休憩

午後1時20分再開

○議長（**檜川 正男君**） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、3番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。3番、佐藤裕宣議員。

○議員（**3番 佐藤 裕宣君**） 3番、佐藤裕宣です。10人中10番目、最後の質問者となりましたので、さきに質問された議員の質問と多少重複するところもあるかと思いますが、通告書に従って質問をいたします。また、今回は、今まで私がしてきた一般質問や予算決算委員会での質問、そしてそれに対する市長及び執行部の答弁を振り返りながら、総括的な質問をさせていただきますので、繰り返しの質問もあるかと思いますが。ほかの議員との重複、繰り返し、御了承いただき御答弁願います。

まず1項目め、鏡田屋敷サテライトオフィスについてでございます。この事業については、ことし6月の一般質問及び昨年とことし、2年連続で9月の決算委員会の中でお尋ねをいたしました。そもそもこの事業、平成29年度に浴室や厨房の施設整備がなされ、30年9月議会補正で鏡田屋敷テレビ会議システム等導入委託料、宿泊型ワークショップ運営事業業務委託料、鏡田屋敷オフィス環境機能整備工事費、鏡田屋敷オフィス環境備品購入費などが予算計上されております。

私がこの事業について初めて詳しい説明を受けたのは、30年9月議会前の全員協議会におい

て、副市長からでした。また、ことし6月の一般質問で、浴室、厨房はまだ誰も使ったことがなく、ヒノキの浴槽は変色していることなどを指摘させていただき、9月の決算委員会では、誰が使用するのか尋ねたところ、対象者はサテライトオフィスのユーザーだと担当課長からの答弁がありました。だとすると、この事業が計画されたのは浴室、厨房が改修された29年度なのか、それとも補正が生まれ、副市長の説明があった30年度9月なのかよくわからなくなってきました。この事業の立ち上げの経緯について、1点目、お伺いをいたします。

2点目、この事業が計画されたのが浴室、厨房を改修した29年度だとすると、当然、使用する対象がサテライトオフィスのユーザーということですから、そうでなければおかしいんですが、随分と時間がたっています。先ほども言いましたが、浴槽は長年誰も使用しないので変色しています。本格的に宿泊型サテライトオフィスとして事業を開始するのはいつからでしょうか。また、事業成功のために具体的に今やっていること、その成果ということで、進捗状況と見通しについてお伺いをいたします。

3点目と4点目は共通している部分もありますが、分けてお伺いします。

まず、3点目の、うきは市にどのような恩恵をもたらすのかという点についてですが、補正が組まれたときの副市長の説明では、都会の企業の方に二、三週間宿泊をいただいて、風光明媚なうきはの環境のもとで、本社とテレビ会議等を行いながら仕事をしていただく。また、地元の祭りであるとか行事にも参加していただいて、うきは市の魅力を感じてもらい、将来的な、うきは市への移住、定住につなげていきたい。理想はそうでしょう。ただ、理想と現実は違うと思います。長岩公園、注連原住宅、つづら山荘——もう今はありませんが、つづら山荘に開設したテレビ電話を使っての高齢者見守り事業しかりです。理想どおりに運営されているとは思いません。鏡田屋敷のこの事業がうきは市に、市民にどのような恩恵をもたらすのか。

4点目、果たして持続可能なものとして費用対効果は上がるのか。30年度の決算書の中に、ニーズ調査の結果として、うきは市にサテライトオフィスを設けるという必然性に乏しく、高額な交通費をかけて来るだけの付加価値を発揮することとあります。必然性はある。付加価値を発揮できて、持続可能なものになると言われるのなら、その根拠についてもお伺いいたします。

以上4点、市長の答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、鏡田屋敷サテライトオフィス事業について、大きく4点の質問をいただきました。

1点目が、鏡田屋敷サテライトオフィス事業立ち上げの経緯についての御質問であります。うきは市筑後吉井地区は、白壁土蔵の町並みが集積しており、観光資源として大きなポテンシャルを持っている地域であります。しかしながら、小規模な文化的建築物は有料化しても入り込み

客が少なく、維持することが困難となっております。

そのような中、鏡田屋敷は、居蔵の館と並んで吉井の伝建地区を代表する文化財施設であります。これまでは保存が中心でありましたが、今後は保存とともに活用を図ることで、施設自体の収益性を高め、あわせて周辺地域への回遊を発生させ、地域経済への波及効果を高めることを目的に、改修を行ったところであります。

具体的には、平成29年度に「文化的建築物の活用による新たなビジネスの創出事業」として、文化的暮らしを体験的に伝えられるような施設として活用ができるよう、トイレ、浴室、厨房、空調の改修を行いました。さらに都市部企業では、社員に副業や勤務地の選択制が認められるなど、働き方改革が推進されており、多様な働き方の選択肢が可能な企業が増加しているところがあります。テレワークや、仕事と旅行を両立するワーケーションを地方へ求めていく流れが加速をしていることから、鏡田屋敷にサテライトワークを追加することとし、平成30年度にインターネット環境やテレビ会議システムの導入、ワークできるための諸機材の整備を行ったものであります。

今年度は「働き方改革に資するお試し勤務の業務」を委託し、都市部企業の方に、インターネット環境を活用したテレワークや会議及び試行的な宿泊体験をしていただくことで、本格的な運用に向けての検討を行っているところであります。

2点目が、事業の進捗状況と見通し、本格的な事業開始についての御質問であります。平成30年度までに宿泊や飲食に必要な厨房の改修や浴室の設置、トイレの改修、空調の整備等を行い、また、テレワークに必要なインターネット環境、ワークできるための諸機材の整備を行ったところであります。現在は体験勤務、体験宿泊として、主に都市部企業の方に使用していただき、来年度の条例整備に向けて、課題の抽出や本格運用に向けての検討を行っているところであります。地方創生推進交付金等を活用した、うきは市ルネッサンス戦略計画期間が令和2年度までですので、令和3年度に宿泊やテレワーク等の運営を指定管理することにより、本格的に事業開始をしたいと考えております。

3点目が、うきは市にどのような恩恵をもたらすのかという御質問であります。鏡田屋敷を宿泊・飲食の施設とすることで、施設自体が入り込み客を呼び込み、収益性を高め、あわせて周辺地域への回遊を発生させることとなり、地域経済への波及効果が期待をされます。また、文化財施設でのテレワークは周辺地方にはない特徴的なものであることから、体験勤務を実施していただいた都市部の企業の方からは、豊かな自然環境の中で、テレワークとしての機能や設備に対して大きな評価をいただいているところであります。このようなことから、都市部から「ひと」と「しごと」を呼び込み、市内の各施設と連携を図ることにより、地域経済に大きなインパクトを与える施設になり得ると考えております。

4点目が、持続可能なものになるのか。その根拠はという御質問であります。昨年度は都市部企業から5回、延べ43人がうきは市を訪れ、テレワークをしていただきながら、うきは市の魅力ある自然の中でさまざまな体験をしていただきました。今年度は体験勤務や体験宿泊、厨房を使用したイベントで活用しており、延べ106人の方に利用していただいております。業務の一環としてではなく、個人的に利用されている方もいらっしゃいます。

中でも、11月9日、10日には、都市部企業からの提案により、親子でうきは市を訪れ、市内観光や柿狩り体験とあわせて、鏡田屋敷でのテレワークを行ったところ、うきは市でのワーケーションの可能性について好評を得たところでもあります。そして、鏡田屋敷という文化財施設で、ゆっくりとした時間の中でテレワークができるという、他の地方にはない魅力的な場になっているということや、宿泊を兼ねていることから、企業研修の場としても利用価値があるとの御意見をいただいております。

何より、うきは市の自然や白壁の町並み、おいしい水やフルーツなどに共感を持っていただき、多数の方がUKIHA FAN CLUBに御登録いただき、また、うきぴーのファンにもなっていていただくなど、確実に関係人口の増加に寄与していただいているところでもあります。また、市としましても、上京の際には企業を訪問し、直接PRを行っているところでもあります。他の自治体にはない、うきは市の魅力を高めていくために、今までにない新しい取り組みにチャレンジしているところでもありますので、引き続き御支援をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 今、市長から業務開始の計画等について御答弁をいただきました。また、持続可能なものになるかということも御答弁をいただきました。ただ、29年度に施設改修を行って、30年度にオフィス環境を整えて、現状がですね、今、お試し勤務体験ということでしたけども、それだとすると、民間の事業であれば、既に破綻をしているのではないのでしょうか。

29年度、浴室、厨房などの施設整備に1,145万円。30年度補正、インターネットなどの、先ほど市長からお話がありました、インターネットなどのオフィス環境整備に、委託料と合わせて1,935万円。これだけの予算を使っているのですから、費用対効果の面からも、もう回収に入ってなければおかしいと思います。また、持続可能なものになるためには、現時点でユーザーの予約がある程度埋まっていかななくてはだめでしょう。そこのところを1点お伺いいたします。

また、そして、そのためには並々ならぬ営業努力が必要となってきます。そこは今後、誰が担っていくのでしょうか。現在、鏡田屋敷はシルバー人材センターが指定管理者として管理業務を行っておりますが、シルバー人材センターがそういった業務をやるのか、それとも職員が行って

いくのか。そこのところを、2点目、お伺いいたします。

それともう一点、居蔵の館についても、29年度に1,207万4,400円の予算をかけて、浴室、厨房の改修工事を行っております。居蔵の館もオフィス環境を整備して、同じように事業展開していくのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 鏡田屋敷の件につきまして、3点御質問いただきました。もうそろそろ、ユーザーの予約が入るべきではないかということがまず1点。それから、指定管理について。そして、居蔵の館について。3つですね、いただきました。

現在、ユーザーの予約については、今後、都市部の企業とですね、いろいろ今、交渉をしております。これから、具体的な協定等に向けて、できればやっていきたいというところを考慮しておりますけれども、現在は、いわゆる都市部の企業に対して、鏡田屋敷のサテライトオフィスというか、テレワークの機能をPRをしております。去年からことしにかけてですね、体験の勤務をしていただいております。

数字を申し上げますと、平成30年が、体験業務が43名いらっしゃいます。今年度につきましては、体験業務が58名、そして、全体としては106名ですけれども、体験業務が58名、それから個人で立ち寄られて仕事をされた方が5名、会議利用が10名、それから宿泊が、体験の宿泊が9名いらっしゃいます。厨房の利用も26名、今のところ活用していただいているところでもあります。まだ、予約を入れてですね、本格的に動くところまではいっておりませんが、そういった、いわゆる基礎づくりというものを今やらせていただいております。

まだ、使用料等についての条例もこれから決めなくてはいけないところもございますので、そういったところも今後含めながら、その体制を整えて、いわゆる本格的な活用に向けての取り組みを行ってまいりたいと考えております。

それから、委託につきましては、現在、シルバー人材センターのほうで館の案内だけをしていただいております。今後は、ワークをする場合については事前に、やはりいろんな機具を使いますので、そういった予約ですとか宿泊、そういったことにつきましては、館の案内とは別に指定管理を考えているところでもあります。シルバーセンターにつきましては、館内の見学をされる方の御案内については、今のところそのままということで考えているところでございます。

それから、居蔵の館につきましては、オフィス機能はまだ付加することまでは考えておりませんので、いわゆる宿泊であったり、体験型の施設としての機能を考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） もう、29年度に施設改修をして、計画として進めているんですから、なるだけ早く回収できるように、費用対効果が上がるように、スピード感を持って進めていただきたいと思っております。

それから、指定管理については、今のシルバー人材センターとまた分けて、新たに管理、指定管理を設けるということですが、指定管理が二重になるということだと思いますが、また委託料等ですね、費用のほうもまたかかってくるんじゃないかと思えます。

居蔵の館については、もうちょっと慎重に、これは考えていただきたいというふうに思っております。今、その指定管理等の話もありましたけどですね、私はこう思うというかですね。まず、国からこういう補助金があるから、まずそれに飛びついて、そして事業を進めると。そして、それについては指定管理に任せると。何か、そういう事業ばかりがですね、今のうきは市、多いような気がします。

6月の私の一般質問の中で、市長はこう答弁をされました。議事録のとおり読み上げます。「鏡田屋敷、うきは市の重要な文化財であります。この活用について、議員からは以前から何回も御指摘をいただいております。

ぜひとも御理解いただきたいんですが、今、大きく我が国は変わろうとしております。そんな中に、国のほうが、「明日の日本を支える観光ビジョン」というのを平成28年3月30日に策定されております。その中でですね、大きな項目が、文化財を保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へという大きな国策の中で、この文化財を生かしたインバウンド対策をやっていこうと、こういう流れがございます」また、こういう答弁もされています。「東京圏に集中してる機能を地方圏に分散させることが大きな国の課題になっております。そういう中で、国のほうが真剣に企業の本社機能の地方移転、あるいはサテライトオフィスとかテレワークを地方に持っていこうというのは、もう、国を挙げての施策で、今、取り組みをされております」国、国、国——国という言葉が何回も出てきます。大事なものは果たしてそこでしょうか。国がこういう方針だから、それにのっとって施策を進める、市長がおっしゃっているのはそういうことではないですか。

ことし3月の一般質問、6次産業化支援センターに関する質問の中で、私は西日本新聞の記事を引用させていただきました。再度引用します。「地方創生、漫然と続けるだけでは意味はない。成果が出ないのはなぜか、国の考えを地方に押しつけてはいないか。そうしたことの十分な検証が必要だ。交付金にしても、地域事情に疎い国のお眼鏡にかなった戦略や計画ばかりが手厚い配分を受けるようでは成果が出ないのも当然だ」今、うきは市がやっていることは、この記事にあるように、国のお眼鏡にかなった戦略や計画を補助金目当てにやっているだけではないのか。私

には、どうもそう思えてなりません。もう何年も続いておりますが、季節の風物詩となった、吉井町で開催されている3月のおひなさまめぐり、5月の小さな美術館めぐり。これらは、もう退職されましたが、当時の職員のアイデアから生まれたものだと聞いています。国は何も関係ありません。職員自身が地域の観光を盛り上げようと、いろいろな人に話を聞いて、住民目線から生まれたものです。そういった事業だからこそ、住民に親しまれながら持続可能なものになっているのではないのでしょうか。

地方自治体の長である市長は、国ではなく、もっと身近な職員であるとか、うきは市に住む人の意見を大事にしながら、事業を進めていってほしいと思っています。例えば、私たち議員は、昨年は自治協ごとに、ことしは商工会、消防、高校生などの各種団体と意見交換を行いました。市長も、各行政区ごとに座談会を開くなど、そういった場を設けて、直接、住民の意見を聞く機会をふやしていてもいいのではないのでしょうか。

市長の見解を伺います。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 先ほどから、議員は、国、国ということを連発されておりますが、私が申し上げたいのは、時代を先取りするようなまちづくりをしたいと、こういう趣旨で申し上げてるものであります。今、すさまじい勢いで世の中が変わっていると思います。

特に働き方。いつでもどこでも働ける場を求めて、例えば在宅勤務制度の導入であったり、コワーキングスペース、実は東京半蔵門に福岡県の東京事務所が新たにオープンしたんですが、そこに何度もお訪ねするんですが、そのフロアにはですね、まさにこのコワーキングスペースの施設がいっぱいあります。つまり、通常の執務室ではなくて、複数の方がですね、いろんな目的で仕事をする場。そこが何軒も何軒も出てきているんですね。したがって、今までの固定概念の、会社に出勤して、そこの自分の机で仕事をするという固定的な概念から、もう物すごく、今、世の中が変わってきています。

それが1点と、常々申し上げてるんですが、今、うきは市の大きな課題は、いつも言ってるんですが、この地域経済循環率が非常に低い。結局それが連なって、市民の所得が低い、あるいは税収が少ないというふうに全部連なってるんですが、その地域経済循環率をずっと突き詰めてみますと、やはり、市内に、要するに小売業を初めですね、いろんな買い物をする、どう言うんですかね、企業が少ないということでもあります。どうしてもこういうものを買いたいけれどもうきはにはないから、久留米とか天神に行って買いますというケースがいっぱいあります。そういう中で、今、市を挙げて創業、起業に力を入れております。

私が申し上げたいのは、やはり、うきはの財政状況を変えるためには、もっともっと、この企業を興していかないと、地域経済循環率に持っていけないということでもあります。

昨日も申し上げたんですが、若い人のアンケート調査を見ると、いろいろ、うきはにないものの1つとして、働き場がないという指摘があります。しかし、現状はですね、求人難というか、働き手が少ないというのが現実なんですね。それでも、働き場はいっぱいあるのに若者がそういうことを言うということは、やっぱり、自分がつきたい職業がない。つまり、職業選択の幅が薄いゆえにですね、うきはを後にしてる。

そうしますと、いろんな形で、このうきはに企業を興すというのはすごく重要で、そして、このコワーキングスペースとか、東京からそういう流れがどんどん来てますので、そういうのをしっかり、時代を先取りしながらまちづくりにつないでいきたい。こういう思いでやらせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 市長の思いは十分わかりました。ただ、世の中が変わって、そんなにどんどん、需要が高まっているのに、いまだにその事業開始ができないというのはなぜですか。今、副市長のお話にもありました。まだそういった予約は受けてないというお話もありました。なぜですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まだ十分に、我々の取り組みが、副市長をヘッドに、上京した折にはいろんな企業を訪問させていただいておりますが、まだまだその裾野が広がっていないというのは事実であろうと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） ということであれば職務怠慢ということでもあります。もうちょっとスピード感を持って回収に入ってください。

それから、直接、住民の意見を聞く座談会などを、そういった機会を設けるべきだという、設けてもいいのではないかとこの私の質問に対して、市長、答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、総合計画の後期計画策定に向けて、いろいろ、今、座談会をさせていただいておりますが、そういう取り組みの延長として、また、我々も内部で検討させていただいて、我々の取り組みが市民の皆さんにしっかり届くような形で、届くためにはどういう形がいいのか、しっかり、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） そこが一番大事だと思いますので、そのところをしっかりと取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

2項目め、6次産業化支援センターについてでございます。これに関しては、ことし3月の一般質問で、事業立ち上げの経緯と今後の計画についてお伺いをいたしました。そのとき、市長は答弁で、この事業の目的として、フルーツを初めとした地場産品の高付加価値化、農商工連携、6次産業化の推進、販売力の強化などを挙げられました。

また、この施設を多くの市民の皆様にご利用させていただいて、たくさん加工品等が作り出され、農業者を初め、市民の所得向上に貢献できるように大いに期待しているところでありますと述べられました。結局、この事業は、今年度4月からの事業開始予定がおくれ、7月から指定管理者に委託して事業が始まっておりますが、事業開始から半年、6カ月目ということでございます。

まず1点目、現在の運営状況と、今後の見通しについてお伺いをいたします。

それから、この事業の大きな目的の1つは、市長もおっしゃられているとおり、農業者の所得向上だということだと思います。農家による農産物の持ち込みはどのくらいあるのか。

以上2点、お伺いをいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま、6次産業化支援センターについて、大きく2点の質問をいただきました。

1点目が、運営状況と今後の見通しについてであります。6次産業化研究開発・事業化支援センターは、農業者等の所得増大を推進し、地域産業の振興を図るため、農業者や商工業者等がみずから行う地域農産物等を活用した施策、加工品等の研究開発及び事業化に向けた支援を行う施設として、平成30年度に建設が完了し、本年7月より指定管理により運営を開始しております。

利用件数としては、7月から11月末までで87件、うち農業者の方が53件、商業者等が34件の利用となっております。また、施設見学や視察等が74件。これは農業者が19件、商業者等が55件となっており、合わせて161件となっております。

加工の内容としては、乾燥機を使った果樹や野菜乾燥製品が多く、続いてジャムやピューレ等の加工に使用いただいております。農業者による利用者の方は、乾燥した加工製品については、道の駅や耳納の里などで既に販売も行っております。商業者については、乾燥やカットした製品を一次加工製品として持ち帰り、二次加工の材料として利用いただいております。

現在のところ、利用については順調に行っておりますが、今後は夏場の果樹等の保存場所等の問題や、販路開拓とあわせて、農産物が少なくなる冬場の利用、新商品の開発等が課題であると考えております。

また、本施設を大いに活用いただくために、にじ農業協同組合、道の駅うきは、うきは市商工会、地元農業者の団体、中村学園大学、指定管理者などによるうきは6次産業化研究開発・

事業化支援センター推進協議会において、利用拡大に向けた検討会議を毎月実施をしております。また、この協議会主催で、品質管理講習会や熟成乾燥庫活用セミナー、シェフによる加工品づくりセミナー等を定期的に参加しており、新たな取り組みへとつなげていければと考えております。

2点目が、農家による農産物の持ち込みはどのくらいあるのかという御質問であります。利用された87件の方々の品目については、ブドウ、桃、梨、柿等の果樹を初め、トマトやイチゴ等の野菜など、多くの農産物が使われておりますが、実際に使用した農産物の量については把握できておりません。しかしながら、規格外品の利用として、指定管理者みずからが市内の農家からブドウ1,000キロ、梨220キロ、柿120キロを購入し、ピューレやアイスクリームなどの試作品をつくり、販路拡大に向けた検討を行っているところであります。

施設の愛称も一般公募の中から、多くの夢が生まれ、皆さんに親しまれるようにと願いを込めた「うきは夢ラボ」に決まりました。今後も、多くの市民の方にこの施設を知っていただき、活用していただけるようPRに努めるとともに、新商品の開発、ブランド化を目指し、農業者、商業者等の所得拡大につなげていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） この事業に関してはですね、大いに期待しておりますし、また、今の市長答弁のとおり、担当課長に聞いたところ、順調に推移しているということで、順調に運営されているということで、まだ事業開始半年足らずということで、現時点ではまた、その後の推移を見守っていきたいと思っております。

そこで、ちょっと1点だけお伺いいたします。3月の一般質問の折、私は市長が何かのときの御挨拶で、森永製菓の社長と話をしたときに、うきはのピューレ、フルーツのピューレ、果肉であれば、先ほど市長の御答弁の中に出てきましたけれども、幾らでも買いますと言われたとおっしゃっていたことを引用させていただきました。

そのときの答弁ですが、森永製菓の社長と東京でお会いした話であります。そして、柿などの実だけをピューレ化して、冷凍保存して東京の素材メーカーに売ってとのことでございました。せっかく、全国的な菓子メーカーである森永製菓の社長とそういう話をされたのだから、これはもう、大きなビジネスチャンスと捉えていいわけですが、その後、森永製菓とこの件について具体的な話というか、進展はございますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 森永製菓と直接、まだつながりはございませんが、先ほど答弁させていただきましたように、指定管理者みずからブドウ1,000キロ、梨220キロ、柿120キロをピューレ化したという答弁をさせていただきました。

この中には森永製菓というか、指定管理者の皆さんに、この森永製菓の意向とかも伝えており

ますので、この指定管理者はどっちかというところを視野に入れて、みずからこの、私どもの6次産業加工化センターでつくられたピューレをですね、東京に、うちの市民じゃないんですが、指定管理者みずからがそういう働きかけをしようとする土壌は、今、できつつあるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 大きく期待をして、今後の運営に期待をしていきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

3項目め、自治協議会についてでございます。これに関しましては、ちょうど1年前、12月の一般質問で、それから、ことし3月の一般質問、地域包括ケアシステムについての質問の中で、関連してお尋ねをいたしました。

どういう運営の仕方が望ましいとお考えか、また、自治協の体制を強化するための人員配置及び必要な予算措置についてお尋ねをしたところ、大まかではあります、市長は答弁で、業務の多様化により、自治協によっては事務局の運営が厳しくなっている面もありますとおっしゃりながらも、行政が自治協組織にいたずらに関与してやっていると、公務の職場になり、それは本旨に反する。みずからの地域がみずからやるといった組織に向かって、縁の下の力持ちとなって、陰になりひなたになり支援していくと述べられました。

それに対して私は、それで自治協の活性化がなされるのであればそれでいいのですが、今後、注視をしていきますと申しました。あれから1年たちました。状況は何も変化しているようには思えませんが、自治協活性化のために、今、何をされているのか、具体的な施策についてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、自治協議会について、自治協議会活性化のための具体的な施策について御質問をいただきました。

自治協議会が設立されてから、ことしで6年目となりますが、これまで区長委嘱の廃止や、協働のまちづくり推進のための地域計画の策定など、自治協議会の皆様にはさまざまな御苦勞があったのではないかと、このように思います。

そのような中、各自治協議会におかれましては、独自でさまざまな施策等に取り組んでいただいております。特に、近年におきましては、うきは市生活支援体制整備事業の一環として、地域包括ケアシステムの取り組みが多く自治協議会によって進められております。例えば、地区に設置された協議の場による地域の課題等についての学習会や、スクールバスや車両を活用した送迎サービス、地域食堂など、その取り組みはさまざまです。さらに、住民型有償サービスを立ち上げ、地域の高齢化の方々の生活支援等を行っているところもあります。

地区によっては、これからの取り組みを進めていくところもありますので、うきは市としましては、その地区の特徴を生かした、また、地域のテーマに沿った支援を行ってまいりたいと思っております。さらに、自治協議会の皆様には、福岡県等が主催するさまざまな研修会等への積極的な参加をいただき、他地区における取り組み事例等に触れる場の提供にも努めております。

このような機会から、みずからの地域で活用できるアイデア等を吸収し、地元で活用していただきたいと、このように考えております。加えて、各自治協議会における課題として、世代交代を考えた後継者の育成が挙げられますが、この点につきましては、一朝一夕では解決できるものではないと考えております。住民の皆様の自治協議会への関心を深め、みずからの地域はみずからで築いていくということを意識していただかなければなりません。

うきは市としましても、現行の自治協議会への人的、財政的支援とともに、研修会への参加などによる自治協議会活動に有益となる幅広い情報の積極的な提供や、市民活動に関係する各課の連携を深め、分野を超えた課題対応を行える体制強化にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 市長、今、いろいろ答弁をいただきましたけども、まず、自治協が活性化するために一番大事なことは何か。市長がおっしゃる、みずからの地域はみずからやる、そういう組織になるために一番大切なことは何か。私は、やはり市長のリーダーシップではないかと思えます。1年前の一般質問の中で、私は、自治協議会こそうきは市の将来を左右する組織であり、行政はもっとその運営強化に力を注ぐべきであり、運営に関して市長のリーダーシップが要求されるのではないかと、そう述べさせていただきました。どういうことか。市長に今よりもっと自治協の役割の重要性を認識していただき、今よりもっと本気で取り組んでもらうことです。こんなことを言ったら、市長は重要性は認識している、本気で取り組んでいるとおっしゃるでしょう。

ただ、先日、回覧板で1枚の文書が回ってきました。私の地元の自治協の文書ですが、来年度の会長と事務局長、そして事務員を募集するものです。仕事内容と給与が書いてありましたが、会長の給与は月額6万円。常勤で週5日勤務の事務局長は月額20万円。私の地元はソフトボール大会、バレー大会、グラウンドゴルフ大会、福祉まつり、そのほかいろんな行事を休日に行っています。そのための準備もあります。

それだけではなく、さまざまな会議、行事への出席、地域活性化のためのリーダーシップも要求され、市長が6月の、たしか一般質問の答弁の中でおっしゃったように、地域防災、地域包括ケアシステム、地域コミュニティの推進と、業務も多岐にわたります。今後、コミュニティスクール等も自治協が担う時代が来るかもしれません。

私が言いたいのは、今の体制、運営状況でそれらの全てに対応できるのかということと、危惧

するのは、業務内容と今の給与体系を考えたときに、今後、自治協の役員にみずから積極的に手を挙げられる方がおられるかということです。役員になる人がいなかったら、そのことを考えられたことがありますでしょうか。船頭不在ということです。船頭不在のまま運営ができるのでしょうか。みずからの地域はみずからやる、市長がおっしゃることはわかりますが、現場の状況がいまいちわかってらっしゃらないのではないかと思えてなりません。どう思われますでしょうか。市長の見解を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私も、11ある自治協議会には、特に4月、5月、総会シーズンにはほとんど全てお邪魔をして、いろいろお話を伺っております。それから二月に1回、11の自治協議会の会長、そして事務局長が合同でそろった会議があるんですが、そこにも極力出て、お話を聞くようにしております。

基本的には、自治協議会と私ども行政は対等な関係で、決して我々の下部機関ではないということはしっかり押さえてはいけないと、このように思います。そういう中で、例えば今、全ての自治協議会の皆さんが取り組んでおられます、地域包括ケアシステムの取り組みについては、これは行政がやらなくてはいけない仕事でもありますから、こういうものについては正当な対価を、それぞれやられるところにはお支払いする。

まさに、私は自治協議会の皆さんに申し上げているのは、まさにコミュニティビジネスとして地域包括ケアシステムに取り組んでほしいと、そういうお話を申し上げておりますが、なかなか、完全にそのところが御理解いただけないで、地域包括というと、もうボランティアの仕事だというふうに捉えて、お金をもらうのははばかれるというような観点もあるように思いますが、私どもは、そうじゃなくて、しっかり、行政と一緒に取り組んでいく仕事ですから、行政の仕事についてはしっかりした対価はお支払いしますよということは、常々申し上げているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） じゃあ、そういうことは、もう自治協の会長は御理解をいただいているということでしょうか。

ただ、先日ですね、意見交換会の折、ある自治協の会長がこんなことをおっしゃってました。何かというと予算がないと言われると。じゃあ、月2回の広報紙を1回にできないのか。市民運動会は必要なのか。市民運動会のために、我々は参加者を動員しなければならない。こういう声は市長の耳に届いていますでしょうか。広報紙、市民運動会は1つの例であり、楽しみにされている方もおられると思いますので、その是非は抜きとして、予算の使い道について言及されたかったのだと思います。

私のきょうの1項目め、鏡田屋敷サテライトオフィスからの質問、その意図もそこにあります。私は鏡田屋敷の運営について、懐疑的なものを持っております。予算配分です。本当にその事業が住民のためになるのか。きのうの、4番、野鶴議員の質問にありましたが、子育て施策は十分なのか。先ほど、午前中の6番、岩淵議員の子供の医療、福祉は充実をしているのか。きのうの2番、組坂議員の質問では、合併特例債の縮小の話が出ました。地方創生交付金も同様になってくると思います。なぜか。国の予算にも限りがあるからです。

ならば、なおさらのこと、住民にとって真に必要な施策とは何なのかということをしかりと見定めた上で予算配分を行い、スクラップ・アンド・ビルドということも念頭に置きながら事業を進めていくことが必要になってきます。地方交付金も税金です。国民や市民の血税を使わせていただくのだから、今よりももっとそのことに敏感になるべきです。それが市長に一番求められるリーダーシップではないでしょうか。

やはり、自治協に使うお金というのは、私は必要なものだと思います。そういうところに、やっぱり予算配分をしていくべきだと思いますけども、市長の見解を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員がおっしゃるように、市民視点でのまちづくりというのは一番重要なことだと、これは認識をしております。ちょっと取り方が間違っていたらお許しをいただきたいんですが、何かこう、地方創生事業にちょっと否定的で、その予算があつたらもつとこういう自治協議会にというふうにも聞こえるんですが、地方創生の取り組みは、地方創生推進交付金をいただいております。半分がキャッシュで補助金に来て、あと半分が普通交付税、特別交付税。机上理論では100%の国の補助であります。

だから、国税ゆえに無駄遣いするなという視点はしかり受けとめますが、我々は地域経済活性化というか、地域経済循環率の発想からいくと、まさに国からの補助金は外貨だと、このように思っています。この外貨をどう地域に循環させるかというのが、大きな経済政策の中心だろうと、このように思っています。

そういうことで、例えば、うきは市民の皆さんの市民税であつたり、固定資産税という特定財源の中で、地方創生と公民館の施策をどうするかということになれば、それは非常に考えなくてはいけなところなんですが、そういうもろもろの中に、やっぱり国とか県の事業をどう取り組むか。それは経済、非常に経済力が弱い、財政力が弱いうきは市にとっては非常に重要な視点だということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） ちょっと確認ですが、じゃあ、地方創生事業の事業は全て、これ、国から100%もらえるというふうに理解をしてよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 正確に申し上げますと、2分の1のキャッシュが補助金で来ます。そして残り、裏負担の2分の1については、総務省の地方交付税——普通交付税と特別交付税というのがあるんですが、そこに基準財政需要額としてカウントできる仕組みになってます。しかし、このところは、100%ついたかというのはなかなか検証しづらいということは御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 私自身、勉強させていただきます。

それでは、次の質問に移ります。消防団についてでございます。

この件につきましては、きのう、12番、伊藤議員、それから先ほど9番、中野議員の質問に対する答弁の中でですね、通告書に書いてある地域団員制度については、わかりましたので割愛させてもらってよろしいでしょうか。ただ、ちょっとそれに関連する質問をさせていただきます。

この地域団員というのは、今、定数500人ということですけども、その500人の中にこの地域団員が含まれるという理解で、きのうの答弁ではそういうふうでしたけども、それでよろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。関連の中で、地域団員の関連の中で。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 通告で、消防団について、地域団員制度の内容及び運用についての御質問をいただいておりますので、基本的な説明をさせていただいて、担当課長から説明をさせていただきます。

地域団員制度は、平成30年度において消防団と協議を行い、従前の取り扱いについて見直しを行い、令和2年度から再度の運用を図ることといたしました。出務につきましては、大規模な災害を除き、所属する分団管内で発生した火災等への対応となっており、行事等については出初め式のみ参加いただくようになっております。そのほかの訓練や手入れ点検などは、原則免除となっております。また、処遇については年報酬を除き、基本的に正規団員と同様となります。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 地域団員につきましては、条例で消防団の定数とか給与とか、服務等に関する条例がございます。その中の、報酬及び手当という12条がございます。この中に、一般団員であれば年額3万8,000円というところがございますけれども、それとは別に、その他の団員として年額2万円というところ。ここで地域団員を当てはめて運用していきたいと考えておりますので、当然、定員にも入るということとなります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 私がですね、なぜその地域団員が消防団の500人の中に入るの

かということにこだわるのはですね、やっぱり団員確保の問題があります。今、うきは市では500人の定数がありますが、これ、よその市町村と比べて多いんじゃないかなというふうに思います。篠栗だったか新宮だったか、同じぐらいの人口規模で、そこはたしか250人、うちの半分ぐらいの定数だったと思いますけども、この500人という定数について、どういうふうにお考えになれるか、そこをちょっと1点、質問をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 定数についてですけれども、うきは市では、市町村合併前ですね、両町合わせて535人、これを合併直後に520人に定数を見直しております。その後、定数の見直しはなかなかされてないということなんですけれども、近年になって520から500に定数を減らしたということでございますが、人口3万人程度のほかの市と比較しますと、近隣では、筑前町の定数が323人。それと、新宮町がですね、定数が250人ほどになっております。両方とも人口が約3万人ほどになりますけれども、それと比較しますと、うきは市はかなり多いというところがございますけれども、やはり、面積がうきは市は広く、筑前町の1.75倍、新宮町の6.2倍となっております。ですから、ただ単に人口だけでは判断できないのではなかろうかと思えます。やはり、世帯数、人口はもちろんですけれども、面積、それと、あと地形等。また、過去に発生した災害の件数や状況を踏まえて検討した数字が、うきは市の定数500でございます。しかし、定数の見直しは、数年に一度、やはり検討すべきかなと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） それこそ、500人おっても、その500人全てが火事を消しに来られる、あと出初めとかいろんな行事についても、その500人全てが出席してるわけではないということから考えると、やはり、そういった定数の見直しというのも考えていくべきじゃないかと思えます。

それから、この地域団員制度ですけれども、一度頓挫したという経緯がございます。今度失敗したら、これ、もう二度とこういった地域団員の話は出てこないんじゃないかと思えます。過去の反省を生かして、ぜひとも有効に運営できるよう、しっかりとした計画のもとに行っていただきますよう、お願いをいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日、竹永議員からの一般質問の折、衛生委員会の法的根拠についての
お尋ねがありましたので、そのことについて回答させていただきます。

まず、労働安全衛生法第18条においては、衛生委員会を設けなければならないと規定が設けられております。また、労働安全衛生規則第23条においては、事業者は衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならないとの規定が設けられております。そのような中、うきは市におきましては、平成19年度にうきは市労働安全衛生管理規程を定めて、衛生委員会を設置しております。

これまで、平成19年度から平成26年度まで、適切な対応がなされなかったことについては、大変反省をしているところであります。平成27年度からは、設置の趣旨に沿って衛生委員会を適宜開催し、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めているところであります。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で一般質問を終了いたします。

日程第2. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、日程第2、議案質疑を行います。

議案第96号新市建設計画の一部変更についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第96号新市建設計画の一部変更について。

新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求める。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由でございます。合併特例債の発行期限は、東日本大震災をきっかけに、10年から15年に延長になりました。さらには、全国で災害が相次いだことや、東京オリンピックなどの影響で公共事業の入札が不調になるなど、多くの地方自治体で合併特例債の対象事業が完了しない事態となったことから、20年に再延長になったところでございます。令和2年度以降、この合併特例債を借り入れするには、新市建設計画の変更が必要でありまして、変更にあたっては議会の議決を要することから、今回、提案をさせていただくものになります。

それでは、事前に配付しております変更後の新市建設計画及び新旧対照表を御確認願いたいと思います。

主な変更箇所は次のとおりでございます。新旧対照表の1ページをお開きください。

1ページの中段あたりになりますが、計画の3ページ、2の（3）計画の期間を平成17年度から令和6年度までの20年間ということに改めております。

次に、計画の7ページの人口及び世帯数の見通しでございます。こちらについては、新旧対照表の7・8ページに表をつけております。7ページが変更後になります。平成27年を実績値に改めまして、令和2年の推計値を追加しておるところでございます。また、下段の推計方法につきましても、実態に合わせて変更しているものでございます。

新旧対照表の2ページに戻りまして、この2ページから5ページまでにつきましては、計画の43ページから46ページにあります財政計画における歳入、歳出科目の考え方について、実態にあわせまして一部変更しているものでございます。

そして、最後が財政計画になります。新旧対照表の9ページ、10ページが変更後の数値になります。11ページ、12ページが変更前になっております。平成26年度から平成30年度までを実績値に改めまして、5年延長になります、令和を含む、令和元年度から令和6年度までの推計値を追加をしておるところでございます。

なお、この新市建設計画の変更については、福岡県との協議も必要になるところでございます。既に福岡県からは異議なしの回答を受けているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、竹永議員。

○議員（**5番 竹永 茂美君**） よくわからないので、冒頭お尋ねしますが、厚生文教の部分については私は質問できないと考えていいのか。それとも、トータル全部質問をオーケーということでもよろしいんですか。

○議長（**櫛川 正男君**） オーケーです。これは総務産業付託ですから。

○議員（**5番 竹永 茂美君**） はい。

まず、13ページの「人を育む教育・文化の充実」というところについてお尋ねしたいと思えます。中段に、「学校教育においては、学校給食のあり方などを考慮しつつ、学校施設の充実に努め」と書いてあります。しかし、現状、学校訪問等をした場合に、学校施設の充実、多分、市長、教育長は御存じと思いますが、PTA連合会あるいは母親と女教師の会、あるいは組合のほうから要望が出ていると思えます。例えばトイレの水洗化、あるいは学校の老朽化に伴ういろんな問題点が出されていると思えますが、それは具体的にどこを見れば書いてあるのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（**櫛川 正男君**） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） 議員のほうから、計画の中身についての御質問がございました。

この計画につきましては、例えば総合計画である総合計画とかになりますと、次の5カ年間の計画ということで、新たに計画を作成するものでございますが、この新市建設計画につきまして

は、平成17年度からの計画ということ自体は変わりがないものでございます。その期間だけを延長させていただくという内容になっておりますので、細かな内容については、いろいろ御不明な点もあろうかとは思いますがですね、そのあたりにつきましては、今度つくります総合計画等の中で御議論をいただければ大変ありがたいなと思っております。そういったところで、この新市建設計画については御理解をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 対照表の9ページになります。

地方交付税の見込み額について、これも大きく人口減少との兼ね合い、それから、27年度に国勢調査がありましたけれども、今後何年か、令和2年にまた実施されるということになると思うんですけども、そこのところは、人口減少の、総合計画との関係も含めてですけども、推定してこの計画を組んでいるのかどうか。全体的に、そんなに急激に減っていないという状況があるわけですけども、さっき、きのうのところでも、おとといやったか、算定基礎が変わってくるということもありますので、その辺のところをどういうふうと考えて計画されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 計画値において、人口減が反映されているのかという点であろうかと思います。人口減によっては、歳入面で税収とか地方交付税に影響を受けると同時に、歳出面でも扶助費等に影響を受けることになってまいります。今回の財政計画については、基本的には平成30年度の決算をベースに推計をしているということになりますので、人口減少の影響というのは特に反映をしていないという結果になっております。あと、交付税の、推計計画値では増額になる部分もあるんですが、これにつきましては、うきは市の場合、市債の償還額というのが交付税に大変大きな影響を受けます。平成30年度がかなり減少したことも市債の償還額に伴うものでございました。その分を推計しまして、交付税の増額については見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 確認ですけどね、11月1日の全員協議会で、この本件についての計画変更について説明を受けました。今、企画財政課長からも説明の中にありました。それで、今、全協のときの資料を広げているんですが、変更に係るこれまでの経緯ということで掲げられております。その前に、この、今、説明された変更内容については理解をいたしております。これを前提にして、今年、令和元年8月26日に変更計画素案を作成して、福岡県に事前協議の依頼。それから、後に、9月25日に修正意見なしという県からの回答をいただいております。そ

して、10月1日で正式に協議依頼。それから、先ほどありましたように10月8日に県から正式の「異議なし」の回答をいただいております。

申し上げたいのは、いずれ令和6年までの計画になりますので、となりますと、これは議会の議決というのですね、もう、全て県の正式の回答をもらって出すということを考えますと、議会は形式的な議会という思いがばあっと来るんですよ。ですから、せめてですね、計画変更の素案、計画変更であっても、その段階で全協に説明をすとかしないとか、すとかいうことをしないと、もう、議会としてはもう。じゃあ、これをもし否決した場合はどうなるのかということにもなるんでしょうけど、そういうことはあり得んでしょうけどね、その辺の配慮をきちっとしていかないと、もう、全て県と話終わってしまって、もう、これはもう、こういったものを取りようにして議案として出すという、そういう対応がどうかなというふうに思いますんでね。

今回のこの内容は、もう理解をしております。なおさら、そういう状況においてこれが、総務産業のほうに付託をされるということにもなりますからですね、もう少しちょっと考えていただきたいと思うんですが、その辺を答弁いただきたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 確かに、議員おっしゃるとおりという面もございます。ただし、県から異議なしの回答を受けておりますから、全く変更ができないということではないというふうに理解をしております。県との協議と申しますのも、主に財政計画になります。その考え方が、本当に正しいのかというところをいろいろ指摘をされるということになります。

事前協議と申しますのは、もう、担当者間でのやりとりでございます。これまでもこの財政計画をつくる中で、この考えはおかしくないですかとか、そういう具体的な話の中で数字を大分扱ってまいりました。それを受けて、正式に文書で協議をさせていただいて、この内容で大丈夫かということは今、確認をさせていただいている状況になります。もしここで、例えばこの点がおかしい、ここは修正するべきだというふうになればですね、私はその旨を県に説明をして修正をさせていただきたいと思いますので。

ただ、議会に説明をするに当たっては、やはりその財政計画がきちんとその県に認められるものであるかというところははっきりさせた上でないと、なかなか説明ができなかったというところでございます。

今回以降、延長があることはないと思いますけども、以後、そういったことについても注意を払いながらやってまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） はい、了解しましたがですね、これだけその資料の中で、もう、県のほうが正式回答という文言をここに書き込まれると、そういう認識をしますので、執行部の、

担当所管の立場としては、今、説明でよくわかりました。その辺の配慮をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、先ほどの課長の答弁ですけれども、以前、私も聞いたこと、予算のときに聞いたことがあるかと思うんですけれども、うきは市が非常に厳しい財政事情を抱えているという、この30年度の決算でも非常に厳しい状況があったと認識しております。それで、これ自体、例えば11ページでも、似たような話なんですけれどもね、例えば寄附金という欄があるじゃないですか。これは、さっき、地方交付税の場合は30年度ベースという回答があったけれど、じゃあ、この寄附金というのは、31年度までこれ、ここがもともと変えて、これで計画してたからこのままだという。ということは、これは一体何なのかなと。実態とちょっと合わないんですけれど、それでもこの新市計画ってどういう意味を持つのかなというのがいまいよくわからないところがあるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 変更前と変更後の寄附金の話ですかね。変更後については、ふるさと納税分が含まれてますので、もう、このうち約3億円はふるさと納税というふうに御理解いただいていいかと思っております。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 10ページについてお尋ねいたします。

一番上の人件費が、計画では大変高額になっております。それから、扶助費については、恐らく社会情勢から言えばそのような状況だと思いますが、それに伴うのかどうかわかりませんが、公債費も令和6年度についてはかなりの金額に上っておりますが、その点について、なぜこのような算出をされたか教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 人件費のほうは令和2年度から極端にふえておりますが、こちらのほうは会計年度任用職員制度が令和2年度からスタートするということで、これまで臨時職員、嘱託職員の賃金は物件費扱いだったんですけど、これが人件費に該当してきますので、その分が物件費から人件費に移行したという形になっております。

それから、公債費につきましては、昨年度から本年度にかけて、やはり、るり色ふるさと館の建設、御幸小学校の大規模改造、そして小学校全校のエアコン設置、そういったところでの市債の関係、影響が大きくなっているところがございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第98号うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、関連がありますので、一括して議題といたします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書4ページでございます。

議案第97号うきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。それから、議案書の9ページのほうでございますけれども、この後、議案第98号で、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてのほう、説明をさせていただきたいと思っております。

5ページのほうをお願いいたします。

今回、この条例制定につきまして、まず提案の理由のほうを説明させていただきたいというふうに思っております。今回の条例の制定につきましては、平成26年6月24日閣議決定を受けました、経済財政運営と改革の基本方針2014に基づきまして、平成27年1月27日付で総務大臣より公営企業会計の適用の推進について通知があったところでございます。

これまで、地方財政法第5条第1項に規定する公営企業法におきまして、非適用事業となっておりました公共下水道、簡易水道事業につきまして、来年度、令和2年4月1日より公営企業会計に移行するというものでございました。

この目的につきましては、近年の施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等により、事業経営環境が厳しくなってくるというふうに言われております。これらの状況を踏まえ、各公営企業は経営状況を正確に把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を的確に行うため、公営企業会計に取り組むということとされておったところでございます。

平成27年度から平成31年度——令和元年でございますけれども、この5カ年間を集中取り組み期間というところで、総務省の財政支援を活用し、うきは市におきましても平成28年度よりこの公営企業会計の移行作業に着手をしておったところでございます。来年4月1日より、この下水道事業といたしまして、既存の公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽事業、そして簡易水道事業につきまして、公営企業会計のほうに移行するものでございます。

今回、地方公営企業法第4条に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項、これにつきましては条例で定めることというふうにされており、今回のうきは市下水道事業の設置等に関する条例の制定を行うものでございますが、現在のうきは市公共下水道条例、うきは市農業集落排水施設条例、うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例、そして、うきは市簡易水道

事業給水条例につきましては、今回の新たに設置します、うきは市下水道事業の設置等に関する条例及び議案第98号でございますが、うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を移行するものでございます。

なお、うきは市会計事務規則につきましては、今回、うきは市下水道事業会計規則及びうきは市簡易水道事業会計規則のほうをあわせて整備をするところにしておるところでございます。

それでは、議案書5ページのほうをお願いいたします。

第1条、下水道事業の設置について。こちらにつきましては、既存のうきは市公共下水道条例第2条及びうきは市農業集落排水設置条例第2条の設置を記載しておるところでございます。

第2条、法の財務規定等の適用につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく財務規定を、この下水道事業に準用するという規定でございます。

第3条につきましては、経営の基本、目的につきまして、既存の公共下水道施設、農業集落排水施設の施設の名称、それから位置を記載しておるところでございます。

第4条でございます。利益の処分方法及び積立金の取崩しの取り扱いについてを記載しておるところでございます。下水道事業において、収益の取り扱いについて、利益の使途について、まず、前年度の欠損金があれば、まずこの欠損金に充当いたしまして、残金が生じた場合、次の第2項で減債積立金、建設改良積立金、利益積立金の目的に積み立てるというふうになっておるところでございます。そして、第4項でございますが、この第2項の積立金について、議会の議決をした場合は積立金の取り崩しを行い、目的以外の使途に使用することができるという記載をしておるところでございます。

次の第5条でございます。資本剰余金の取り扱いについて。事業年度に生じた資本剰余金——これは国庫補助金とか他会計繰入金を指すものでございます。こちらの取り扱いについて、その使途についての記載をしておるところでございます。

第6条でございます。こちらにつきましては、重要な資産の取得及び処分についてでございます。地方公営企業法第33条第2項に規定します、地方公営企業の運営のための資産の取得、管理、処分について予算で定めることになっており、ここで資産の譲渡、取得の処分に係る金額及び免責等を規定するものでございます。

第7条でございます。議会の同意を要する賠償責任の免除についてを記載をしておるところでございます。公営企業法第34条及び地方自治法第243条の2の2に規定されています、業務に従事する職員の賠償責任の議会同意の免除の賠償額を記載をしておるところでございます。

第8条でございます。会計事務及び決算の処理について。公営企業法第34条の2、財務規定等が適用される場合、出納その他会計事務及び決算に係るものについては、地方公共団体の会計管理者に行わせることができ、会計管理者——この場合は会計課長が行うものとされると思い

ます。この業務の内容につきましては、次の（１）から（３）、これらの事務を行うものというところで明記をしておるところでございます。

続いて、第９条でございます。議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等についてでございます。地方公営企業におきましては、地方自治法第９６条の議会の議決事項から除外をされており、本条例において、負担付きの寄附及び損害賠償額がある場合、議会の議決事項とするものがございます。具体的な例といたしまして、これは例えば合併浄化槽、これの寄附等がこういった条項に該当するのかなというふうに考えておるところでございます。

続いて、第１０条でございます。業務状況説明書類の作成についてというところでございます。公営企業法第４０条の２、業務の状況の公表につき、資料の作成の時期、報告書の内容について記載をしておるところでございます。

その下でございます。附則でございます。附則の１につきましては、施行時期について記載をしておるところでございます。

附則の２につきましては、お手元に新旧対照表のほうをお配りをしております。こちらのほうを御参照しながら説明させていただきます。新旧対照表１ページでございます。

こちらにつきましては、現行のうきは市監査委員条例に、公営企業会計の監査事務を付与するものがございます。

まず、第４条の請求又は要求による監査に関し、公営企業法第３４条並びに公営企業法第２７条の２第１項——これは公金の収納等の監査、こういったものを追加するものがございます。

第８条、決算等の審査につきまして、地方公営企業法第３０条第２項、下水道事業の決算書類の監査委員の審査、こちらを追加をするものがございます。

一番下でございます。第１０条、公金の収納等の監査について、地方公営企業法第２７条の２第１項、公金の収納等の監査、こちらを追加いたしまして、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改めるものがございます。

続いて、新旧対照表の次のページでございます。議案書では附則の３になります。

うきは市特別会計条例の一部改正についてでございます。うきは市特別会計条例の第１条の設置について記載をしております（６）下水道事業特別会計 下水道事業、（７）農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業、（８）浄化槽整備事業特別会計 浄化槽市町村整備推進事業、この３事業につきまして、うきは市下水道事業の設置等に関する条例、新しい条例に移行するため、うきは市特別会計条例から削除するものがございます。

続いて、新旧対照表３ページでございます。議案書では附則の４についてでございます。

うきは市農業集落排水施設の条例の一部改正について。第１条趣旨、「設置及び」を削除する

ものでございます。それから、第2条の設置名称については、新しいうきは市下水道事業の設置等に関する条例に移行するために、全文削除するところでございます。

第4章、排水施設の使用。第21条、使用料の算定方法について、第1項及び第2項の中で、「別表第2」というふうに記載があります。こちらのほうを「別表」に改めるものでございます。新旧対照表4ページをお願いいたします。

別表第1（第2条関係）につきましては、うきは市新たな条例のほうに移行するために削除するものでございます。また、別表第2（第21条関係）については、こちらの部分を「別表」に修正をするものでございます。

次の新旧対照表5ページでございます。議案書につきましては、附則の5に当たるところでございます。

既存の、うきは市公共下水道条例の一部改正について、第1条、趣旨、本文中の「設置及び」、第2条の「設置及び名称等」については、うきは市下水道事業の設置等に関する条例に移行するために削除をするものでございます。

それから、第4章、公共下水道の使用、第32条、使用料の算定方法並びに次の新旧対照表6ページのほうでございます。「別表第2」を「別表」に改めるものでございます。そして、中ほどでございます別表第1（第2条関係）につきましては、全文を削除するものでございます。それから、その下でございます、「別表第2」については「別表」に改めるものになっております。

そして、議案書のほうに戻ります。議案書では8ページになります。附則の6でございます。

こちらのほうでは、うきは市浄化槽整備基金条例については、公営企業会計に移行するため廃止をするものでございます。

続きまして、議案書9ページになります。

議案第98号うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。議案の朗読は省略をさせていただきます。

議案書の10ページでございます。

こちらにつきましても、先ほど御説明を申し上げました提案の理由でございますが、下水道事業、それから簡易水道事業については、令和元年4月1日より公営企業会計に移行するというところで、今回、この簡易水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。大部分は下水道条例の新しい条例と重複する部分もございまして、部分的に違うところもございまして、一応、第1条のほうから説明のほうをさせていただきます。

議案書10ページの第1条でございます。

簡易水道事業の設置について、こちらを記載をしておるところでございます。

第2条、法の財務規定等の適用について、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく財務規定を記載しておるところでございます。

第3条、経営の基本、目的、そして施設の名称、簡易水道の施設位置、こういったものを記載しておるところでございます。

第4条、利益の処分方法及び積立金の取崩しの取り扱いについてを記載しておるところでございます。下水道事業においては、利益の取り扱いについて、前年度欠損金があれば、まず欠損金に充当し、残額が生じた場合に減債積立金並びに建設改良積立金、そして利益積立金というふうに、3つの目的に積み立てることになっておりました。簡易水道事業につきましては、建設改良積立金、利益積立金といたしまして、減債積立金の目がございません。現在、簡易水道事業におきましては資本的事業、大規模な工事等、こういった実績がありませんで、現在、これまで起債償還を通年、毎年度行っているというところで、この減債積立金による資金の項目を外しておるところでございます。

これから以降につきましては、下水道条例の設置等に関する条例とほぼ同じでございます。

第5条、資本剰余金の取り扱いについてを記載しております。

第6条でございます。重要な資産の取得及び処分についてでございます。地方公営企業法第33条の第2項に規定する予算を定める基準を記載しておるところでございます。

第7条でございます。議会の同意を要する賠償責任の免除についてでございます。下水道事業に従事する職員の賠償責任に係る額を記載しておるところでございます。

それから、第9条、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等について、対象物件の金額の設定を記載をしております。

第10条でございます。業務状況説明書類の作成につきまして、業務の状況の説明資料の作成時期、こちらを記載しておるところでございます。

それから、12ページですね、附則のほうでございます。

附則の1につきましては、施行時期を記載しておるところでございます。

附則の2につきましては、廃止する条例を記載しております。まず1つが、うきは市簡易水道事業特別会計財政調整基金条例。2つ目が、うきは市簡易水道設置条例。この2つについては、ともに今回、廃止をするものでございます。

附則3についてでございます。こちらについては、新旧対照表の7ページでございます。

うきは市特別会計条例の第1条の設置、それから(5)に記載しています簡易水道事業特別会計 簡易水道事業、こちらのほうを削除するものでございます。

附則の4につきましては、新旧対照表でいきます8ページを御参照ください。

うきは市簡易水道事業給水条例において、第2条、給水区域につきましては、今回制定します、

うきは市簡易水道事業の設置等に関する条例第3条の第2項に記載するための修正を、記載をしておるところでございます。

一応、説明のほうは以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。3時10分より再開します。

午後2時57分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

議案第97号、議案第98号について質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 詰まるところ済みません。お尋ねしたいのは、今現在、積立金として計上されている価格が、例えば簡易水道で言えば290万円ぐらいあると思うし、浄化水槽で131万7,000円というのがあると思います。これ自体は、この条例の制定案の中に書いてあるように、それぞれに振り分けしていくのかもしれないんですけど、それは3月の時点で、予算案で残金について振り分けていくのか。ちょっと、その辺の手續の順番について、少しお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、積立金の話でございます。

こちらにつきましては、当初予算のほうでその基金等については算入をしているところがございます。ただ、この基金につきましても、資本的な部分と、それから、それこそ新たな貸借対照表をつくっていきますもんですから、そういったところで、今ある基金の原資についての性質と、いいですか、そういったところをきちっと振り分けをいたしまして、計上していくような形になると思います。当初予算のほうで、こういった部分は反映をして、今、当初予算の作成をやっているところがございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういうことだと思うんですけども、要は、資本金に充当させるのか、あるいは積立金としてそう運用していこうとしているのか、その辺の方針がわかったら、ちょっと改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） こちらについては、基本的に資本のほうで——資本積立金ですかね、そちらのほうで計上するように、今、計画しておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 一通り調べ、精査をさせていただいております。それで、内容についてはですね、これは総務産業のほうで精査いただくと思いますので、ちょっと基本的なことについて確認をさせてください。実は、全体を読みまして、それから、地方公営企業法も一通り、関係するところをチェックをしました。

ちょっと素朴な、根本的な疑問ですけど、この議案第97号、下水道事業の設置等に関する条例のほうだけを例に挙げますけども、なぜこれを2つの条例に分けにやいかんのかなという素朴な疑問です。地方公営企業法第4条という説明もありました。これも読みました。これを合理的に考えて、やはり、この設置にしる、それから現条例の公共下水の条例からいくと、設置、それから管理ですね、全般にわたって会計を除いて整備されてますよね。そこに公会計制度を新たに設置と、公会計の条例を新たに分離してつくるという体系になってますね。次の簡易水道も同じようなことですけども。

この現条例を見ますと、1章から7章という章立てで区分をされてます。公営企業法の第4条を見てみますとですね。ちょっと読みます。「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について、条例で定めなければならない」それはそのとおりでございます。そういうことで条例で制定するということになるんですが。ただ、この今の公共下水の現条例と、1つの章をですね、かけて、そこに挿入することだけで何ら問題ないというふうにどうしてもなるんですよ。だから、この下水だけを一本化した条例のほうがわかりやすいし、適用がしやすい。わざわざここで2つに分けるとというのが——簡易水道も含めてそうなんですけど、何でこういうことになるのかなという思いがしますので、それを納得いくように、ちょっと説明をいただけませんか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。既存の下水道の関係する条例がございます。今回、新たに企業会計に移行するということで、新たな条例を制定するところでございます。

今、議員申されますように、この地方公営企業法に移行する場合、この第4条でございます。議員も言われましたように、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する部分については条例で定めなければならないという、この公営企業法の大前提がございます。

今回の条例制定につきましては、この公営企業法の第4条に基づきまして、今申し上げましたような基本的な部分、そういったところを条例を制定しておるところでございます。と言いながらも、既存の条例、運用条例等は既存の条例がそのまま残るわけでございます。ということで、既存の条例が章立てであるということで、そこを一本化すれば一本の条例であるというようなと

ころのお話であろうかと思えます。

これにつきましては、やはりこの公営企業については、今回が初めての取り組みというところで、先行してある団体、そういったところの企業会計法の条例、それから、今回、支援業務をしております——株式会社ぎょうせいのほうでございますけれども、今回の移行期間、いろんな市町村が取り組んでおります。そういったよその情報等もいただきながら、今回のこの条例については、この公営企業法の設置の部分、それから経営の基本については別建てで、この第4条に基づいた条例制定でなければならないというふうなことを聞いておりますので、これに基づいて現在の条例制定のほう、業務のほうを作成いただいております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ぎょうせいのほうという専門的なものを出されると、ちょっともう、それに従わにゃいかんような思いにもなるんですし、よその自治体のほうもそういうことだというのも、あんまり無理言ったところでどうしようもないような気はするんですけど。どう見ても、この下水を一本にしたほうが、非常に合理的にわかりやすい、運用しやすい、そういうものにどうしてもなるんですが。これはもう、ぎょうせいという専門的な方々がそうおっしゃるといふことと言うと、それ以上のことは、私は知識もありませんから従わざるを得ないという気持ちにもなるんですが。

ただ、問題はですね、なら、ちょっと7ページを見ていただきましょうか。現条例もそうですけど、7ページの第10条で終わりますよね、第10条で。こう見てみますと、じゃあ、この公会計について、この事務手続なり運用なり、いろんな、はっきり言うと、この条例に基づく規則、それから規程等の整備も必要になってくるだろうと思うんですよ。

ところが、第10条でぷつんと切れるとですね、条例はもう大原則でありましょうけど、そういう規則を制定する1つの根拠づけとして、委任規定というのを、ほぼ間違いなくここに規定をですね、あるんだけど、これが何もない。それから、何ですかね、簡易水道の新たな条例案についても、委任規定は全く見えない。なら何をもって、これは、規則をですね、まずは規則を、手続、運用についての規則を定める予定は全く今後もないという理解でよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 規則の部分、委任の関係だろうというふうに解釈をしております。

今回のこの条例制定につきましては、繰り返しになりますけれども、この条例では目的、それからその設置の目的、場所、そして基本の部分だけが条例制定されるわけでございますが、この公営企業会計に基づく事務につきましては、現在あります会計事務規程——規則でございますが、そちらのうきは市会計事務規程のほうでその事務処理のほうは運用してまいります。ですから、

既存の会計事務につきましては、現在あります、うきは市会計事務規程の、規程じゃございません、規則、こちらのほうをあわせて、今、整備をするというところで整理をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ということであれば、今、課長から答弁があった内容からすると、会計規則をもってその運用をするということでしょう。でも、これは公会計ですから、企業会計になるんですよ。今度、市町村の公会計移行と、今までのうきは市のあの一般会計で見る手法とはもう全然違うでしょうが。

となると、この会計のあり方についても、このまま条例が制定されたとするならば、この公会計に関する手続なり運用なり、いろんな規程を、規則というか規程を定めていかんといかんじゃろうと思うですたいね。それ、今、現会計のですね、一般会計的な手法の運用でできるはずがないと思うんですよ。となると、ここに委任規定を、委任の条例規定をつくって、それを根拠にして規則ができるというのは当然のあれ、序列になるでしょうが、系列に。

しかし、それはおかしいんじゃないですかね。今にある会計規則で運用するということになる、そこの会計に、また新たに公会計の分も全部整備するという理解なんじゃないかな。もう3回目ですからね。もう、いろいろ言ってもそれはもう、変える気はないでしょうけど。その辺をしっかりと答弁をお願いしたいと思います。そして、総務産業のほうの委員会に付託になると思いますので、もしも、その辺の精査いただいて、その辺も明らかにする資料等を準備をいただければ総務産業のほうも審査しやすいと思いますので、その辺もお願いを含めて申し上げておきます。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ちょっと説明のほうが不十分だったと思っております。今回の条例制定にあわせて、うきは市の下水道事業会計の規則、こちらのほうをあわせて整備をするようにしております。現在あります会計事務規則、こちらのほうに今回新たな企業会計の事務、規則のほうをあわせて整備をするというところで、その事務取扱のほう、規則についてそっこのほうで整備のほうをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） だから、それを記載せにゃいかんとかじゃないかということ。（発言する者あり）

○住環境建設課長（江島 高治君） その準用規定を、本則のほうにというふうな話で。

あくまでもこの事務につきましては、うきは市会計事務規則に基づいて事務処理を行ってございまして、このうきは市会計事務規則のほうで、今回制定します公営企業会計の事務、そちらのほ

うの規則の変更を一緒にやっておるところでございます。

今回整備する条例につきましては、それこそ重複しますけれども、基本的な部分のみ。企業会計で行う事業、これが何なのか。目的、位置、そういったものを今回、新たな条例で制定しております。今回、これに基づく事業につきましては、既存の条例、そちらのほうを踏襲するものでございます。ですから、こういった形で、公営企業法第4条に基づきまして、今回移行する、公営企業に移行する部分だけの条例の制定というふうな提案になっておるところでございます。

(発言する者あり)

○議長(櫛川 正男君) またしっかり、総務産業委員会で審議をしていただきたいと思います。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで、議案第97号及び議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第100号うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長(田箆 正規君) 総務課の田箆でございます。議案書15ページをお願いいたします。議案第100号でございます。議案の朗読は省略いたします。

16ページをお願いいたします。

うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、改正地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる、フルタイム会計年度任用職員を公務災害補償の対象とするために、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表の10ページをお開きください。

第5条において、給与を支給されることとなりますフルタイム会計年度任用職員の補償規定の内容を設けるものでございます。これまで、公務災害補償の対象となる非常勤職員につきまして、給与を支給される非常勤職員について規定がなかったことによるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、16ページをお願いいたします。

附則となりますが、附則の1では、施行期日は令和2年4月1日からとすること。附則の2におきまして、経過措置といたしまして、改正条例第5条の規定について、施行日以後に発生しました事故に起因するものとするを設けておるものでございます。なお、本改正につきましては、令和元年10月17日付の総務省通知に基づく改正内容となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第101号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第101号となります。議案の朗読は省略いたします。

18ページをお願いいたします。

うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。提案理由でございますが、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、令和元年9月議会におきまして、うきは市職員の給与に関する条例の改正を行っております。その中で、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限します規定の見直しを行ったところでございます。

このうきは市職員の給与に関する条例を一部引用しております、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についても、同様の一部改正を行うものでございます。あわせて、会計年度任用職員に係る通勤手当相当の費用弁償の支給に当たり、所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、新旧対照表において説明をさせていただきます。

新旧対照表の11ページをお願いいたします。

第26条第1項におきまして、うきは市職員の給与に関する条例の引用箇所でございます、「若しくは失職し」の4カ所を削る改正を行うとともに、第30条第1項、第2項において、通勤手当の支給に係る内容を、常勤職員の例による内容に改めるものでございます。

議案書の18ページにお戻りください。

附則でございます。施行日を公布の日とする旨を定めております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 何点かお尋ねいたします。

まず1点目は、通勤手当が支給される旨の改正案だというふうに理解いたしますが、これに該当する職員は何人ぐらい。現状の職員と考えた場合、おられて、幾らぐらいふえるのかということ。

それから、この会計年度の任用職員の、例えば年代別構成とかがわかれば、それも教えていただきたいなと思っております。

それから、この制度の問題点として、官製ワーキングプアではないかというふうに言われて、それを認めてきた私たちもあるわけなんですけど、毎月の収入が減るという状況の方が何人おられて、今度逆に、期末勤勉手当をもらえる人が何人ぐらいいるのかという、そのような統計はなされているのかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、3点御質問をいただきました。まず、今回、通勤手当相当分の対象となる臨時嘱託職員でございますけど、具体的な人数についてはまだ把握はできておりませんが、以前説明をさせていただきましたが、約1,000万円程度の通勤手当相当分の支出になるということを想定しているところでございます。

2番目の、新しく会計年度任用職員を採用した場合の年代別の構成でございますけど、現在のところ、その年代別の構成については把握をしておりません。

3点目、給与の増減額で減る人、ふえる人の割合でございますけど、こちらについても具体的な把握はできておりません。新しい制度となっておりますので、今後、募集等によりまして、ある程度の人数が把握できるかというふうに考えております。

以上の3点、よろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 期末勤勉手当が出られる職員の人数についても、これはどんなでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 期末勤勉手当が出る会計年度任用職員でございますけど、具体的な人数はまだわかっておりませんが、勤務時間が週15.5時間を超える職員については、期末手当の支給対象となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと今気づいたんですけど、18ページの附則の、この条例は公布の日から施行すると。この会計年度任用職員は来年の4月施行ですよね。これをなぜ公布の日にしてるのか、説明ください。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） この条例につきましては、改正条例となっておりますので、公布の日とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） もとものの条例は9月に制定させていただきまして、来年の4月1日が施行となっております。この条例については、改正条例と、その改正条例と一部の改正条例となっておりますので、公布の日から施行となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第107号うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

議案書40ページをお開きください。議案第107号、議案の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例の新旧対照表は35ページでございます。

この災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。改正は、これまで借用に際して保証人が必要で、利息は年に3%だったものが、保証人がある場合は利息が無利子で、保証人がない場合は利息が1%に。償還方法が、年または半年償還でございましたが、これに月賦償還を追加する改正でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第108号うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 議案書の42ページをお開きください。

議案第108号、議案の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例。条例新旧対照表は36ページでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は大きく3つで、1つ目は幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設され、子供のための教育・保育給付と同様の手続となるため、子育てのための施設等利用給付と区別するため、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と用語の改正をするものです。2つ目は、同じく幼児教育・保育の無償化に伴う保育の利用費や副食費の負担についての改正。3つ目が、特定地域型保育事業について代替保育の提供、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和と経過措置期間の延長でございます。

新旧対照表36ページをお開きください。

新旧対照表36ページの第2条は、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と用語の改正と無償化に伴う子供の区分の整理となります。38ページの第5条からあと全て、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と用語の改正をしております。

続きまして、41ページをお開きください。

41ページの第13条、利用者負担額の受領ですが、第13条第4項の食事の提供は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育の利用費や副食費の負担についての改正の部分でございます。

続きまして、49ページをお開きください。

49ページの第37条、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。特定地域型保育事業については、代替保育の提供、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和と、経過措置期間の延長の改正を、改正案として提案しているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

なお、給与等及び財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、令和元年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第88号、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,467万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ164億121万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和元年12月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、8ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正でございます。10款4項、伝統的建造物保存対策事業の文化財保護事業費補助金として210万円を追加するものでございます。予算につきましては、今回の補正で計上するもので、後ほど説明がありますが、国指定重要文化財であります平川家の災害復旧工事に係る補助金になっております。5カ月以上の工期が見込まれることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。変更分として2件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

まず、合併特例事業で1,880万円を減額をして、限度額を5億2,460万円とするものでございます。

次に、公共事業等債で90万円を増額しまして、限度額を5,740万円とするものでございます。増減の内容につきましては、歳入22款で説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 補正予算書の60ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書により説明をさせていただきます。

下段、比較の欄の期末手当におきまして、長等8万4,000円、教育長3万5,000円の増額となっております。議会初日に議決いただきました議案第103号のうきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、人事院勧告等を踏まえて、期末手当

の支給率引き上げによる増額でございます。共済費につきましても、同様の理由により、長等1万6,000円、教育長7,000円の増額となっております。なお、議員の期末手当につきましては、1款議会費の予算説明の折に、議会事務局長が行います。

続きまして、61ページをお願いいたします。

議案第104号のうきは市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人事院勧告等を踏まえた月額給与と勤勉手当の引き上げ及び人事異動等による人件費の補正でございます。

職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。比較の欄でございますが、職員数につきましては4名の減でございます。減員の主な理由といたしましては、早期退職、採用辞退等によるものでございます。

給与費につきましては、給料で1,080万9,000円、職員手当で135万1,000円、計の1,216万円の減額となっております。退職手当組合負担金につきましては、退職者の状況等を踏まえて237万9,000円の減額となっております。共済費につきましては、給与改定及び追加費用の決定に伴い964万9,000円の減額となり、合計で2,418万8,000円の減額でございます。

給与改定に伴う職員の人件費への影響額でございますが、一般会計合計で655万4,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが3,074万2,000円の減額となっております。人事異動等に伴うものが3,074万2,000円の減額となった理由といたしましては、育児休業者や早期退職者、採用辞退者が出たこと等による減額が主な要因でございます。給与改定に伴います増額と、人事異動等に伴います減額を合わせますと、合計欄に記載しております2,418万8,000円の減額補正を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） それでは、補正予算書の30ページをお開きください。

1款1項1目議会費、3節職員手当等の中の議員期末手当の補正27万4,000円の増額についてですが、議員報酬に関する条例の改正に伴いまして、期末手当の0.05月分の期末手当を増額するものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金の全国森林環境税創設促進議員連盟負担金1万5,000円の減額ですが、ことし7月の定期総会におきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年3月に成立をいたしまして、議員連盟の目的が達成されましたことから、議員連盟の本年11月末の解散及び本年度の負担金が5,000円に決定されましたので、負担

金の残額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。
総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。31ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、5節災害補償費70万8,000円の増額補正でございます。平成31年4月7日に執行されました、福岡県知事、県議会議員一般選挙の期日前投票におきまして、浮羽町投票所で従事しておりました投票立会人が、自転車で自宅に戻る際にJR久大本線上千足踏切におきまして転倒し負傷されております。この事案につきまして、公務災害補償等認定委員会での審議を経まして、令和元年6月26日付で公務災害に認定されたことで、治療費相当額を公務災害補償費といたしまして支払うものでございます。なお、この補償費につきましては、全額、市が加入いたしております非常勤職員公務災害補償保険の対象となることで、非常勤職員公務災害補償保険金として同額を歳入に計上しているものでございます。

続きまして、2款1項2目文書広報費でございます。54万円の増額補正でございます。11節の需用費でございますが、「広報うきは」におきまして、当初の予定よりページ数がふえたこと等により、予算の不足が見込まれますので、54万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課です。

7目財政調整基金費、25節積立金1,265万3,000円の減額になります。地域振興基金及び地域福祉基金は、運用しております債権の売却益を積み立てるものでございます。鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金は、入湯税の3分の1を積み立てるものですが、今回、不足分として19万3,000円を計上しております。ふるさと・まごころ基金につきましては、平成30年度のふるさと納税額の確定に伴いまして、2,491万円を減額するものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 続きまして、うきはブランド推進課です。

8目企画費です。報償費794万円の増です。講師謝礼16万円の減と、下のほうにあります委託料、印刷物作成委託料6万5,000円の減、その下の、地域の空き家・空き地等の利活用に関するモデル事業委託料42万3,000円の減、この3つにつきましては、国のモデル事業

に申請にしておりましたが、不採択により事業を行わないようになったもので減額するものでございます。

上のほうの報償費の記念品代810万円は、寄附金増額に伴うふるさと納税の返礼品の増でございます。

その下の役務費、その他手数料は、ふるさと納税のクレジット利用手数料の増でございます。

その下の委託料、総合計画・総合戦略策定業務委託料につきましては企画調整係ですが、入札残により145万3,000円の減となっております。

次の32ページをお開きください。

負担金、補助及び交付金100万円の増。空き家リフォーム補助金ですが、空き家活用の需要や相談がふえているため、予算不足を生じるような見込みとなりましたので100万円を増額させていただきたいというお願いでございます。よろしく願いいたします。

○税務課長（山崎 秀幸君） 税務課の山崎でございます。

15目諸費、23節償還金、利子及び割引料160万円の増となっております。過年度過誤納還付金及び還付加算金が不足することが見込まれますので160万円の増額補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課、井上でございます。

16目地方創生推進費、13節委託料349万8,000円の減額でございます。内容といたしましては、うきは市民大学子ども未来学部で実施を予定しておりました、壱岐島夏休み感動体験が台風の接近により中止となったため減額するものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 総務課長に確認します。1目の一般管理費で、職員が2人増になってますね。それ以降は、もうほとんどマイナス。これはもう当初の、前年度実績の当初予算に対する人員でしょうけど、この人員の変動について、概要をちょっと説明いただけませんか。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 2款の分でもよろしいですかね。はい。（発言する者あり）はい、その理由でございますか。（発言する者あり）

まず、2款1目の2人の人員増でございます。こちらにつきましては、育児休業等とられる場合については、総務課のほうに配属をいたしますので、その分の2名増となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金でございます。16万2,000円の増額でございます。電子情報処理組織戸籍事務委託負担金でございますが、戸籍につきましては、副本データと正本データがございます。副本データの管理システムの入れかえに伴う追加の設定作業によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 補正予算書の35ページになります。

2款4項5目船越財産区議会議員選挙費86万9,000円の減額補正でございます。同選挙は、令和元年6月30日に執行され、無投票となったものでございまして、決算見込みによる減額をするものでございます。なお、この選挙に係る経費につきましては、当該財産区の負担となっておりまして、今回、あわせて歳入におきまして船越財産区議会議員選挙執行経費負担金の減額補正をあわせて行っているところでございます。

続きまして、2款4項6目八龍財産区議会議員選挙費でございます。86万7,000円の減額補正でございます。5目の船越財産区議会議員選挙と同様の理由により減額補正を行うもので、歳入につきましても同様に、選挙執行経費負担金の減額を行っているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。
福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

補正予算書38ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料4万2,000円の増額補正でございます。説明は、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金返還金でございます。

4目社会福祉施設費、15節工事請負費2,295万7,000円の増額補正でございます。総合福祉センター屋根防水工事でございます。以前より雨漏りがあり、令和元年度、今年度の当初予算で検討してまいりましたが、今年度の台風に伴う大雨を受けて状況が悪化したため、急遽工事が必要となり増額するものでございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

同じく6目23節償還金、利子及び割引料でございます。98万5,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、過年度重度障害者医療対策費補助金返還金でございます。こちらは平成30年度分精算による補助金返還でございます。

以上でございます。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

7目障害者対策費、23節償還金、利子及び割引料585万8,000円の増額補正です。内訳としまして、過年度障害者医療費国庫負担金返還金、過年度障害者医療費県費負担金返還金、過年度地域生活支援事業費補助金返還金、過年度障害児通所支援給付費県費補助金返還金、過年度障害児通所支援給付費国庫補助金返還金、平成30年度実績報告による精算により、国庫、県費とも返還するものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

9目地域支援事業費、補正額212万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、まず、4節共済費、社会保険料等10万2,000円及び7節賃金、嘱託職員賃金66万円の減額補正につきましては、年明け1月より地域包括支援係で雇用を予定しております管理栄養士1名、3カ月分の予算でございます。

39ページをお願いいたします。

次に、13節委託料255万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、まず、認知症初期集中支援チーム事業委託料30万円の減額補正でございます。認知症の早期診断、早期対応を目的に、医療法人筑後吉井こころホスピタルに業務委託を行っているものでございますが、本

年度はまだ支援対象となる案件が発生しておりませんので、残りの期間を考慮いたしまして、当初予算の約半額の30万円を減額するものでございます。同じく13節委託料、第2層介護予防・生活支援業務委託料225万円の減額補正でございます。自治協議会単位で進めております地域包括ケアシステム構築のための生活支援体制整備事業につきまして、当初の予定では、本年度8地区の自治協議会と業務委託契約を締結することとしておりましたが、そのうち3地区については、まだ契約に至っておりませんので、4月から12月までの9カ月分掛け3地区分の委託料を減額するものでございます。

続きまして、19節、通所型サービスB運営費補助金62万円の減額補正でございます。介護保険法に基づきまして市町村が行う総合事業のうち、通所型サービスB——住民主体によるサービスでございますが、本年度当初より、福富地区においてサービスが開始されまして、その他の地区におきましても、今年度後半、10月ぐらいからサービスの開始を見込んで4地区分の予算を計上しておりましたが、今の時点でまだサービスの提供に至っておりませんので、そのうちの2地区分の予算について、今回、減額をさせていただくものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料9,000円の増額補正につきましては、平成30年度地域支援事業費交付金の精算に伴う返還金でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、鑑水議員。

○議員（7番 鑑水 英一君） 4目の社会福祉施設費ですかね。この総合福祉センターの防水工事の件ですが。これ、山春自治協議会の会館、それに浮羽中学校の防水かな。続けて3件目ですけどね、これ、工法がわかりますか。防水にも、いっぱいやり方があります。それによって保証期間が違います。

それと、福祉センターの耐用年数は何年になっているか。それがわかりましたらお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） ただいまの御質問です。

工法につきましては把握しておりません。保証期間は10年保証で、平成19年度に総合福祉センターの設置に当たり全面的に改修を行ったときに防水工事を行っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 総合福祉センターの屋根防水でございます。現在の防水工事は塗膜舗装で行われておりました。今回、シート張りのほうで防水工事を施工したいというふうを考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） わかりました。ということは10年ですよ。シートなら、保証。それと、その建物のね、耐用年数がわかりましたら、後日、常任委員会のほうに御説明していただければ助かります。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 工法なんですけども、塗膜舗装というのは、何ていいますかね、塗装というか、吹きつけによる何層構造ですと防水の塗装をやる。それと、シートというのは防水シートがございます。そのシートを張りまして、防水を保つというようなことで、二通りの防水工事があるということで、既存の防水加工は塗膜で行われた防水と。今度やります防水工事については、シートで防水をやるというふうな工法になっております。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 耐用年数ということですので、総合福祉センターの建物が建設をされた時期と、総合福祉センターになったときに改築をやっていますので、その時期について、常任委員会の中で報告させていただくことでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

補正予算書40ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料566万6,000円の増額補正です。内訳としまして、過年度児童入所施設運営費国庫負担金返還金、過年度児童入所施設運営費県費負担金返還金、過年度母子家庭等日常生活支援事業費県費補助金返還金、過年度自立支援教育訓練費国庫補助金返還金、過年度高等技能訓練促進給付国庫補助金返還金、過年度子ども・子育て支援交付金返還金、過年度ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援事業費国庫返還金。実績に基づく返還金でございます。

続きまして、2目児童措置費、23節償還金、利子及び割引料44万1,000円の増額補正です。内訳としましては記載のとおりでございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。

41ページをお願いいたします。

3款2項3目子ども医療対策費、23節償還金、利子及び割引料でございます。内訳といたし

ましては記載のとおりでございますが、こちらにつきましては平成30年度分精算による返還金となります。

同じく4目ひとり親家庭等医療対策費でございます。8万円の増額補正でございます。23節償還金、利子及び割引料でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 続きます、5目民間保育所費、13節委託料、民間保育所運営委託料4,000万円の減額補正でございます。これは3歳以上児の児童数が当初予定していた児童数よりも少なかったこと。2つ目に、10月からの幼児教育の無償化に伴い、3歳以上児の運営費の公定価格から副食費に係る分が減額されたこと。3つ目、施設の状況により加算の変動があったことでございます。

19節、延長保育促進事業費補助金32万6,000円の増額補正でございます。これは補助基準額の改正に伴うものでございます。

23節償還金、利子及び割引料134万6,000円の増額補正でございます。内訳は記載のとおりでございます。

6目一般保育所費、4節共済費、社会保険料等199万3,000円の減額補正です。当初見込んでいた嘱託保育士数と代替保育士数の差による減額でございます。

7節賃金、嘱託保育士等賃金916万4,000円の減額補正です。これも、当初見込んでいた嘱託保育士と代替保育士数の差による減額になります。

11節需用費104万1,000円の減額補正です。内訳として、消耗品費と賄材料費です。賄材料費につきましては、保育所の児童数見込み数による減額の補正でございます。

42ページをお願いいたします。

9目放課後児童対策費、23節償還金、利子及び割引料、過年度放課後児童健全育成事業費県費補助金返還金160万9,000円の増額補正でございます。平成30年度の事業実績額の確定に伴う返還金でございます。

10目地域子育て支援費、19節負担金、補助及び交付金、地域子育て支援拠点事業費補助金21万2,000円の増額補正でございます。子育て支援センター遊林ランド分への運営費補助金でございますが、31年度の補助基準額が上がったため、差額の補正でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次です。

43ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費、23節償還金、利子及び割引料1,776万9,000円の増額補正です。内訳は記載のとおりでございます。生活保護費負担金返還金については、生活保護費の30年度実績に伴う過払い分です。30年度は生活保護費の当初見込みに対して、生活扶助費等は実績が前年度より微増で、医療扶助費、介護扶助費等は前年度より微減となりました。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

4款1項1目保健衛生総務費。まず、4節共済費のうちの社会保険料等50万6,000円の減額及び7節賃金、嘱託職員賃金330万円の減額につきましては、本年度、育児休業及び配偶者同行休業を取得予定の職員2名が予定より早く職場復帰となりますため、代替の嘱託職員を雇用するために計上しておりました予算が不要となりますので、減額をするものでございます。

続きまして、13節委託料272万9,000円の減額でございます。まず、妊婦一般健診委託料209万円の減額につきましては、3月までの見込みによりまして、20人分を今回、減額をするものでございます。次の保健情報システム改修委託料63万9,000円。改修費用の見積りの減により不用額が生じたので、減額をするものでございます。

続きまして、23節28万6,000円の増額。補助金の過年度返還金でございます。

続きまして、3目健康増進対策費、23節18万6,000円の増額補正。補助金の過年度返還金でございます。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策室、吉松でございます。

続きまして、4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金1,598万5,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、小石原川ダムに係る漁業補償費負担金でございます。これは小石原川ダムの利水者が、河川から取水することで漁獲量に被害を受ける漁業関係者への補償負担として支払われるものです。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今の44ページの4款1項4目で、漁業補償費のところは、たしか11漁協との関係だったというふうに思いますけれども、その内訳がわかっただら、ちょっと明細を、資料として配付いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） そうです。非常に、この漁業補償につきましては、先方との信頼関係、福岡県南広域水道企業団と11漁協とで協議していただいたわけですが、非常に神経質なところがございまして、相手先の漁協の名称までは御提示できるんですが、そのさらに細かい内容については、今回、そういった先方との信頼関係なんかへの関係がございまして、ちょっと開示ができないということで言われておりますので、そういったことで御理解いただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 機密事項ですね。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） だとしたら、目的別とかって何かあるんですか、明細とか。一括して補償費どんという感じなのか、あるいはその、何か漁業補償の域内なのか、あるいはその土地の問題だとか、そういった明細とかというのもないんですか。

○議長（櫛川 正男君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 補償の金額につきましては、国交省が提示しております公共用地の取得に伴う損失補償の基準をもとにして算出しているものでございます。ただ、その先いろいろ、当該地域の実情とか、その他の状況を勘案しながら、いろいろ交渉を行うということ聞いておりますので、その辺も含めて、いろいろ事情があるということになってくると思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと今の関連ですけどね、我々も守秘義務というものを課せられながら、そういう議会までも、その名称は出したらいかんというなら、もう黒塗りでもいいでしょうけど。一定の、その額の案分ですね、そういうものも出せないということですか。議会にも、何もそういうものは。ならば、うきは市分のあれは、もう、再三ですね、会議でやってきましたから、その内訳もわかるんですけど、そういう理解でよろしいんですか。議会の内部でも、もう守秘義務をしっかりとした上で、それも出せない。

○議長（櫛川 正男君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 一応、漁協の名称と、それから経過、交渉の経過については開示してもいいですよということで聞いておりますけれども、その細かい交渉の段階でのいろんな状況ですとか、それから金額については、申しわけないんですが伏せさせていただきたいということで聞いております。（発言する者あり）

○水資源対策室長（吉松 浩君） ああ、そうですね。ごめんなさい。もちろん、水量配分がございます。失礼いたしました。この漁業補償につきましては、小石原川ダムの建設費のうちの利水者、福岡県南広域水道企業団と、それからうきは市につきましては利水配分がございます。この分につきましては、うきは市につきましては10.22%、この分を負担してくださいよという話はいただいております。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よくわからないので教えていただきたいと思いますが、たしか自分が議員になって、この小石原川ダムに係る漁業補償が1回あったと思いますが。（発言する者あり）これからもまた出てくるという可能性があるものでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 今の御質問、漁業補償については、今後またあるかという御質問でしてでしょうか。漁業補償につきましては、小石原川ダムにつきましてはこれ1回きりでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） いずれにしても、初めての支出額になると思うんですね。で、どこまで出せるかというのは別としても、そのダム建設に係る費用であります。その負担の一部になるわけですが、それについて、今のようなスタートを切るようでは理解が得られないというふうに正直言って思います。どういうのが出せるかわからないんですけど、何らかの明らかな水利権の比率によって——それは協定書の中に、それはそれとして書いてあるわけですから、それを出されても余り意味ないかなというふうに。じゃあ、逆に言うと総額は幾らとか、何か出せる範囲の資料は、あったら配付いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） もちろん、総額につきましては、もうはっきり金額が出ておりますので、総額につきましては御提示できると思います。今申し上げますと、1億5,640万円ということで、これの10.22%が今回の増額をお願いする金額でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 市長、よろしいですか。どの辺まで、今、岩淵議員がおっしゃるとおりですね、どこまで我々が、この金額をですね、うきは市はこれだけですよと。もう、県南で10.22%。それはわかります。もう総額もわかっています。ただ、それを議決すると、それだけしかもう出せないという、そういうことなんですか。そこはちょっと説明いただけませんか。ちょっと、どうも。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 漁協補償については、これまでも再三、全員協議会で御説明してきたと思います。あの過程では、まだ妥結金額が未定だったんですが、水量配分というのは明確でしたから、前もって全体的に、実配分というのは出てきました。今回の趣旨は、全ての協議というか、補償協議が整って、総額が決まったので、その率を掛けるとこの分の負担が必要ですよという説明であります。

出せない、出せるという話でございますが、出せないのはあくまでも、この漁協補償の相手先が、複数の漁業組合があるわけですね。幾つも。それを個別ごとに、何々漁協組合は幾らです、何々組合は幾らです。それはちょっと控えてほしいということでもありますので、また、今までも全員協議会でかなり詳しく説明してきたと思うんですが、もし足りなければ、これは大きな問題ですから、再度、そういう説明というのは何度でも御説明させていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

ここで企画財政課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 済みません。1ページ戻りまして、43ページの説明で一部訂正をさせていただきます。

28節の償還金、利子及び割引料の説明のところ、過払い金というような説明をしましたが、過年度の補助金等の精算に伴う返還金ということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。今の訂正箇所について認めていただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） じゃあ、よろしくお願いいたします。

次に、5款1項労働費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課、田籠でございます。

45ページをお願いします。

5款1項1目労働諸費60万9,000円の減額補正でございます。19節負担金、補助及び交付金で、勤労者協議会補助金60万9,000円を減額するものでございます。理由といたしましては、うきは市勤労者協議会がことしの8月に解散したことに伴い、令和元年度の運営費補助金が不要になったことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで5款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

46ページをお願いいたします。

3目農業振興費4,663万8,000円の増額補正でございます。19節、上段の水田農業振興対策事業費補助金につきましては、県のスマート農業推進事業でGPS、ICTを活用した自動走行等が可能になる六条刈りコンバイン、八条田植え機等の導入支援を行うものでございます。補助率は県の3分の1となっております。本年8月に要望調査がありまして、2件の要望を行ったものでございます。

下段の、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金につきましては、本年7月下旬の大雨から9月下旬の17号台風等に係る農業施設の復旧支援事業でございます。ハウス施設等の改修、ビニールハウス等の張りかえ、苗代等、合計32件の支援となっております。補助率は国・県合わせて最大で10分の8となっております。こちらにつきましては、交付決定前の復旧は可能になっておりますので、農業者のほうでは随時復旧等の事業は既に行われている状況でございます。

続きまして、6目農地整備計画費39万円の増額補正でございます。中身につきましては、多面的機能交付金支払い事業の事務費の増額に伴います補正でございます。用紙、それから通信運搬費用を増額するものでございます。補助率は定額補助となっております。

続きまして、8目農地費2,435万3,000円の増額補正でございます。13節委託料1,150万円、防災減災計画策定委託料。こちらにつきましては、防災重点ため池のハザードマップ作成委託料でございます。本年度と令和2年度、2カ年で防災重点ため池32に全てを作成予定で、本年度6月に補正で御承認をいただいておりますが、国の追加予算配分がございましたので、今回、増額補正を行うものです。補助率は10分の10となっております。

19節、1段目の農業振興事業費補助金50万円につきましては、農道水路等の、国県の補助の対象とならない改修事業の補助金でございます。

次に、農業水利施設保全合理化事業費負担金250万円、こちらにつきましては袋野隧道の老朽化に伴う改修でございます。負担割合につきましては、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1となっております。

最後の県営農業農村整備事業費負担金985万3,000円につきましては、防災重点ため池2カ所の調査委託費になります。田代ため池につきましては、平成29年の朝倉災害等を受けて、基準が見直されたことによります再調査を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 8目13節委託料の委託先を教えてくださいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 13節、防災減災事業のハザードマップ作成につきましては、本議決をいただいた後に、1月にその入札等の準備に入りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 石井課長から説明がありました、3目の農業振興費の下のほうですね、19節の農業機械。これは国県で10分の8という説明だったと思うんですけど、ですかね。ハウス群。ハウス。これ要綱ありますけど、それに市のほうはどれに当たるとかな。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ただいまの御質問につきましては、今回、区分が5つに分かれてございます。それで、最大で10分の8と申し上げました施設改修等につきましては、市の負担は上乗せはございません。被覆等が10分の3という補助になっているものにつきましては、通常の高収益事業と同じく20分の1、苗代助成につきましては10分の5の助成になっておりますので、こちらにつきましても高収益同様20分の1、5%を上乗せさせていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 48ページでございます。

2目の商工業振興費1,245万5,000円の増額でございます。右側の需用費と役務費がセットになりますが、消耗品費4万円、役務費6万円の筆耕翻訳料ですが、これにつきましては、外国技能実習生の調査を行いながら、外国人の方が住みやすいまちづくりの施策に生かすための

調査を行う予定をしております。筆耕翻訳料というのは通訳料のことでございます。

19節の補助金ですけれども、1,235万5,000円は誘致企業への3年間にわたる設備投資への産業振興奨励金の額が確定したため増額となったものでございます。対象は日本精工、ROKI福岡、森永食研でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書49ページでございます。

8款1項1目土木総務費、19節負担金、補助及び交付金でございます。今回、512万5,000円の減額をするものでございます。内容につきましては、がけ地近接等危険住宅の移転の申請が現時点でございませぬ。ということで、今回、この1件分の512万5,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 今、課長、説明ありました19節のがけ地近接等。これはもう、3年ほども。この事業はもう、結果的にはもう、ゼロになってきてますよね。今後の見通しはどげんですか。ずっと予算化、やっぱせにやいかんとですか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この事業でございます。この事業については、国が2分の1、そして県と市ということで、三者による補助で、こういった崖地にあります住宅の移転等に伴います補助でございます。当然、住宅等については日々老朽化と申しますか、耐用年数が過ぎていきますと老朽化していきます。そういったところで、こういった危険地に指定されていますところで住宅を建てようとする、どうしても建築基準法でその場所ではできないというところがございます。

そういったことで、市民からの申し出がございませぬけれども、そういった感じで、もし申請があったときに当初予算を想定しておかないと、期間的に、なかなか単年で終わってしまうというのは無理な状況でございます。ということで、当初予算では組んでおるといふ状況でございます。今までに1件でございますけれども、白土のほうで、この事業を活用したケースがございま

す。その後は、今、この活用ケースはございません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書の50ページでございます。

8款2項2目道路維持費でございます。今回、1,500万円の補正をお願いするものでございます。内訳、15節の工事請負費でございます。道路維持修繕工事ということで、この内容につきましては130万円以下の緊急的な工事予算でございます。現在で17カ所の、この工事発注をしております。残る期間に対しての予算を確保するため、今回、この1,500万円の補正をお願いするものでございます。

3目の道路新設改良費でございます。15節の工事請負費2,500万円の減額でございます。こちらにつきましては、当初予算、この予算該当は3路線でございますけれども、工事予算、用地、それから補償費の予算を組んで、今、地元調整を行っておるところでございますけれども、今、補償、用地の関係でちょっと時間を要しておりますので、これに伴います工事予算を落としまして、来年、新年度のほうでまた予算計上したいということで2,500万円の工事請負費の減額をするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書51ページでございます。

8款4項4目住宅建設費、補正額1,153万7,000円の減額でございます。内訳は13節の委託料でございます。現在、高見団地の建てかえ工事に伴います工事委託を発注しております。この工事委託に伴います入札残、この分を今回、補正で落とすものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 住宅建設費、高見団地の設計委託料、当初予算が3,511万

7,000円と予算がっております。かなり安く、最近の設計料が非常に安い価格で設定されてます。これは、とりもなおさず最低価格、予定価格が設定されない。これはいいほうに考えれば非常に安く上がるんだけど、こういうやり方でずっとやりよっていいのかなというのは、毎度、鑑水議員を初め皆さんからもちよと疑問の声も上がっておりますが、大丈夫ですね。あとは設計監理料、委託管理料というものが、またそこに積み上がってくると思うんですけど。その辺について、これは企画財政課長になるんでしょうか、コメントをいただきたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 設計業務における最低制限価格の件につきましては、前にも御説明したことがあります。これまでの経過等を踏まえまして、大型事業について、特にこの落札率というのが低くなってる現状がございます。平成24年から31年度のこの高見団地、8件ほどの平均を出しても、その落札率は64%ということで、建設事業、土木事業の落札率と比較をしますと、今、この時点で設計業務に最低制限価格を設けるということについては、少々、課題が大きいのかなというふうに思っております。

それから、監理料につきましても、設計業者と随意契約はするものの、予定価格をきちんと定めまして、その中で見積もり合わせということをやっておりますので、予定価格内でしか契約はしておりませんので、適正な価格で契約をしておるといふふうに判断しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課、石井です。

52ページ、9款1項2目非常備消防費の18節備品購入費です。150万1,000円の減額補正です。消防団用のデジタル簡易無線機を購入しておりますけれども、入札減によるものです。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課です。

10款2項1目学校管理費、11節需用費、光熱水費70万円の増額補正です。新電力の入札を行った後に、使用電力のピークを迎えまして、請求額がふえた結果、年度末までに不足を生じる見込みでございますので、増額をお願いするものです。

19節負担金、補助及び交付金。小塩小学校統合に伴う指定制服購入費補助金です。在校生12名の制服、体操服、給食エプロンの全額補助を予定しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 同じく、学校教育課からです。

10款3項1目学校管理費、11節需用費、光熱水費120万円の増額補正です。増額の理由につきましては、小学校と同様でございます。15節工事請負費、浮羽中学校営繕工事費。浮羽中学校の西側防球ネットが台風17号により破れ、敷地外にボールが飛び出す状況となりましたため、修理を行うものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課、井上でございます。

56ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費、13節委託料313万9,000円の減額でございます。内容といたしましては、るり色ふるさと館の庁舎総合管理等委託料と、清掃委託料について、それぞれ入札が完了し、残金を減額するものでございます。

続きまして、2目文化財保護費、19節負担金、補助及び交付金1,767万5,000円の減額でございます。伝統的建造物群保存地区補助金1,377万5,000円の減額につきましては、

当初9件の修理を予定しておりましたが、そのうち来年度以降への延期が3件、事業中止が1件、減額が1,631万7,000円。また、修理の変更による事業費の増が4件、254万2,000円がありましたので、合計で1,377万5,000円の減額となったものです。

次に、町並み保存地区保存対策費補助金600万円の減額につきましては、当初3件で計上しておりましたが、今後の見込みを残しまして減額するものでございます。

次に、文化財保護事業費補助金210万円の増額につきましては、国指定重要文化財であります平川家住宅が、台風17号の接近により被害を受けまして、国の災害復旧工事として修理を行う予定としており、総額2,373万円のうち、市の負担分として210万円をお願いするものでございます。なお、平川家住宅の修理につきましては、国の審査終了後、工期が5カ月ほど見込まれるため、令和2年度へ全額繰り越しをさせていただきたいと思っております。国の補助が85%、県が7.5%、市は国・県負担を除く額の90%から15万円を除く額としてお願いするものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料。過年度国宝重要文化財等保存整備費補助金返還金34万円の増額でございます。これにつきましては、平成29年度の伝統的建造物群保存地区補助金のうち、新川・田籠地区の2件分の国庫補助金の返還金でございます。

続きまして、7目生涯学習センター建設費、15節工事請負費、旧生涯学習センター等解体工事費506万円の増額でございます。内容といたしましては、旧生涯学習センターの建屋解体に当たり、排煙筒にアスベストの使用が判明したため、その改修と処分費、また旧生涯学習センターの本体基礎部につきまして、駐車場整備計画を進めるに当たり盛り土が必要となり、合わせて506万円の増額をお願いするものでございます。アスベスト費用356万円、盛り土費用150万円を想定しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） ちょっと長くなりますけどいいですかね。

今の生涯学習センターの件ですがね、これは11月1日に全協のときにお話は聞いております。それとですね、当初予算の149ページに969万6,000円の予算を組んでおります。これは配線等の調査費ということで説明を聞いておりましたが、旧生涯学習センターに当たりですね、今までいろいろと問題がありました。これは、商工会館の解体時にも発覚しましたアスベストです。

そして、これは住環境建設課もタッチしてると思いますが、設計事務所が介入に当たったにもかかわらず、なぜ確認不足になったのか。それから、7月22日の入札結果、駐車場整備設計業

務、990万円で落札してますね。これは駐車場整備工事に含まれると思われま。設計委託料当初予算969万6,000円の入札結果。これはホームページに掲載されていなく、もう落札金額が把握できません。

それから、6月14日の補正予算。32ページについてですが、9月14日の筑後地区人権同和教育研究集会開催のための駐車場確保につきの予算が上がっていて、そのうち水が絡む構造のため、調査等設計監理料293万3,000円。これも入札結果はホームページに出ておりません。落札金額が把握できません。その上ですね、解体工事予算1,469万9,000円。これ、予定価格が1,067万400円に対し、7月18日、落札金額1,053万円とマイナス416万9,000円。これは、予定価格からいくと14万400円です。

それと、9月6日のですね、補正予算書に減額が計上されていません。また、4月の当初解体工事費3,500万円、予定価格3,402万3,000円となっております。9月12日に落札金額3,300万円で、予定価格からいってマイナス102万3,000円と結果が出ていて、これも今回、12月の補正予算に減額の数字が見えません。

そこで、4月の当初予算並びに6月14日の補正予算、設計監理委託料、解体工事と駐車場整備工事との予算金額の振り分けなどを、詳しい説明をお願いいたします。

さらに、7月18日並びに9月12日の解体工事入札で、マイナス616万9,000円、予定価格からいきますとね、505万1,600円になっております。これも減額補正が見当たりません。

それで、今回の506万円の補正予算、再度入札となりましようがね、今までの結果、予算減に対し流用されないのか、新たな予算計上とはならないのでは。むしろ、今までの結果及び予算上限から見ると、マイナス110万9,000円の減額となるのではないのでしょうか。ただし、予定価格から言うと8,400円の増額となるようです。ほぼ同金額が減額という金額になっております。

それでですね、先ほど住環境建設課のほうから説明がありましたがね、高見団地建てかえ工事の設計委託料、これは、もう即減額に入っております。この減額も、ちょっとまた付託委員会で聞きますけど、400万円違いますけどね。施設調査業務が入っているからかもしれませんけど。

それで、私、現場を数回行ってみました。建物が全て解体されており、アスベストに絡む部分、これが把握できないんです。どこの部分かをちょっとお尋ねします。それと、これに対する、例えば事前着工とか、もしあった場合はこれは専決処分になると思えますけどね。ちょっとその辺が見えてこない。

それとその、今から再度、新しく入札すれば12月27日工期に間に合うのか間に合わんのか。ちょっとこれ、ちょっと把握できませんので、質問が複雑ですけど、これは付託委員会なので、

厚生文教常任委員会のほうに議論をお願いして、説明をお願いするけど、きょう、ここで即答される部分があればお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 審査の途中ではございますけれども、皆様にお諮りをいたします。

本日の予定を終了したいと思います、午後5時以降になろうかと思えます。時間延長に対して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。それでは、引き続き審査を行います。

じゃあ、答弁、中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 大変申しわけありません。議員の質問、ちょっと書き取れませんでしたので、できればその内容を見せていただいて、それに丁寧にお答えしたいなと思ってます。

それと、アスベストの箇所については今御説明が、生涯学習課長のほうからできると思えます。

それと、もう一点は、入札結果がすぐ予算に反映するかという点については、いろいろな事情が異なる場合があるというふうに思っております。その後、年度内に追加の予算が必要になるようなケースもあろうかと思えますので、そういったケースで即補正をするものと、全く予定がなければ、もう12月で補正をお願いしますということは言ってますので、補正するものが出てくるのかなというふうに思ってますけど、今、御質問の内容に沿って整理をしたいと思ってます。

それと、もう一点あったですね。何やったかな。

○議長（櫛川 正男君） アスベストの。

○企画財政課長（中野昭一郎君） いや、アスベストはお答えするとして。

じゃあ、生涯学習課長のほうからアスベストについて御説明をお願いできればと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） アスベストの出た部分につきましては、建物北側にあります機械室の排煙筒がございまして、その中でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） それ、今残ってますか。まだ、建物。ということは、事前着工でしょう、これ。……予算ですから。（発言する者あり）いやいやいや、ちょっと待って。ちょっとその辺をね、ちょっと。（「ちょっと補足説明」と呼ぶ者あり）補足ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）間違っていないんですか。補足。（「ちょっと私、今の答弁、聞き逃しました……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

いや、今の件ですね。ちょっと、なら、課長。建物があるのかないのか。この工事がもう終わってるんじゃないかと、私思って。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 建物はもう残ってありません。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 予算は生涯学習センターを取り壊す予算と、あと、その取り壊した後に駐車場を整備する予算があります。ですので、今回のアスベストの撤去に当たっては、その駐車場の予算を先食いさせてもらったという形になっております。で、駐車場を整備する予算が506万円足らなくなったので、今回、増額の補正を上げさせていただいているということになっております。

○議長（櫛川 正男君） なるほど。これは説明書のとこかな。いいですか。（「……てよ。もう少し詳しく説明してもらわんと、これ。これ、新たな入札で……500万とこうなるの。この後の……」と呼ぶ者あり）はい、7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） プール解体のときもね、公募を前の日にしたでしょう。予算論議する前に。これも全く同じような内容じゃないですか。だから、そういう説明を、例えば11月1日に課長のほうから、こういうふうにして、例えば駐車場整備の予算から、使って、三百何十万円か、使いますという説明があれば納得しますよ。きょう、それ新しく聞いた分でね、ちょっとそれ、詳しく常任委員会のほうでお願いしておきます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 11月1日の全員協議会の折に、処分費用につきましては、年度内の事業完了を行いたいと思いますので、同じ15節内の駐車場整備工事費を流用して対応させていただき、今回、工事費の増額につきましては、12月議会で増額補正をお願いさせていただきたいというふうに説明をさせていただいておるところでございます。（「そしたらね、あれ何……設定ですね。設定」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） じゃあ、後で。（発言する者あり）自分の疑問点を後で言うてください。（発言する者あり）

ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと予算と関係するのかわからないんですけど、るり色ふるさと館、今、社会教育のところも入るんだらうと思うんですけど、研修室が幾つもあって、聞きたいのは、白板というか黒板というか、えらい最新鋭の白板をしてるんですけど、水性でできるようになってますけど、消えない。汚れたような壁になりよる。ここんとは何か対策をせんと、せつかくあんな立派な建物ができちよるとに、全ての研修室にあの白板が設置されとる。

ところが、何か水性ペンでできるような、チョークじゃないですね、あれを使って拭き取っても消えない。消えないというたらいかんです、消えにくい、跡が残っている。汚れたように壁になっている。壁に見えます。そこのところはちょっと、何か対策を考えたほうがいいんじゃないか

など。ここで質問するのかわからないんですけどですね、感じましたので、よろしくお願
いしたいなど。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 研修室の白板につきましては、白板として利用する分と、映像
を映し出してする分と兼ねてつくったものでございます。それで、映像を映し出すときに、普通
の白板ですと反射してしまいますので、その凹凸のある白板にしたところ、あのよう、ちょっ
と消えにくいようになってまいりまして、事業者のほうに言ひまして、それ専用の水性ペンと消
すものをしております。それから、月に1回はアルコール消毒をして、職員のほうで拭いており
ます。申しわけありませんが、それで対応させていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して、企画財
政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） では、57ページになります。

12款1項1目元金1億7,118万8,000円の増額になります。2目利子については
1,386万6,000円の減額になっております。このうち、特定財源のその他に計上してあり
ます額は、減債基金を取り崩しまして、起債の繰上償還を行うものになっております。一般財源
のマイナス分は、額の確定に伴います減額ということになります。

58ページです。

13款1項1目特別会計繰出金200万円の増額補正です。内訳については記載のとおりです。

59ページ、14款1項1目予備費4万1,000円の減額補正です。歳入歳出補正額の調整
によるものです。

続きまして、歳入で13ページをお願いします。

1款1項市民税1目個人分です。269万8,000円の増額補正になります。同じく2目法
人分は437万6,000円の増額補正でございます。

14ページです。

1款2項1目固定資産税3,066万円の増額補正でございます。

15ページ、1款3項1目軽自動車税184万6,000円の増額補正でございます。

16ページでございます。

1款4項1目市たばこ税885万4,000円の増額補正になります。

17ページ、1款5項1目入湯税51万3,000円の減額補正になります。いずれも決算見

込みに伴います増減額になっております。

18ページでございます。

10款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金1,879万6,000円の減額補正になります。1節71万1,000円の減につきましては、認可外保育施設の利用費に係るものでございます。9月補正予算におきまして、認可外保育施設利用費としまして94万8,000円を歳出予算に計上し、その財源を全額、この子ども・子育て支援臨時交付金に計上しておりました。しかしながら、最終的には市の負担分である4分の1だけを、この当該交付金で受け入れるということになりましたので、残りの国・県負担金として、それぞれ2分の1、4分の1についてはこの交付金の減額と合わせまして、同額を国・県負担金で計上し直すという補正になっております。

次に、2節の1,808万5,000円の減額については、幼稚園施設利用費に係る分になります。その内容につきましては、1節と同様で、減額額と同額を国・県負担金で計上するというものになっております。

19ページでございます。

13款1項3目農林水産業費分担金、100万円の増額補正です。市営土地改良事業費分担金につきましては、歳出予算の6款1項8目で計上しました袋野用水改修に係る分担金ということになっております。

20ページでございます。

13款2項1目総務費負担金173万6,000円の減額補正です。八龍財産区及び船越財産区の議会議員選挙執行経費負担金でございます。

21ページです。

15款1項1目民生費国庫負担金1,952万6,000円の減額補正でございます。子どものための教育・保育給付費負担金の減額につきましては、歳出予算3款2項5目で計上しました民間保育所運営委託料の減額に伴います財源補正になります。子育てのための施設等利用給付交付金の増額は、子ども・子育て支援臨時交付金で説明をしました財源振替分になっております。

3目教育費国庫負担金、施設型給付負担金1,205万7,000円の増につきましても、子ども・子育て支援臨時交付金で説明をしました分の財源振替分になります。

22ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金115万円の減額補正です。地方創生推進交付金の減額につきましては、歳出予算2款1項16目で計上しました、壱岐島自然体験事業委託料の減に伴います財源補正になります。個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイナンバーに係るマイキーID設定支援広報等に対する補助金になりますが、歳出予算2款1項11目の電子計算処理費及び2款3項1目の戸籍住民基本台帳費の、既にある歳出予算のほうに充てているも

のでございます。

2目民生費国庫補助金15万8,000円の減につきましては、子ども・子育て支援交付金の補助基準額の改正等による補正ということになります。

4目土木費国庫補助金775万4,000円の減額補正でございます。社会資本整備総合交付金の減は、歳出予算8款1項1目で計上しました、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の減に伴います財源補正でございます。

防災・安全社会資本整備総合交付金の減は、歳出予算の8款4項4目で計上した高見団地建てかえ工事設計委託料の減額に伴う財源補正になっております。

6目教育費国庫補助金963万7,000円の減額補正でございます。社会資本整備総合交付金、文化財保存事業費補助金ともに歳出予算10款4項2目で計上しました、町並み保存地区保存対策費補助金、伝統的建造物群保存地区補助金の減額に伴います財源補正になります。

23ページでございます。

16款1項1目民生費負担金976万3,000円の減額補正です。子どものための教育・保育給付費負担金の減額は、歳出予算3款2項5目で計上しました民間保育所運営委託料の減額に伴う財源補正です。子育てのための施設等利用給付交付金の増額は、子ども・子育て支援臨時交付金の財源振替分になります。

3目教育費県費負担金602万8,000円の増額補正です。施設型給付負担金につきましても、子ども・子育て支援臨時交付金の財源振替分になっております。

次に、24ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金24万6,000円の増額補正です。地域子育て支援拠点事業費補助金の増は、歳出予算3款2項10目で計上しました、同補助金等に対する財源補正でございます。延長保育事業費補助金の増は、歳出予算3款2項5目で計上しております、同補助金に対する財源補正でございます。

5目農林水産業費県補助金は5,484万2,000円の増額補正でございます。水田農業振興対策事業費補助金及び園芸施設災害復旧支援事業費補助金につきましては、歳出6款1項3目で計上しました同補助金の財源補正になります。多面的機能支払推進交付金は、歳出予算6款1項6目で計上した農地整備計画費に対する補助金でございます。防災減災計画策定補助金は、歳出6款1項8目で計上しました、ため池のハザードマップ策定に伴う補助金になります。

7目土木費県補助金128万1,000円の減額補正でございます。がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金は、歳出予算8款1項1目で計上した同補助金の財源補正になります。

8目教育費県補助金270万円の減額補正です。文化財保護事業費補助金につきましては、歳出予算10款4項2目で計上しました、伝統的建造物群保存地区補助金の減に伴う財源補正でござ

ざいます。

9目消防費県補助金75万7,000円の減額補正でございませう。消防団設備整備費補助金は歳出9款1項2目で計上しました、デジタル簡易無線購入費の減に伴う財源補正になっております。

25ページです。

17款1項2目利子及び配当金は1,206万4,000円の増額補正でございませう。基金を運用しております債権の売却益で、歳出予算2款1項7目で全額、基金に積み立てをするものでございませう。

続いて、26ページです。

18款1項2目指定寄附金1,813万4,000円の増額補正でございませう。前期の実績に基づきまして、ふるさと・うきはまごころ寄附金を1,800万円増額をして3億2,300万円を見込むものでございませう。うきは茶振興会寄附金は前年度の売り上げ実績に基づき13万4,000円を計上するものでございませう。これについては歳出4款1項6目の食育対策費に充当しております。

27ページでございませう。

19款1項1目財政調整基金繰入金9,720万6,000円の増額補正でございませう。財政調整基金の1億3,800万円の減額のほか、減債基金は市債の繰上償還に充てるための繰り入れになっております。公共施設等整備基金は、歳出3款1項4目で計上しました総合福祉センター屋上防水工事費の財源に充てる繰り入れになっております。

28ページでございませう。

21款5項1目雑入2,623万2,000円の増額補正でございませう。地域支援事業費交付金の増は、歳出予算3款1項1目の社会福祉総務費人件費と、同9目地域支援事業費に係る財源として計上するものでございませう。非常勤職員公務災害補償保険金は、歳出2款1項1目の補償費に対する保険料の受け入れになります。うきは市民大学受講生個人負担金は、壱岐島体験が中止になった分の負担金、浮羽老人ホーム解散精算金は決算剰余金の精算によるものでございませう。全国森林環境税創設促進議員連盟活動費は、解散に伴う減額。地域の空き家・空き地等の利活用等に関するモデル事業支援金につきましては、補助金の採択を受けることができなかつたということで、歳出予算2款1項8目の事業費と合わせて減額をするものでございませう。

2目過年度収入10万5,000円の増額補正でございませう。いずれも国県負担金、支出金の精算による追加受け入れ分になります。

29ページでございませう。

22款1項3目農林水産業債90万円の増額補正です。歳出予算6款1項8目で計上いたしま

した農業水利施設保全合理化事業費負担金に係る市債ということになっております。

5目土木費2,370万円の減額補正は、歳出予算8款2項3目で計上しました道路改良舗装工事費の減額に伴うものでございます。

7目教育債490万円の増額補正でございます。歳出予算の10款4項7目で計上しました、旧生涯学習センター等解体工事費の増額に伴う市債になっております。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第88号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をいたしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。

○議長（櫛川 正男君） お疲れさまでした。

午後5時26分散会
